

# 企画総務委員会

令和8年4月20日

## 1 報告事項

### 【地域振興部】

- (1) 祭礼文化の継承に係る調査研究結果と区の取組について 【資料】
- (2) 株式会社JR東日本クロスステーションとの連携協定の締結について 【資料】
- (3) 公衆喫煙所整備に係る重点地区指定・助成引上げについて 【資料】

### 【政策経営部】

- (1) 組織変革について 【資料】
- (2) 情報リテラシーに関する取組みについて 【資料】
- (3) 旧永田町小学校校舎の記録保存・活用及び跡地活用の検討  
に向けた取組みについて 【資料】
- (4) 旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）について 【資料】
- (5) (仮称)四番町公共施設新築空調設備工事について 【資料】
- (6) 東郷元帥記念公園改修工事について 【資料】

## 2 その他

## 祭礼文化の継承に係る調査研究結果と区取組について

### 1 調査研究結果の概要

- ・本区の祭礼は「文化的価値」と「コミュニティ的価値」を有することが専門的見地から確認された。
- ・本区の祭礼を構成するさまざまな有形・無形の資産は区民共有の財産であり、世代を超えた文化資源である。
- ・祭礼の場は、町会に属さない区民や大学、企業等との接点の場でもあり、地域コミュニティの「橋渡し」として高い公益性を有する。

### 2 最終報告シンポジウム概要

日 時:令和8年3月24日(火) 18:00~20:00

会 場:千代田区役所本庁舎1階 区民ホール

参加者数:162名 (内訳:会場137名、オンライン25名)

#### ○主な論点

- ・祭礼の文化的価値は道具そのものだけでなく、継承プロセスも含まれる。
- ・祭礼の運営手順の可視化は、持続的な継承を考えるうえで有用な手段である。
- ・文化及びコミュニティ継承の観点から、行政からの財政支援は妥当である。  
→区が財政支援をする際には、審査基準を設けるなど透明性の確保に努めるほか、支援の実施主体や支援先の団体化など支援手法についても幅広く研究していく。

### 3 区が祭礼文化継承を支援する意義

#### ○文化資源の保全

- ・神輿、山車、祭礼道具といった有形資産、作法、運営ノウハウといった無形資産は本区に蓄積された共通の文化的財産。これらの保全支援は公益性を有する。

#### ○地域コミュニティの基盤としての機能維持

- ・本区の祭礼は町会を核として運営されている。町会は行政の代わりに地域の安心・安全を支える役割を担っている。祭礼文化の継承は町会自体の継続にも通じることから、継承支援の効果は広く区民に波及する。

#### ○多様な主体との接続によるまちの魅力向上

- ・祭礼への関わり方は「する」だけでなく「見る」も含まれる。本区の祭礼は、子どもを含む多様な主体が「共有できる文化資源」であり、その継承は地域コミュニティの再生やまちの魅力向上につながる、未来への投資と言える。

#### 4 調査研究結果を踏まえた区取組

祭礼文化の継承支援に向けた取組の第一弾として、江戸文化の多彩な魅力発信を推進する東京都とも連携し、区として「祭礼文化の魅力発信」を実施する。

#### 5 実施内容

##### (1)実施時期(予定)

令和8年6月12日(金)～14日(日)

##### (2)実施場所(予定)

丸の内ビルディング マルキューブ

##### (3)主な内容(想定)

- ・江戸型山車の展示や囃子の実演による、江戸文化の歴史や魅力の紹介
- ・本区の祭礼文化に関するノベルティの配付や伝統文化体験を通じた、子どもを含む幅広い世代に対する江戸文化の周知
- ・祭礼文化に関するパネル展示を通じた、地域文化への理解の促進

#### 6 事業のねらい

- ・本区の地域コミュニティが伝統文化を通じて結束を強めてきた歴史等について区民及び来街者への周知を図るとともに、地域コミュニティに対する区民の理解促進や、まちへの誇り・愛着の醸成を目指す。
- ・東京都が進める江戸文化の発信事業と連携し、本区の祭礼文化の特色である「人と人とのつながりの文化」を発信することで、PRの相乗効果を狙う。

#### 7 その他

- ・本事業は東京都との共同開催であり、プログラムの詳細については東京都と協議しながら策定する。
- ・事業の詳細は広報千代田5月20日号において周知予定。

令和7年度  
千代田区祭礼文化調査・研究  
報告書

公益財団法人まちみらい千代田

## 目次

第1章 千代田区の祭礼文化継承の価値.....	4
はじめに.....	4
1. 日常は「お祭り」であふれている.....	4
2. 千代田区における祭礼文化 .....	5
(1) 千代田区における祭礼文化の価値 .....	5
① 地域コミュニティの持続可能性を支える .....	5
② 有形・無形の文化資本を継承する。 .....	6
③ まちの賑わいと交流の促進～レジリエンス（非常事態への対応力）を高める～.....	7
(2) 都市祭礼の変容 .....	8
① 「する祭り」から「見られる祭り」へ .....	8
② 「見られる祭り」から「見せる祭り」へ .....	8
コラム 「見られる祭り」から「見せる祭り」へ——江戸の附祭に見る都市祭礼の姿 .	10
③ 神事から都市文化へ：夏祭りが多いのには理由がある .....	11
3. 祭礼文化継承の意義—祭礼は「協働のインフラ」になりうる .....	12
(1) 祭礼はモノだけでなく、「段取り」と「人の力」でできている .....	12
(2) “協力の練習” が、毎年くり返される強み .....	12
コラム 祭りは1日ではできない——地域でつなぐ一年のサイクル .....	13
(3) つながりには3種類ある：結束・橋渡し・連結.....	14
(4) 防災や助け合いに効くのは「顔の見える関係」 .....	15
コラム 祭りが育てる「いざという時」の力.....	15
4. 祭礼の価値は「お金」だけでは測れない .....	16
コラム 祭礼は地域のcommonsである .....	17
5. 祭礼は「わたしたち」を生み、誇り（シビックプライド）を育てる .....	17
(1) 参加経験がつくるのは、感動だけではない .....	17
(2) 「うちの町」と「よその町」——比べ合うからこそ語れる .....	17
(3) 祭礼は「時間の誇り」も育てる.....	18
(4) 都市祭礼の負の要素.....	18
第2章 調査の枠組み（対象・方法・体制） .....	19
1. 主な調査対象 .....	19
2. 調査手法 .....	19
第3章 本区の祭礼文化の歴史と特性 .....	20

1.	江戸の都市祭礼と千代田区の位置づけ .....	20
2.	江戸期の天下祭の概況 .....	21
3.	江戸期の祭礼文化資源調査概要 .....	23
	(1) 文化財に指定されている祭礼道具 .....	23
	(2) 文化財未指定の祭礼道具 .....	27
4.	江戸の祭礼文化に欠かせない山車 .....	31
	コラム：都市開発と祭礼文化が会うとき —— 赤坂氷川山車保存会の物語から .....	34
5.	明治～昭和期における祭礼の変遷 .....	36
	(1) 明治時代の山車と町神輿の誕生 .....	36
	(2) 大正・昭和期の千代田区の祭礼の状況 .....	37
6.	区内神社と祭礼の多様性 .....	39
	コラム 地域の祭礼を「群」としてとらえるとは .....	40
7.	子どもと祭りを結び付けるもの .....	41
	第4章 祭礼文化継承の現状と課題 .....	44
1.	町会長・女性・婦人部長、青年部長アンケート・ヒアリングについて .....	44
	(1) 結果概要 .....	44
	(2) 分析 .....	44
2.	祭礼文化継承に向けた課題 .....	46
	(1) 担い手不足と参加導線の弱さ .....	46
	(2) 組織基盤の弱体化と引継ぎの属人化 .....	46
	(3) 技能・作法・運営ノウハウの継承断絶（口伝依存） .....	46
	(4) 祭礼道具の保全・管理（保管・台帳・修繕） .....	46
	(5) 財源確保とコスト上昇（警備・保険・修繕） .....	47
3.	先行研究や他の自治体における示唆 .....	47
	(1) 都市化と継承の関係 .....	47
	(2) 他自治体の先行事例からの示唆（制度・運営の共通点） .....	48
	(3) 上尾市：記録・発信が参加の「入口」と誇りをつくる .....	48

(4) 茨城県：文化財として「祭りを続ける」ための開催支援を制度化 .....	48
(5) 滋賀県：魅力の体系的発信と次世代継承を、観光と接続する .....	49
4. 法的・制度的論点からみた政教分離と説明責任.....	49
5. 本区の祭礼文化継承に向けて .....	50
第5章 支援等の方向性と提言 .....	51
1. 祭礼文化支援の方向性 .....	51
(1) 資産保全・管理支援.....	51
(2) 技能・運営ノウハウの記録と継承.....	51
(3) 普及・学び・参加促進 .....	52
2. 今後の祭礼文化調査と支援体制構築にむけた提言.....	53
第6章 おわりに .....	55
編集後記.....	57
「地域と学校をつなぐ～地域の文化としての祭囃子～」 .....	57
「継承」—文化財保存修復分野の視点から— .....	58
文献・資料一覧 .....	60

# 第1章 千代田区の祭礼文化継承の価値

—つながり・文化・まちの誇りを、未来へ手渡すために—

## はじめに

初夏の昼下がりに、広場にはたくさんの方が集まっています。浴衣姿の子どもたちが元気に遊び回り、親はベビーカーを押して足を止め、買い物帰りの人々はスマートフォンで写真を撮ろうとしています。遠くからは太鼓や威勢のいい掛け声が響き渡ります。近づいて角を曲がると、神輿や山車が目の前に現れます。「今年もお祭り、うれしいね」と誰かがつぶやきます。そんな声がある一方で、こんな疑問も生じます。「準備する人が減って、続けられるのかな」「安全面は大丈夫なの？」「負担が一部の人に偏っていない？」「いや、一部の人だけで盛り上がっていない？」「最近このまちに引っ越してきたけれど、参加するにはどうすればいいの？」

第1章で扱うのは、まさにこれらの問いです。千代田区にとって祭礼文化の価値はなんなのか。千代田区の祭礼は、どう変わってきたのか。そして、これからどうすれば無理なく続けられるのか。それらについて考えます。都市社会学や文化経済学における祭礼文化にかかわる文献、研究成果などを参考に、都市祭礼の典型である、千代田区の祭礼の価値を概観します。

## 1. 日常は「お祭り」であふれている

千代田区や千代田区の連合町会のウェブサイトで行事の記事を見てみましょう。正月の初詣に始まり、節分の豆まき、地域の稲荷神社での初午祭へと続きます。春には家庭でひな祭りや端午の節句を祝い、夏にかけて、山王祭や神田祭など江戸・明治以来のお祭りが斎行され、七夕、盆踊り、子ども縁日とにぎわいます。築土神社では秋にお祭りがあり、10月には区民体育大会、近年では商店街などでハロウィーンも行われます。冬には丸の内など、区内各地でクリスマスの飾りが見られます。こうした行事が一年を通じて千代田区のまちを彩ります。

これらの行事は主に三つに分けられます。第一に、神社の祭りや町の歴史を背景とした伝統的な祭礼。第二に、行政が地域活性化のために始めた新しいタイプの祭り。第三に、市民が主体となって育ててきたイベントやフェスティバルです。都市の祭りは、古いものと新しいものが重なり合うことで「祝祭の風景」に厚みをもたらしています。

本報告書では、千代田区で長い歴史を持つ神輿渡御や山車巡行など、「伝統継承型の祭礼文化」に焦点

を当てます。近代化や都市化、人口移動、少子高齢化、観光化など社会の大きな変化の中でも受け継がれてきたこれらの祭りは、どのような意義や価値を持つのでしょうか。

## 2. 千代田区における祭礼文化

### (1) 千代田区における祭礼文化の価値

#### ① 地域コミュニティの持続可能性を支える

本区における祭礼文化は、江戸以来の歴史の中で、町会を基盤に多様な人々が関わり合いながら継承されてきた、地域社会の重要な基盤を成す文化です。山王祭、神田祭の天下祭をはじめ、区内各所で営まれてきた祭礼は、単なる年中行事や観光資源にとどまらず、人と人とのつながりや文化、まちへの誇りを育む重要な社会的な基盤として機能してきました。

とりわけ、千代田区における伝統継承型の都市祭礼は、明治期以降の都市化の進展や、平成期に入ってから急速な都市化による人口減少、さらには社会・産業構造の大きな変化といった数々の環境変化の中にあっても、地域社会の基盤となる文化として、今日まで連綿と受け継がれてきました。

一方で、近年は都心居住が進み、都市化や人口の増加・人の移動も活発になっています。その影響で、地域では住民が定着しにくく、日常的に顔を合わせる機会も少なくなり、地域コミュニティのつながりを維持し続けることが難しくなっています。

祭礼は、当日の神輿渡御や山車行列といった非日常的な場面だけで成立するものではなく、準備や稽古、運営、片付けに至る一連の共同作業を通じて成り立っています。こうしたプロセスの中で、町会や氏子団体を中心とした多様な役割分担が生まれ、参加者は世代や立場を超えて協力する経験を積み重ねてきました。

このような協働の経験は、地域内の信頼関係や規範、ネットワークを更新・再生産する機能を持ち、いわゆる「結束型」の社会関係資本を形成する基盤となっています。また、本区のような都心地域においては、昼夜人口の差が大きく、町会非会員や在勤者、来街者など、多様な主体が地域に関わる可能性を有しています。祭礼は、こうした人々が地域と接点を持つ代表的な機会となり得る点で、町会内部の結束にとどまらず、属性や所属を越えた「橋渡し型」の社会関係資本としても機能し得ます。

また、担ぎ手、設営補助、記録・広報、子ども向け体験の運営など、関与の度合いに応じた多様な役割が存在することは、参加の裾野を広げる余地を持つと同時に、町会等の主体性を保ちながら協力を得るための重要な条件となります。さらに、祭礼を「自分たちの手で準備し、無事にやり遂げる」という

経験は、地域への愛着や誇りを育む契機となります。由来や作法、役割を理解し、それを語れる言葉を獲得することを通じて、参加者は自らの地域を肯定的に捉え直し、シビックプライド、すなわち地域への誇りを体感的に形成していきます。

この点において、他の諸行事や文化と比べても、祭礼は意識啓発や広報だけでは代替しにくい、体験に根差したコミュニティ形成の仕組みとして位置付けることができます。

## ② 有形・無形の文化資本を継承する

祭礼文化の価値は、神輿や山車、囃子道具、衣装、提灯といった目に見える資産だけで成り立っているわけではありません。そこには、囃子の型や所作、掛け声、しつらえの手順、接待や進行の作法、さらには関係機関との調整の仕方といった、長年の経験の中で培われてきた無形の知恵や技能、決まりごとが重なり合っています。こうした有形と無形の要素が切り離せない形で結び付いている点に、祭礼文化ならではの文化的価値があります。

千代田区の祭礼は、交通規制や安全対策、近隣への配慮など、対応すべき条件が多岐にわたります。そのため、運営には現場ごとの判断や細やかな調整が欠かせず、知識や経験は次第に高度で複雑なものになっていきます。こうした祭礼運営の多くは、状況に応じた判断や暗黙の了解に支えられており、手順をそのままマニュアル化することが難しいという特性を持っています。このため、段取りや判断の積み重ねといった無形の資産をどう引き継ぐかは、祭礼文化そのものを守り伝えるうえで極めて重要な課題となっています。

また、本区には、複数の町会や神社にまたがって神輿や山車などの祭礼道具が数多く残されており、個々の道具が単独で存在するのではなく、まとまりをもって集積している点が大きな特徴です。こうした「群」としての存在は、地域の歴史や文化の厚みを形づくる一方で、保管場所の確保や修繕費用の負担など、維持管理に関する課題も併せ持っています。

そのため、文化資源としての価値を説明する際には、道具の保存状態だけに着目するのでは不十分です。どのような場面で、誰が担い、どのような知恵や工夫を重ねながら使われてきたのかといった、運用の積み重ねを含めて捉えることが求められます。

一方で、こうした技能や段取りの多くが口伝や経験に依存してきた結果、担い手の高齢化や世代交代の停滞が進むと、継承が途切れやすいという弱さも指摘されています。写真や動画による記録、聞き取り調査、用語や作法の整理といった取組は、マニュアル化しきれない要素を補いながら、知識の属人化を和らげ、文化的価値を次の世代へつないでいくための基盤となります。

これらの取組は、内部における引継ぎのための教材として機能するだけでなく、外部に対して祭礼の文化的価値を説明する資料としても活用できます。その結果、支援の必要性を伝える説得力が高まり、関係者間の理解や合意形成を進めるうえでの確かな根拠となることが期待されます。

### ③ まちの賑わいと交流の促進～レジリエンス（非常事態への対応力）を高める～

祭礼は、都心の街路や広場、公開空地などを舞台に行われ、普段とは違う人の流れや滞留を生み出します。そのことで、日常では意識されにくい都市空間の魅力を、あらためて感じさせる役割を果たしています。神輿や山車、囃子がまちに現れることで、訪れた人は地域の歴史や文化を「見て知る」のではなく、「体験として味わう」ことができます。同時に、地域にとっても、自分たちのまちの成り立ちや魅力を語り、案内し、受け入れる力を確かめる機会となります。

こうした体験価値は、商店街の活性化や観光施策、エリアマネジメントの取組と結びつくことで、回遊性の向上やにぎわいの創出につながる可能性を持っています。

一方で、都市資源としての注目度が高まるほど、混雑や迷惑行為、ごみやトイレへの対応、暑さ対策、交通への影響など、地域にかかる負荷も表面化しやすくなります。そのため、祭礼を都市資源として位置付ける際には、にぎわいを生み出すことだけを目的とするのではなく、安全・安心の確保や、周辺で暮らし働く人への配慮を前提に考えることが欠かせません。

観覧動線の整理や救護体制の確保、暑熱対策、ルール周知、多言語対応といった受入れの設計は、祭礼を無理なく続けていくための土台となります。こうした取組の積み重ねが、結果として地域への評価や信頼にもつながっていきます。

また、祭礼の運営を通じて行われるルート設定や交通整理、警備配置、連絡体制の構築は、平時の動線確認や、災害時を見据えた地域の対応力、いわゆるレジリエンスを高める効果も持っています。多くの関係者が実地で関わる中で、地域の地理や危険箇所が共有され、協力関係が深まっていく点も、祭礼が持つ都市資源としての大切な側面といえるでしょう。

## (2) 都市祭礼の変容

### ① 「する祭り」から「見られる祭り」へ

昔の祭りは、信仰共同体の内側で行う色合いが強いものでした。ところが都市では、人口が増え、人の出入りが激しくなります。千代田区における祭礼はまさに都市祭礼の典型的なものです。

都市化の進展とともに、近所でも「初めまして」が増え、価値観も多様になります。そのとき祭りの中に、ある存在がはっきり現れます。「見物人」です。参加しなくても、見るだけで関われる人が増えました。すると祭りは、内側の行事であるだけでなく、街路など公の場で見えるものとして成立していきます。ここで大事なのは、「参加者が減ったから見物人が増えた」という単純な話ではない点です。都市という環境の中で、祭礼が続く条件そのものが変わった、ということです。

### ② 「見られる祭り」から「見せる祭り」へ

千代田区の祭礼は、多くの町会の協力によって開催されています。そうした中で、各町会は自然と見物人の視点を意識するようになります。山王祭や神田祭における各連合の神輿渡御の賑わいに加え、それぞれの神酒所（みきしよ）の装飾、囃子の工夫、進行や所作の統一に向けた努力が、祭礼をいっそう魅力あるものにしています。祭の美意識や独創性を競い合うことによって、祭礼には芸能性と創造性が加わってきました。つまり、芸能は単なる付属的なものではなく、人々に披露する必要の中から生まれ、発展してきたものだと言えます。

柳田國男は、神事としての「祭」と、それに加えて見物人を含む祝祭行事としての「祭礼」との分化を論じています。その中で、見物人という参加者が登場する祭を「祭礼」と位置づけました。すなわち、神輿渡御や山車巡行のように、見物人をもその中に含み込むことのできる祭を「祭礼」と整理したのです。

このように考えると、千代田区においては、山王祭や神田祭に加え、三崎稻荷神社、築土神社、太田姫稻荷神社、柳森神社の各祭礼における神幸祭や神輿渡御も、「祭礼」と呼ぶことができます。千代田区の祭礼においても、「見せる祭」はすでに存在しており、多くの見物人が足を運んでいます。

さらに、今後、千代田区における祭礼文化がシビックプライドとして広く認識されるために重要なことは、祭りの時だけではなく、むしろ普段の日に祭りを感じることでできる環境をつくることです。たとえば、神田錦町二丁目町会事務所では、ガラス張りで神輿が見られるようになっており、建物自体も

祭りを感じさせるデザインとなっています。また、神田紺屋町にある興産信用金庫本店では、紺屋町北



部町会の神輿と町会の歴史を紹介する説明板が飾られており、普段から祭りを感じることのできる場所になっています。

祭り本番の時の情報発信だけではなく、祭りのない時の情報発信こそが重要です。そのような継続的な発信によって、千代田区の祭礼文化は、祭りの当日だけのものではなく、日常の中で感じられる地域の誇りとして、より広く共有されていくのではないのでしょうか

## コラム 「見られる祭り」から「見せる祭り」へ——江戸の附祭に見る都市祭礼の姿



【神田祭に出された附祭・地走り踊（『紙本着色 神田明神祭礼絵巻』）】

江戸の祭礼には、神輿や山車だけでなく、附祭（つけまつり）と呼ばれる華やかな行列がありました。附祭は、町の人びとが知恵と工夫を凝らしてつくり上げる、祭りの大きな見せ場でした。

なかでも目を引いたのが、子どもたち、とりわけ少女たちの舞や音曲です。行列には、おおむね9歳から19歳ほどの子女が多く加わり、氏子に限らず参加することもありました。屋台の上で音楽に合わせて舞い、あるいは道を進みながら踊る姿は、見る人の心をつかむ華やかな場面だったのでしょう。しかも各町は、毎回のように趣向を変え、競うように新しい題材を取り入れました。能や浄瑠璃、歌舞伎、舞踊、音曲、草双紙、伝説など、その時代に親しまれた芸能や物語が行列の中に生き生きと織り込まれていたのです。附祭は、神事に添えられた脇役ではなく、江戸の町が育んだ文化の豊かさを人びとに見せる場でもありました。

さらに興味深いのは、その華やかさが町人だけの力で成り立っていたわけではないことです。演出や演奏にはプロの芸人が関わり、囃子方にも専門の担い手がいました。つまり附祭は、町の祭りであると同時に、高い芸能性を備えた洗練された都市の催しでもあったのです。

祭礼の日には、それを一目見ようと多くの見物人が集まりました。錦絵には、行列の両脇の2階建ての建物に人びとがびっしりと詰めかけ、少しでもよい場所から眺めようとする様子が描かれています。そこから見えてくるのは、祭礼がただ執り行われるものではなく、見られることを前提とした都市の一大イベントだったという姿です。

こうしてみると、江戸の祭礼は、神事として「する祭り」であると同時に、人びとの創意によって「見られる祭り」、そして「見せる祭り」へと育っていったことがわかります。そして、その賑わいを支えたのは、担ぐ人、演じる人だけではありません。心を弾ませながら眺める人びともまた、祭りを

形づくる大切な存在でした。祭りとは、参加する人と見る人が一緒になって育てる都市文化だったのです。

### ③ 神事から都市文化へ：夏祭りが多いのには理由がある

都市の祭礼は夏に多い、とよく言われます。

その背景には、人口が密集する都市ならではの衛生環境の問題や、疫病への強い不安がありました。とくに江戸のような大都市では、水質の悪化や感染症の流行は、人びとの暮らしを脅かす切実な問題だったのです。だからこそ、「どうか無事でありますように」「病が広がりにませんように」という祈りが、祭りの起源として語られてきました。

こうした願いの上に、厳粛な神事としての祈りと、人びとが集い賑わう祝祭としての祭礼とが結びついていきます。もともとは鎮魂や厄除けの意味を持っていた営みが、しだいに町の人びとの参加を広げ、地域をあげての行事へと育っていったのです。さらに見物人が増え、町ごとの趣向や競い合いが加わるようになると、祭礼は街路や広場という公共空間のなかで、ひととき大きな存在感を持つようになります。

しかし、こうした変化を単純に「宗教性が薄れた」と捉えるだけでは、祭礼の実像は見えません。むしろ祭礼は、信仰の場であると同時に、娯楽の場であり、地域の結びつきを確かめる場であり、ときには来訪者を引きつける観光の場でもある、そうした多面的な役割を担うものへと展開していきました。言い換えれば、祭礼は役割を失ったのではなく、都市の成長や人びとの暮らしの変化に応じて、その意味を分かちあいながら再編成されてきたのです。

その意味で、都市の祭礼とは、祈りが形を変えながら都市文化の中に息づき続けてきた姿だといえるでしょう。神事としての厳かさ、祝祭としてのにぎわい。その両方をあわせ持ちながら、祭礼は都市の公共空間を彩り、人びとの記憶や地域のつながりを支える大切な営みとなっていったのです。

### 3. 祭礼文化継承の意義—祭礼は「協働のインフラ」になりうる

#### (1) 祭礼はモノだけでなく、「段取り」と「人の力」でできている

祭礼は、多くの人に参加し、時間をかけて作る体験であり、無形のサービスとしても考えられます。そのために必要なものは、大きく3つあるといわれています。

その一つが祭礼資本（神輿、山車、衣装、道具など）の形あるものです。二つ目が、祭礼労働（囃子、曳行、誘導、準備、運営など）の人の力です。そして、三つ目が、祭礼組織（段取りを決め、役割をつなぐ仕組み）といいます。特に重要なのが、この「祭礼組織」です。祭礼組織は、単なる運営担当ではありません。ノウハウを蓄え、伝える（無形の文化資本）こと、会合や準備で信頼をつくる（社会関係資本）です。このように、祭礼組織は、伝統文化の保存や継承に寄与する重要な機能を担うとともに、地域コミュニティの結束やネットワーク形成の場としても機能しています。特に現代都市社会において人間関係が希薄化する傾向が見られる中、こうした役割は極めて意義深いものといえるでしょう。

#### (2) “協力の練習” が、毎年くり返される強み

祭礼の準備には、会合が必要です。役割分担、合意形成、問題解決、ときには意見の違いを調整することもあります。この過程が、実は「協力の練習」になります。しかも、祭礼は1回きりではなく、年中行事として反復します。だから、協力の経験が積み重なり、関係が更新されます。都市では、新しい住民も増えます。信頼は1日ではできません。それでも祭礼は、共通の話題と共同作業を用意し、少しずつ“隣人”になっていく時間を支える、という評価ができます。

## コラム 祭りは1日ではできない——地域でつなぐ一年のサイクル

祭りと聞くと、多くの方は当日の賑やかな様子を想像しますが、実はその準備はずっと前から始まっています。およそ1年前には、神社と氏子町会などが祭礼委員会を組織し、それぞれの担当を決めます。そして、警察や行政と道路利用や交通規制、安全面について話し合います。予算の計画や広報の段取りもここで考えられます。表からは見えにくいですが、この準備こそ祭りに欠かせない大切な土台です。

季節が巡り、半年から3か月ほど前になると、神事の日程や巡行ルート、行事内容を固める時期を迎えます。とりわけ都心の祭礼では、沿道にオフィスや店舗、さまざまな施設が並ぶため、知らせ方や迂回案内にも丁寧な配慮が求められます。大枠が決まると、ようやく準備が本格的に動き出します。そんな空気が会合の場にも少しずつ満ちていきます。3か月前ほどになると、各町会では担ぎ手や手伝いの呼びかけが始まり、半纏や神輿の点検、修理、備品の確認も進みます。あわせて、保険や救護体制、暑さへの備えなど、目立たないけれど大切な準備も重ねられます。ひと通り整ったように見えても、それで終わりではありません。本番が近づくほど、確認は何度も繰り返されます。そして、いよいよ祭礼の日が近づきます。町会によっては、前日の夕方に宵宮として町内を神輿が渡ることもあります。少し早めに響き始める掛け声に、「今年もこの季節が来た」と感じる人も多いのではないのでしょうか。迎えた当日、現場では携帯電話などで連絡を取り合いながら、全体の流れを見て進行を調整します。遅れや混雑への対応はもちろん、急な体調不良や天候の変化にも備えなければなりません。神輿がひと息つく神酒所では、婦人部をはじめ地域の人たちが弁当や飲み物を用意し、担ぎ手を支えます。表で神輿を担ぐ人だけでなく、その周りには多くの支え手があります。

提灯の明かりが揺れ、掛け声が響く祭りの裏側では、こうした段取りと気配りが静かに働いています。熱気が少しずつ引いてくると、今度は撤収と片付けが始まります。神輿を拭き清めて収め、テントや柵を外し、沿道を掃除し、街をふだんの姿に戻していく。その作業まで含めて、祭りなのです。

祭りは終わったあとにも続きます。直会や鉢洗いの場では、「ここはうまくいった」「来年はこうしよう」と、よかった点も課題も言葉にして次へつないでいきます。最後は会計と精算です。領収書を確認し、収支をまとめ、地域にきちんと説明する。この締めくくりが丁寧だからこそ、「また来年も協力しよう」という信頼が育っていきます。

来年、祭りの音に足を止めたときには、ぜひ神輿を担ぐ人だけでなく、誘導する人、振る舞いを支える人、最後まで片付けを続ける人にも目を向けてみてください。そうして眺めてみると、祭りは特別な

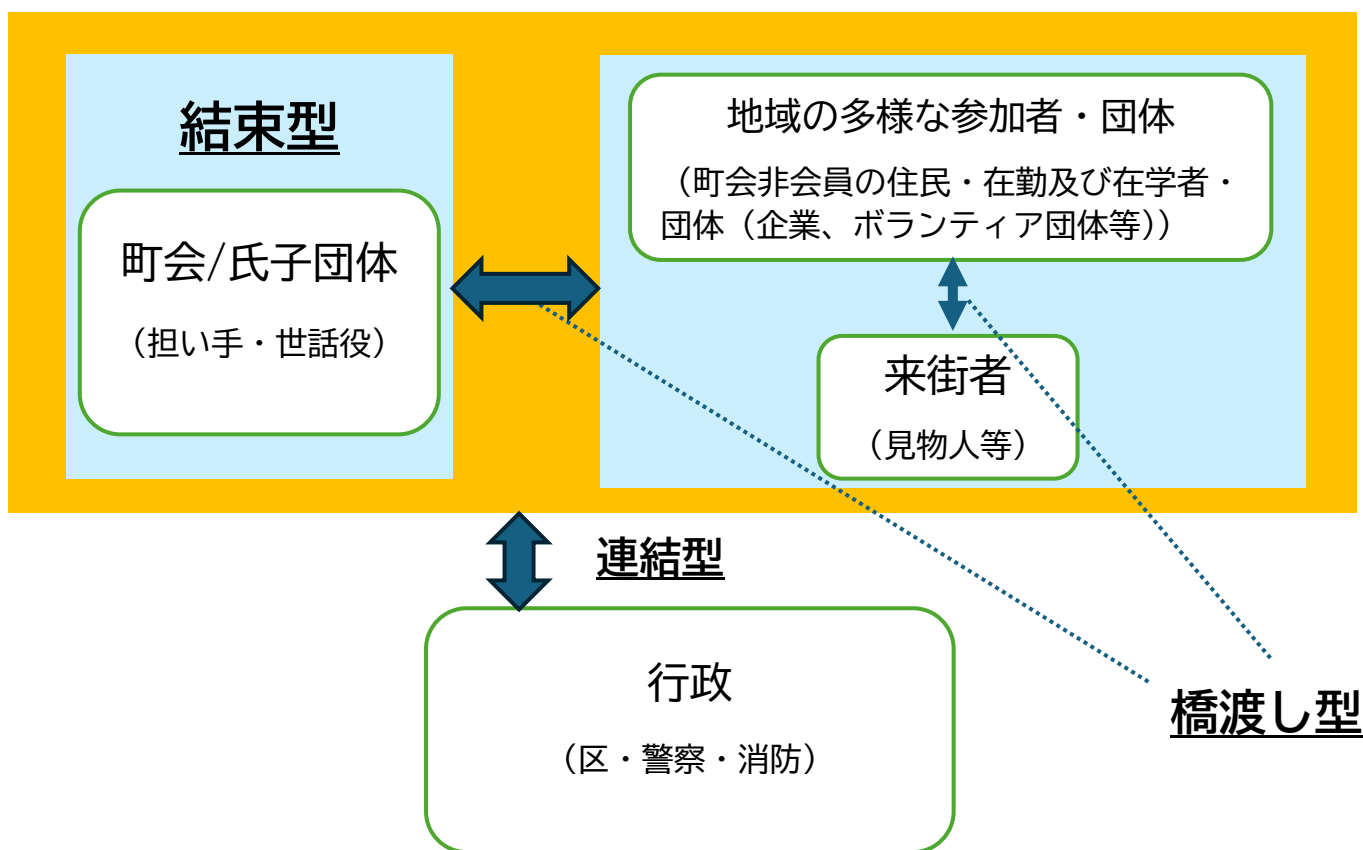
1日であると同時に、地域の暮らしの延長の上に成り立っていることが、少し身近に感じられるはずで  
す。

### (3) つながりには3種類ある：結束・橋渡し・連結

地域のつながり（社会関係資本）には、前述した2類型（結束・橋渡し）を含め、異なる3つのタイプがあります。結束型は身近な人同士の強いまとまり、橋渡し型は世代や立場の違いを越えて交流・協力を広げるつながり、連結型は地域と行政等をつ結び、支援や資源につなげる関係です。

都市祭礼は、これら3類型を同時に働かせ得るものとして捉えられます。町会に加え、女性・婦人部、青年部、子ども会、世話役、裏方、行政などが役割分担して関与することで接点が増え、関係は重層的になります。状況により濃淡は変わり得ますが、ネットワークの重なりが厚いほど、地域は変化や突発事態に柔軟に対応できる「しなやかさ」を高めていくと考えられます。

#### ▼ 体系図「地域の繋がり」



#### (4) 防災や助け合いに効くのは「顔の見える関係」

災害時に必要なのは、道具や知識だけではありません。誰が近くにいる、誰が何をできるか。声をかけ合えるか。役割を分けられるか。祭礼の準備で培われるのは、まさにその土台です。もちろん「祭りがあるから必ず復興が早い」と言い切れるわけではありません。ただ、祭礼がつくるつながりが、平時の助け合いや防災意識を高める、という可能性は十分にあります。

##### コラム 祭りが育てる「いざという時」の力

祭りの日、町の空気はいつもと少し違って見えます。神輿が上がり、太鼓や掛け声が響くと、主役は担ぎ手だけではありません。沿道で見守る人、裏方として動く人、通りがかりに足を止める人。それぞれが、その場の一員になります。

ふだんは会釈を交わす程度でも、祭りの日には自然と顔が見えます。「この人もこの町で暮らしているんだ」と互いの存在が身近になる。そうした顔の見える関係は、いざという時の声かけや助け合いの土台になります。災害時、まず頼りになるのは、身近な人であることが多いからです。

祭りは文化を受け継ぐ行事であると同時に、防災や減災の備えにもつながります。準備の会合、役割分担、当日の誘導や安全確認。ひとつひとつは地味でも、その積み重ねのなかで、「誰が何を担えるか」「困った時に誰に声をかければよいか」が見えてきます。そうした経験は、自助や共助の力を育てます。

実際、地域行事で培った経験が、避難所運営や災害時の初動対応に生かされた例は少なくありません。人の流れを整え、声を掛け合い、限られた人手で現場を回す。祭りの運営で身につく力は、非常時にも通じます。

また、大きな災害のあとには、祭りの再開そのものが地域の節目になることがあります。「また集まれた」「また声を出せた」という実感は、人びとの気持ちを少しずつ前に向かせ、地域の復興を支える力にもなります。祭りは、失われかけたつながりを結び直し、この町でまた暮らしていこうという思いを静かに育てるのです。

もちろん、祭りを開けばそれだけで地域がまとまるわけではありません。負担が一部に偏れば、不満や疲れも生まれます。だからこそ、担ぐ人だけでなく、見守る人、支える人、片付けに関わる人など、多様な関わり方の入口を用意し、無理のない分担を重ねていくことが大切です。

祭りは、ただにぎやかな1日ではありません。人が顔を合わせ、役割を分け合い、声を掛け合う。その積み重ねが、地域のしなやかさを育てていきます。祭りと防災は、一見離れているようでいて、復興を含め、この町でともに暮らしていくための大切な営みなのだと思います。

## 4. 祭礼の価値は「お金」だけでは測れない

祭礼は観光資源になることもあります。人が来れば、宿泊、飲食、土産物などが動き、地域経済に影響します。祭礼用具や衣装、修理などの関連産業が支えられることもあります。しかし、ここで大切な注意があります。「経済効果があるから守る」だけにすると、祭礼の持つ基盤が弱ります。祭礼は、地域の人々が労働者でもあり、同時に参加者でもあるという、共同でつくり共同で楽しむ性格（共同財／commons）を持っています。観光化が進み、運営が外注やアルバイト中心になると、地域の協力やつながりが薄まりやすい、という指摘もあります。そのために必要なのは、二者択一ではありません。公共性（地域の共同財）と、市場化（観光等）のバランス設計が重要です。

そのうえで、祭礼は地域に人の流れを生み、結果として経済を動かす力も持っています。神輿や山車、囃子が街に出ることで、普段の通りや広場が特別な場となり、住民だけでなく、働く人や来街者も足を止めます。そうした滞留や回遊は、飲食や買い物など地域での消費を促し、再訪のきっかけにもなります。ただし、祭礼を経済効果だけで語り切るのは適切ではありません。祭礼は、地域の人びとが力を寄せ合い、準備し、支えてきた共同の営みであり、その根にあるのは地域の文化と主体性です。そうした土台があるからこそ、祭礼の賑わいは一過性に終わらず、地域への愛着や持続的な来街にもつながっていきます。

## コラム 祭礼は地域のcommonsである

近年、地域づくりや文化政策の分野で「commons」という考え方が注目されています。これは、誰か一人の持ち物でも、行政が一方向的に提供するものでもなく、みんなで支え、守り、受け継いでいく共有の資源を指します。

千代田区の祭礼文化も、その一つといえます。神輿や山車、囃子道具といった形あるものだけでなく、祭りそのものも特定の誰かだけのものではありません。町会や氏子団体が準備を担い、担ぎ手や裏方が支え、地域の人びとが見守る。在勤者や来街者も、見物や参加を通じてその場に関わっています。祭礼は、多くの人それぞれの立場で支える地域の共有財産です。

祭礼の準備や運営では、役割分担や調整、合意形成が重ねられます。その過程で育まれる信頼関係やネットワークは、祭礼を支える土台であると同時に、地域社会そのものの力にもなっています。

だからこそ、祭礼を「commons」として捉えることには意味があります。祭りは単なる催しではなく、多くの人に関わり続けることで価値が保たれ、磨かれていくものです。その営みを支えることは、祭りを残すだけでなく、地域のつながりや誇りを次の世代へ手渡すことにもつながります。

祭りは、この町に関わるみんなのものです。だからこそ、みんなで守り、育て、未来へつないでいく。その姿にこそ、祭礼の大きな力があるのではないのでしょうか。

## 5. 祭礼は「わたしたち」を生み、誇り（シビックプライド）を育てる

### (1) 参加経験がつくるのは、感動だけではない

祭礼に参加すると、一体感が生まれます。見る人は興奮し、担ぐ人は高揚します。でも、もっと大きいのは、「わたしたちが一緒に動いている」という共同感覚が立ち上がることです。担ぎ手や曳き手だけでなく、裏方、家族、支える人、見守る人。多様な役割が重なり、「地域総出」の空気が生まれます。その経験がまちの中の自分を感じさせ、まちへの誇り（シビックプライド）の土台になる、という見方です。

### (2) 「うちの町」と「よその町」——比べ合うからこそ語れる

祭りの話が盛り上がるのは、「隣はこうしている」「うちはここが違う」と比べながら語れるからです。そこで起きているのは、対立をおおることというより、「同じ土俵に立っている仲間」という感覚を確かめ合うと同時に、その比較を通じて町会ごとの固有性や誇りが意識され、アイデンティティが高められ

ていく作用だといえます。もっとも、内側の結束が強くなりすぎると、外から来た人が入りにくくなる面も出てきます。だからこそ、世代や立場の違う人・団体をつなぐ関係（橋渡し）や、地域と行政を結ぶ関係（連結）を意識して、閉じすぎないつながりを保つことが大切になります。

### (3) 祭礼は「時間の誇り」も育てる

祭礼は、過去から未来へと続いていく営みです。先人たちが守ってきたものを受け取り、今の世代が手入れをしながら、また次の世代へと渡していく。その繰り返しのなかで、「自分もこの継承の一端を担っているのだ」という実感が生まれてきます。まちへの誇りは、場所そのものだけに対して抱かれるものではありません。これまで受け継がれてきた時間の積み重なりにも支えられています。祭礼は、そうした時間の重なりをかたちとして表し、その「誇り（シビックプライド）」を、世代を越えて受け継いでいくことで、まちに歴史の厚みを与えている存在です。

### (4) 都市祭礼の負の要素

社会関係資本には、負の要素もあります。連帯が強すぎて、新たに地域に加わった人が入りにくい環境が生じてしまう懸念があります。そのため、都市祭礼を未来へつなぐには、包摂的（だれもが関われる）な設計が不可欠です。

また祭礼の賑わいは、必ずしもすべての人にとって歓迎されるものとは限りません。人出の増加に伴う混雑や騒音、ごみ、交通への影響は、日常生活との摩擦を生みやすく、とりわけ都市部ではその点が表面化しやすい状況があります。賑わいが強調されすぎると、「楽しむ人」と「影響を受ける人」との間に受け止め方の差が生じ、結果として祭礼そのものへの理解が損なわれるおそれもあります。

だからこそ、都市祭礼を未来へつないでいくためには、盛り上がりの創出と同時に、生活環境への配慮や合意形成を丁寧に積み重ねていくことが不可欠です。賑わいを一過性の熱狂で終わらせるのではなく、誰もが関わり方を選べる包摂的な設計とすることで、祭礼は「誇り」を分かち合える共通の資源として、持続的に受け継がれていくと考えられます。

## 第2章 調査の枠組み（対象・方法・体制）

本調査では、第1章で整理した千代田区における祭礼文化継承の価値に対する認識を踏まえ、区内の祭礼を対象に、歴史的な経緯と現在の運営実態の両面から把握しました。その上で、町会や関係団体、関係者それぞれの役割分担を明らかにするとともに、神輿や祭礼道具などの資産の状況、参加や協力に至るまでの回路（入口）を整理しました。

調査の実施に当たっては、区の担当部署と研究チームが連携し、調査の進捗に応じて成果の共有と検討を重ねながら進めました。

### 1. 主な調査対象

- (1) 千代田区内における祭礼（歴史的経緯と現状）
- (2) 祭礼に参加する町会
- (3) 祭礼に関わる団体（氏子団体、伝統芸能保存会、その他関係団体）
- (4) 祭礼に関わる文化財・祭礼道具等
- (5) 祭礼文化継承支援を実施している先行自治体
- (6) 祭礼文化継承を行政が支援することに対する法的論点

### 2. 調査手法

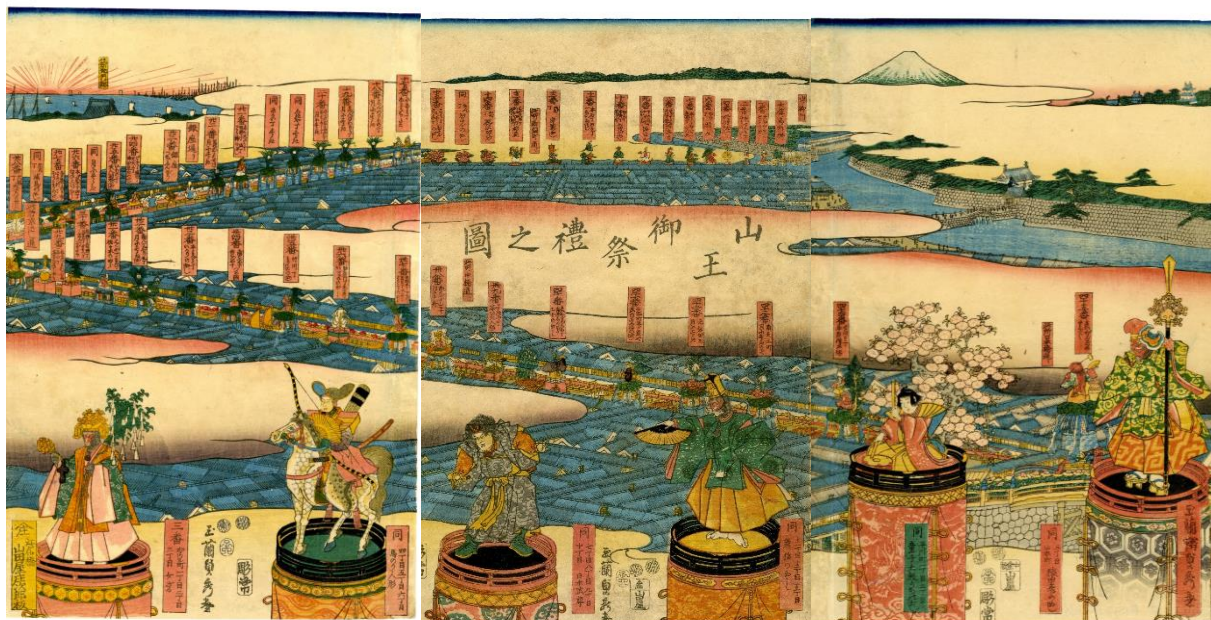
- (1) 町会アンケート
  - ① 祭礼に関する認識に関するアンケート（千代田区町会アンケートより）
  - ② 町会の祭礼道具に関わるアンケート
- (2) 資料調査（文化財等）、祭礼道具等の現物調査
- (3) 他自治体の先行事例ヒアリング

## 第3章 本区の祭礼文化の歴史と特性

本章では、本区の祭礼文化について、「いつ・どこで・誰が・何を・どのように受け継いできたのか」という視点から整理します。あわせて、町会を基盤とした運営体制、複数の神社祭礼が並存している点、祭礼道具等の集積状況、多様な関与主体の存在といった、都心ならではの特性についても明らかにします。

ここで扱う「歴史」は、祭礼の由緒や逸話を紹介することにとどまるものではありません。都市構造や社会状況の変化の中で、担い手や役割分担、道具、作法といった運営のかたちがどのように調整され、継承されてきたのかを具体的な史料から明らかにすることに主眼を置いています。

### 1. 江戸の都市祭礼と千代田区の位置づけ



江戸の祭礼では、町を単位とした参加と役割分担が基本となっており、各町が山車や屋台、囃子方、装束、提灯などを整えることで、祭礼空間を構成してきました。町の人々は、資金の工面から道具の調達・保管、当日の進行や警備、接待、後片付けに至るまでを担い、祭礼を通じて協働の作法や意思決定の仕組みを蓄積してきました。

ここで重要なのは、祭礼が当日の行列だけで成立するものではなく、準備や稽古、段取りの共有を通じて、町内の関係性、すなわち信頼や規範、ネットワークが更新されてきた点です。こうした仕組みは、現代の町会活動にも通じており、本区の祭礼文化を理解する上での基層を成しています。

文化的価値の観点から見ると、山車人形など文化財と位置付けられているものやそれに準ずる歴史文化的な価値が高いものが現存しています。その中には部分的に残っているものもあり、江戸期の祭礼研究の成果を踏まえて復元することが望ましい史料も含まれます。現に赤坂氷川神社では、江戸期の山車人形や江戸型山車の復元が都市開発における貢献により実現しました。こうした取り組みにより、江戸期の祭礼文化を現在に再生できる可能性も生まれます。

このほか、神輿や山車などの祭礼道具や衣装、囃子などの技芸、作法やしつらえ、運営の知恵といった有形・無形の資産が重層的に存在しています。これらは個別に価値を有するだけでなく、区内に「群」として存在していることから、集合体としての価値を持っています。

さらに、祭礼は来街者にとって本区の魅力を体感する機会ともなっており、都市のにぎわいや回遊性、交流を生み出す「都市資源」としての側面も有しています。

## 2. 江戸期の天下祭の概況



天下祭とは江戸時代に行われた山王祭と神田祭を合わせて呼んだ名称です。山王祭では 3 基の宮神輿と氏子町より出された 45 番 60 本前後の山車、神田祭は 2 基の宮神輿と氏子町より出された 36 番 40 本前後の山車、造り物や仮装行列などの附祭（つけまつり）や江戸幕府が雇った大神楽などの御雇祭が加わり、江戸城内に参入し徳川将軍、大奥の上覧にあずかりました（例外として、正徳4年(1714)根津神社が同格で祭礼を命じられました）。

そのはじめりは諸説ありますが、『武江年表』によれば、山王祭は元和元(1615)年、神田祭は元禄元

(1688)年に江戸城内に入りました。そして2つの祭りが隔年交替で執行されはじめたのは、天和元(1681)年からだといえます。いずれにしても400年以上の歴史をもつ江戸で最も伝統と格式のある祭礼であり、その中心となる地域が千代田区だといえます。

天下祭の特徴は、祭礼行列が江戸城内に入ることを許されていたこと、将軍がその様子を上覧したこと、さらに江戸幕府が祭礼費用の一部を負担していたことの3点を備えていた点にあると解されています。こうした点において、天下祭は、数ある祭礼の中でも特別な位置づけを持つものでした。

一方で、祭礼を構成する山車や附祭については、各氏子町が原則として費用を負担し、制作や運営、管理を担っていました。つまり、天下祭は幕府の関与を受ける公的な性格を持ちながらも、その実際の担い手は町々の人びとであり、地域の力によって支えられていたのです。2年に一度、祭礼が近づくと、江戸の町は準備に向けてふだんとは違う熱気に包まれました。武家屋敷や氏子町の軒先には提灯が掲げられ、人びとは祭りを迎える支度に追われます。さらに、祭礼前日の14日の夜になると、町々の人びとは待ちきれず、それぞれの山車を曳き出して夜通し過ごしたといわれます。祭礼当日を前にした江戸の町には、高揚感と興奮が満ちあふれていたのでしょう。

この「天下祭」と呼ばれた山王祭・神田祭の両祭礼は、江戸の他の神社祭礼の多くが原則として不定期に行われていたのに対し、火災や地震などのやむを得ない事情がない限り、ほぼ2年に一度、定期的に執行されていた点に大きな特徴がありました。つまり、天下祭は単なるにぎやかな年中行事ではなく、江戸の都市生活の中にあらかじめ組み込まれた、特別な重みをもつ祭礼だったのです。

19世紀頃の記録を見ると、天下祭の日、江戸の町は未明から夜まで熱気に包まれていたことがうかがえます。各町内から華やかな祭礼行列が繰り出され、人びとはそのたびに歓声を上げました。その熱狂ぶりについて、漢学者・寺門静軒(1796~1868)は『江戸繁盛記』第三編「祇園会」の中で、「当日は太鼓の音が鳴り響き、人々の気分は次第に高まり、往来にはいつもと違う華やかな衣服をまとった人々が行き交う。その姿を見るだけで心が躍り、気分には呑まれてはならないと自らを戒めても、老若男女を問わず誰もがその熱気に引き込まれてしまう」と記しています。天下祭が、町じゅうを巻き込む圧倒的な祝祭空間を生み出していたことがよくわかります。

その一方で、幕府は祭礼の華やかさが行き過ぎないように、衣装や人形の意匠が過度に奢侈なものにならないよう規制も加えていました。これは単なる儉約令の一環というだけではなく、天下祭としての品位や威厳を保ちながら、その規模と見栄えを維持しようとする意図があったと考えられます。というのも、天下祭には、江戸の繁栄と幕府の威光を内外に示すという政治的な意味が込められていたからです。

もし江戸最大の祭礼である山王祭や神田祭が、たとえば山王祭とともに三大祭に数えられた京都の祇園会や、大坂の天満祭と比べて見劣りするようなものであれば、それはそのまま幕府の威信にも関わります。江戸が天下の中心であることを示すうえでも、天下祭はふさわしい壮麗さと秩序を備えていなければならなかったのです。そうした意味で、山王祭・神田祭は、幕府にとってきわめて重要な祭礼でした。幕末の天下祭の姿を回想する、菊池貴一郎『江戸府内絵本風俗往来』（明治38年(1905)）の短評をみてみましょう。一番二番の鶏と猿は共通ですが、山王の鶏は五彩、神田は白鶏です。

（山王祭の一番諫鼓鳥は）雲限極彩色、鶏あふら鳥、高尚を極めし作りは大伝馬町。二番猿舞。猿の面は名に高き作物といふ。…七番弁才天の人形。二重欄干、仲秀英の作、実に美作なり…八番春日龍神の能人形、此面は名作なり…十一番浄妙一來法師の人形。其鎧は高名の作物、殊に美をつくしたる出しなり…廿一番以前は龍神の出しなりしが、安政の頃、蘭凌王武楽の舞人形に改まり、美に美をつくせる出しとなりたりしが、出来せしより一度曳出せしまゝにて、後は如何せしや。…廿四番神功皇后年魚釣りの人形。よく美作をつくせる出しなり。此祭礼中、第一の名物と知られたり…

山王祭のみどころを列記しているのですが、それは人形に集中していいいます。神田祭も同じで、八番関羽は名作、二七番鍛冶町の小鍛冶宗近の人形は「美作、近年新調せり」などと評しています。なかでも壮大なのは九番連雀町の熊坂長範と多町二丁目の鐘馗、雉子町の雉子で、特に鐘馗は曳きだされれば風を起こすといわれる迫力です。

### 3. 江戸期の祭礼文化資源調査概要

#### (1) 文化財に指定されている祭礼道具

千代田区には江戸時代の江戸の祭礼文化を伝える貴重な文化財が点在しています。主要なものをあげると、「山車人形 飛驒匠頭 江戸時代後期」（文政4年以前、日比谷図書文化館蔵）、「山車人形 太鼓打ち人形（通称・てけてん小僧）」（江戸時代後期か、日比谷図書文化館蔵）、「山車人形 熊坂長範」（頭部が明和2年、神田神社所有（保有））、「杉山鶏児筆「大日本帝国憲法発布奉祝文」及び河鍋暁斎筆「舞楽蘭陵王凶幕絵」（明治22年、日比谷図書文化館蔵）、「紙本着色 神田明神祭礼絵巻」（文久3年、神田神社蔵）、「嘉永四亥年九月神田明神祭礼御用留」（嘉永4年、神田神社蔵）、「紙本着色 神田明神祭礼図巻」（江戸時代後期、神田神社蔵）などが各所で所蔵されています。

とりわけ「太鼓打人形」「熊坂長範」の2体は天下祭で注目をあつめた人形です。例えば、明治29年(1896)生の老舗の人形問屋の主人であった山田徳兵衛は、「神田明神の山車は子どもの時から2、3回

見たが山王様の山車は老人から聞いているだけで、見ないうちに永久に機会を失ってしまった…幕末になって曳きだされた山王や神田明神の山車にはからくりにしたものもみえた。神田の熊坂は眼が動いた。山王のてけてん小僧は袴を着た子どもで、太鼓をたたいた」と回想しています。

この2体が関東大震災や第二次世界大戦の戦災を乗り越えて千代田区に伝来しているのです。この中で特に「飛驒匠」「太鼓打人形」「熊坂長範」は今回の調査者（是澤）が文化財指定に際して所見を提出していますので、ここで詳細な説明を加えます。



#### 飛驒匠：平成9年（1997）指定

高さ36cm、頭周り83cmほどの人形の頭と、それに付随する装束等一式。装束は明治17年9月に改めて仕立てられたものであるが、人形の頭は、江戸時代に作成され、天下祭で実際に使用されたものである。豎大工町が仕立て、「棟上げ人形」と通称された、人形です。山車の上に載せられる「飛驒匠」人形の頭として、幾度か天下祭を見下ろしてきました。

本資料は、かつて千代田区域における江戸時代の最大の盛儀であった、神田祭にて実際に使用されていたものであり、近世の人々の生活と風俗・信仰などを考える上で貴重です。



#### 太鼓打人形（「てけてん小僧」）：平成19年（2007）指定

山車人形は、祭礼の際に引き回されることが多く、破損しやすい資料です。そのため後世何らかの修理が施されている例が多いのですが、本資料は長く山車による曳行がなかったため、人形の命ともいえる頭全体が、ほぼ製作当初の状態を保っています。人形の完成度も高く、幕末の山車人形の製作事情・構造を考える上で貴重です。

さらに本資料は、からくりが仕組まれた数少ない江戸製の山車人形です。いわゆる「てけてん小僧」と呼ばれた、山王祭の「太鼓打人形」と推測されます。「てけてん小僧」という呼称は、この人形がカラクリを操作することで太鼓を打ち、首や目を動かす「太鼓打人形」であり、太鼓を打つ「てけてん・・・」という擬音から「てけてん小僧」という通称があります。これまで「太鼓打人形」作例が、確認されたことはなく、その意味でも興味深いといえます。

江戸・東京の山車人形のほとんどが失われ、まれに地方に流出し現存する人形も、改修により製作時の面影を伝えるものは少ないのが現状です。江戸の天下祭と人形文化の水準を後世につたえる資料として、保存する必要があります。

人形の頭に特徴があります。頭収納箱に「原舟月作 人形頭 麴町五丁目」の墨書があります。頭はほぼオリジナルで、製作時の状態をよく伝えていますが、典型的な江戸製の頭で、山王祭に使用された可能性が高いのですが、頭の内部にも舟月の銘なく、作者を断定することはできません。

子ども顔で、目は玉眼（ガラス）、口には象牙（あるいは角）状の歯と赤い舌がみえます。唇や舌の色も鮮明で、胡粉層も経年に変化による汚れはありますが、割損（ひびわれ）等はみられません。江戸の面影を伝える完成度の高い逸品といえるでしょう。

首部と頭部をわけてつくり、首に頭をかぶせ、頭・首の左右には穴をあけ、それを心棒でつなぐ構造です。江戸の山車人形には、名古屋のようなからくり人形は少ないのですが、天下祭には数点のからくり人形を曳き出したという記録が残っています。

麴町四、五、六丁目では、享和2年（1802）、文化3年（1806）「禿太鼓打人形」、文化13年（1816）、天保3年（1832）、天保9年（1838）「太鼓打人形」、天保15年（1844）「桜木に太鼓打」、安政3年（1856）、文久2年（1862）「唐子太鼓打人形」が曳きだされたという記録が残ります（『続・江戸型山車のゆくえ』千代田区教育委員会、1999年参照）。麴町五丁目は、まさに「てけてん小僧」の所有町内であったことがわかります。

さらに川越市、栃木市の江戸時代の山車人形にも、頭部からくりが仕込まれたものがないので、極めて貴重であるといえるでしょう。江戸の天下祭を代表する「てけてん小僧」がどのような構造を持ち、からくり機能を有していたのか、実証的に明らかにする上でも不可欠な資料です。

#### 熊坂長範：昭和63年（1988）指定

山車人形・熊坂長範の意義をまとめると以下ようになります。

- (1) 神田祭の地元に残る完成度の高い人形
- (2) 天下祭の人形にはめずらしくカラクリ構造をもつ
- (3) 天下祭ならではのテーマ（庶民の心を盗む大泥棒）

#### (4)明治 17 年の天下祭に由来する人形の頭

#### (5)最後の江戸の山車人形師の修復

熊坂は奥州へ向かう牛若丸一行を夜襲したものの反撃され討ち死したとされる伝説上の大泥棒です。助六のせりふでも「うぬがワシなら、おら熊鷹だ」「熊鷹長範、貴様手が長いな」と洒落る（『歌舞伎登場人物事典』白水社より）など、歌舞伎・浄瑠璃をはじめ江戸の人々に馴染みのあるキャラクターで、盗賊・義賊の代名詞として知られます。町の伝承によれば「やっちゃばにあたる連雀町は泥棒のように大金を稼ぐ」という洒落から山車を仕立てたといえます。江戸ではめずらしく、カラクリが仕組まれた数少ない江戸製の山車人形です。日比谷図書文化館（文化財事務室）収蔵資料データベースによれば、「関東大震災に胴および装束の一切を焼失したが、頭のみは焼失を免れたため旧来のもの…製作者は倉橋播磨大掾幹峯と伝えられている…（元山車職人浪花長兵衛によると）武岡豊前（鼠屋五兵衛）7代目あるいは8代目が修復の際に作り替えたものという説もある。また、明治期には古川長延の手によって修理され、その際に大変にかわってしまった」ということです。頭の構造と現状は、首部と頭部をわけてつくり、首に頭をかぶせています。構造上は山車の曳行中に人形の後ろから紐を引き、形相を変化させることが可能です。頭部の左のこめかみが開いていて、右は内部をえぐっています。これに金属の棒をとおして目部を支えています。その上部には、木製の突起がそれぞれあり、紐をとおして目を反転させるために用いているのでしょう。

ご存じのように民俗学者の柳田國男は、祭事を営む人と、それを司る神官等のみによって行われる「祭り」と直接関わりのない見物人が加わった「祭礼」を区別しました。祭礼は見られることを前提とした、華やかな祭りです。大泥棒熊坂は「神聖・気高さ・おごそか」より「遊び心」の方がまさっているようです。義賊とはいえ大泥棒を町の顔とした人々の心性には、お上をからかうような遊び心や祭礼の楽しみが満ちあふれています。人形の原点である、祈り（信仰）・遊び心（玩具）・美意識（鑑賞）が融合した、江戸の成熟した祭礼文化が生み出した人形です。明治 17 年に最後の山車人形師といわれた古川長延（後述）によって修理された伝承も含めて、江戸東京の祭礼文化を考える上で貴重です。

## (2)文化財未指定の祭礼道具

文化財には指定されていませんが、それに準ずる歴史的な祭礼道具といった資産も、図書館、企業、個人で所蔵されています。今後さらなる調査を通して、古写真や動画などの資料の所在なども明らかにしていき、祭礼文化の重要な資料(=資源)が失われないような活動をすべきです。ここでは事例として山車に関する資料をあげると、「山車人形 神功皇后・武内宿禰」(文政5年、日枝神社蔵)、「山車人形 土佐坊」(日枝神社蔵)、「山車人形 神武天皇」(明治17年、神田神社蔵)、「翁面(旅籠町より出された山車人形につけられていた面)」(弘化2年、神田神社蔵)、「山王祭礼之図(絵巻)」(江戸初期か、日枝神社蔵)、「江戸山王祭礼絵巻」(江戸中期か、神田神社蔵)、「江戸祭礼番附」(江戸期、国会図書館蔵)などがあり、この他にも多くあると思われます。

ここでは今回の事業で調査した「山車人形 神武天皇」と「山車人形 神功皇后・武内宿禰」を説明します。

### 山車人形 神武天皇



収納箱(表)「明治十七年九月新調 山車人形神日本一号 神田神社」(裏)「昭和四十年神幸祭の折旧佐柄木町有志より奉納」という箱書きがあります。

神武天皇の山車は大正12年(1923)の関東大震災で屋台部分は焼失しましたが、人形は無事だったといえます。明治17年新調が実証できれば、今から147年前(令和8年現在)につくられた人形だといえます。それを確認することも調査でもありました。

その結果、神武天皇は明治17年5月に作られた、最後の江戸東京の名工による、希少性の高い山車人形であることがわかりました。次にその根拠を説明します。

『風俗画報』174号「神田市場創始二百年祭」(明治31年10月10日)には、次のような記事があります。明治31年(1898)、神田明神旧祭礼日である9月14日、15日に開市200年の祝典を執行了しました。神田市場五ヶ町は夏場が繁忙期で財政上のこともあって、祭礼日を9月に戻すように陳情したといえます。しかし神田明神ではなく「市場の祭典」として行政の許可がありました。

最初は市場創始300年と称する意見もありましたが、「東照宮の入国すら漸く三百年」なので「二百年

祭」にしたということです。記者が市場の沿革など関係者に尋ねても、記録が散逸していてわからないというので、200年の根拠は不明です。

この祭で「佐柄木町（さきえちょう：（現須田町中部町会））神武天皇の山車は、同町倉文の店頭に山車小屋を設けられ、立派に飾り付けられぬ。囃子は賑やかに、人形も新しければ、人目を惹きぬ。」と注目を集めました。

前述のように箱書きに明治17年9月新調という箱書きもあることから、神田神社に伝来する神武天皇の可能性が高いのですが、これまで実証的な根拠が乏しかったことは事実です。

『風俗画報』174号は、人形の詳細も紹介しています。

明治17年 古川長延作/丈七尺/装束 上着白地金襴雲（雲をかたどったなかに白地に金で織り出された柄）の模様/下着 萌黄（もえぎ：やや黄色がかかった緑色）の錦 /袴 紺地の金にて電（いなずま）の丸龍（がんりょう：丸窓形の内に龍をまるくまとめ、図案のように描いたもの）の模様/弓 桑の木/矢 四方羽/石剣 自然石…額面 槻（けやき） 縁（ふち）に雲形を彫り『神日本』山岡鉄太郎（鉄舟）書

今回の調査で高さは約210cm、記述された衣装の模様、額に「神日本」山岡鉄太郎書など、上の記述と完全に一致することがわかりました。さらにファイバースコープを頭部に入れてみたところ「明治十七年五月九日 古川長延作」の作名札が見つかりました。

明治17年、神田祭はまだ9月が祭礼日でした。作名札の5月9日は、9月の祭礼に合わせて古川長延が作ったことを証明しています。当時五節句廃止の影響で、旧習打破のもと十軒店雑市など江戸の年中行事は衰退したのですが、意外にも神田祭だけは盛況でした。「今年のお祭りを維新以前大江戸時代のものに復古せしめんとの動議を賛成の氏子中、山車四十六本、屋台十五台…」(『時事新報』1884年9月16日) 決め、江戸の神田祭に勝るとも劣らない祭礼を復興させようとしていたのです。

明治24年(1891)の神田祭は、9月から5月に祭礼月を変更するために中止となり、翌年から山車や踊台がほとんど出せなくなり、神輿渡御祭へと転換します(岸川雅範『江戸天下祭の研究』)。その意味では最後の江戸天下祭のなごりがある祭りに佐柄木町が仕立てた人形が神武天皇なのです。これが製作当時のまま残っていることは大変貴重です。

人形師・古川長延は、本郷湯島天神に住む山車人形師として七五歳の時に、新聞のインタビューに自らの履歴を残している数少ない人形師です。文政9年(1826)生まれで、13歳の時、深川佐賀町に住ん

でいた人形師都梁齋仲秀英に弟子入りしたといえます。この人は2代目で「中々人形は上手に拵え」だが、39歳で亡くなりました。長延は10年の年期奉公と1年のお礼奉公を済ませて独立、十軒店に店を出します。この時師匠の仲の字をもらい仲英真と名乗りました。

しかし作る人形が自分とそっくりだという師匠の苦情で、尾張町に引っ越すのですが、師匠から「店を出すことはならない」とまでいわれます。そこで仲英真の名前を返上し、泰精齋と作名をつけ、本名の古川長延の名で店を張り続けた（『千代田日報』明治33年5月3日）といえます。

この証言をもとに逆算すると、長延の弟子入りは天保10年（1839）、11年後の嘉永3年（1850）頃に独立したと推測されます。文久2年（1862）の川越松江町二丁目の浦島をはじめ、彼の人形は関東一円に存在します。特に、明治期の山車人形は彼の手になるものが多く、前述の『風俗画報』に紹介された五体の山車人形のうち、多町の「鐘馗」（原舟月作）以外の4体は、すべて長延の手によるものです。

しかも、山車人形は以前作られていたものを、祭礼の際に人形師が改修することも多かったといえます。例えば、神田須田町二丁目「関羽」は、文化年間に原舟月（2代）が作ったものを弟子の舟英が手を加え、それを長延が「両眼には水晶を嵌（は）め、頭髮を盡（ことごと）くこれを彫」り改造しました。従って、幕末から明治期の江戸・東京の神田祭の山車人形の多くは、長延の作風を残していたことになります。長延は江戸の名工原舟月の後を襲う、山車人形づくりの最後の名工という位置づけも可能です。

以上のことから神武天皇の人形は150年前に神田祭のためにつくられた古川長延作の人形であり、それが製作時の状態で神田神社に保存されていることが実証できました。繰り返しますが、祭礼の際に引き回される山車人形は、破損しやすい資料です。そのため後世何らかの修理が施されている例が多いのです。しかしまるでタイムカプセルに入っていたかのように当時の姿で千代田区に伝来しているのです。

しかし人形の現状は、とりわけ人形の命ともいえる顔の部分の劣化が激しく、面相の部分に沿って割損がでて、浮き上がっており、おそらく上の一部が顔全体をささえているのだと考えられます。急ぎ何らかの補修をしなければ、近い将来剥がれ落ちる可能性が高いと言えます。150年の時を経て伝来したものが、まさに失われようとしています。

文化財の修理者の方に相談したところ、「損傷状態が深刻であり、応急処置では対処できる状況ではないこと、また必要とされる処置の難易度も高いことから、応急処置を行うよりも予算立ても含めた慎重な修復計画を検討したうえで対処した方が安全であるという結論」でした。一刻も早い文化財的な修理が必要です。

## 山車人形 土佐坊、神功皇后・武内宿禰

### 土佐坊（馬乗り人形）

昭和五七年、麴町五丁目町会の平河天神みこし蔵より、てけてん小僧と同時保管され、土佐坊人形が発見されたといえます（『週刊千代田』昭和 57 年 10 月 15 日）。「天下祭」の衰退とともに、次第に曳きだされる機会が少なくなり、蔵で長く保管された状態になっていたのでしょうか。ただし昭和 22 年に土佐坊が神酒所に飾られている写真（麴町三丁目町会）があります。その時々往時の祭りをしのぶ宝物として町会に受け継がれたとおもわれます。

土佐坊人形も、頭部にカラクリが仕組まれた、江戸製の山車人形です。これは麴町四、五、六丁目を中心に山王祭りに曳きだされた「馬乗人形」であると考えられます。「馬乗人形」と推測されるものは、麴町四、五、六丁目が 9 回（寛政 6 年「馬乗小僧人形」、文化 5 年、文政 7 年、天保 7・11・13 年、弘化 3 年、嘉永 5 年・万延元年「馬乗人形」「馬乗小僧人形」）、同七、八、九、一〇丁目が 2 回（享和 2 年、文化 3 年「小栗馬乗」）、同一一、一二、一三丁目が 8 回（享和 2 年、文化 3 年「唐人曲馬」・文化 5 年「馬乗唐人」・文化 11 年「馬乗人形」・文化 13 年「馬乗唐子」・文政 9 年「馬乗人形」・安政 3 年、文久 2 年「唐人競馬馬乗」）、「祭礼番付」から確認されます。しかし文化 5 年・11 年・13 年は回転木馬風に 2 体の人形が銚の上を回っている図が描かれています。本資料は文政以降、おそらく幕末期に近い作例と思われる。

頭・衣装をはじめカラクリが仕掛けられている紐まで、ほぼ製作当時の状態を保っています。幕末の山車人形の製作事情・構造を考える上で、基本資料となる可能性が高いでしょう。首は胴に差し込み式の凸型であり、胴体は竹で張り合わせ、和紙を張り、これに渋を塗っています。目はいわゆる玉眼、つまりガラスに墨で黒目を描き、胡粉で白目をつくっています。首部と頭部をわけて作り、首に頭をかぶせます。首の背部に 2 つ穴に紐がとおり、右足の袴下までつながっています。この紐は山車の曳行中に形相を変化させる仕掛けで、人形の目が上下に揺れ、口から赤い舌が入り出すのではないかと考えられますが、現時点では断定できません。また馬の胴体と足は皮状のものでつながられています。曳行中に馬の足が揺れることで、いきいきとした動きを表現したのでしょう。

江戸の天下祭と人形文化の水準を後世につたえる資料として、活用するためにも、より精緻な調査が必要です。長年の展示のために経年変化をおこしている箇所が随所にみられます。保存・修理を視野に入れた本格的な調査が望まれます。

## 神功皇后・武内宿禰

麴町五丁目町会の大和屋「天保飢饉蔵」に残っていたものが日枝神社に奉納されたといわれます。文政5年(1822)製作という伝承があります。展示室の奥にあるため、これ以上のことがわからないのですが、伝承が確かなら現在確認されている範囲でいえば、最古の山車人形といえます。この2体については、本格的な調査が期待されます。

## 4. 江戸の祭礼文化に欠かせない山車

江戸の祭礼文化で欠かせないのは山車人形です。今日、祭りの中心は神輿ですが、祭礼行列の主役は山車、特にその上に乗る人形です。繰り返しますが、町単位で山車を製作し、人形や飾りを乗せて曳きだしたので、人形は町の顔ともいえる役割を果たしました。本祭ではない陰祭の年でさえ町内に人形を飾りました。

「出し」の語源は、練り物全体ではなく、その一部の飾りです。祭りのときに神を招き寄せる目印で、最初は素朴なもので祭礼後に処分されたのですが、次第に上等になったようです。そして繰り返し使われるに従い、ヒトのカタチへと発展しました。さらに神格化されたものから身近に信仰し、崇拝する人や目出度いと思える人物などへと主題を広げます。

山王祭は四五番、およそ160町が山車を仕立てた（『東都歳事記』）といわれます。一番二番の鶏と猿につづく三番の麴町は6つの地域に分かれ、それぞれ山車をだします。隔年交代の女猿と男猿、太鼓をたたいててん小僧や馬乗り人形などです。

神事にかかわる人形であっても、それは人々の楽しみや遊び心が生み出した造形です。山王では小網町の打網人形、本材木町の棟上人形、神田の鍛冶町は小鍛冶宗近の人形、雉子町は白雉子など、町名や町の由来などにかけて人形が仕立てられます。人形をみれば、その町がわかります。従って山車の出来栄は、町の品位や体面の評価につながります。各町は名高い人形師に注文したりし、知恵を絞って人の目を引く工夫や自慢となる話題づくりなどを競いました。まさに人形は町の顔だったのです。

人形が江戸の祭礼の主役になったのは何時ごろでしょう。それは18世紀後半から19世紀にかけてのことです。18世紀初めごろの山車は、一本柱を人が担ぐ程度の素朴さで、その先端に比較的小さな人形が飾られています。ところが幕末になると、細身できゃしゃながら、完成度の高い等身大以上もある洗練された人形が登場します。

山王祭で曳きだされたことが確認できる栃木市倭町三丁目の静御前は、いわゆる江戸型山車です。三層構造で一層目に囃子や踊り子を乗せ、外枠を豪華な幕で覆い、繰り出し式の外枠の中に内枠が入ります。そして人形が乗る中央の柱には、上げ下げできるカラクリ（機構）があります。180cm 以上もある静人形がせり出した時の高さは約7メートル、上段幕を下ろすと4メートル以内に納まります。これは江戸城の城門をくぐる工夫とされますが、このような山車が絵画資料等で確認できるのは幕末からです。

18 世紀中頃の絵巻をみても、まだ山車の上に乗る、上げたり下ろしたりすることに耐えられそうな等身大の人形はみられません。しかしこの頃から人形の製作技術は発展期を迎え、江戸の人形文化が多種多様に開花します。このような技術の集積が人形を工芸的にも発展させ、屋台から山車に人形が移るにともない大型化します。そして江戸型山車の構造が考案されると、スリムで精巧な人形が山車の上ののり、状況に応じて自在にその姿を移動させるなど、今日のような形を整えたと考えられます。

こうして山車人形は名実ともに、祭礼の主役となりました。幕末の息吹が漂う山車人形や天下祭の面影は、江戸文化のかけがえのない有形、無形の遺産の1つだといえるでしょう。それを正しく後世につたえることは、私たちの世代に課せられた使命です。

幕府の崩壊とともに、江戸の祭礼は終わりをつげます。近世を支えた社会の在り方が変わり、山車が町内の顔であることをやめてしまったからです。近代化がすすむと、江戸期には制度化されていた祭礼や節句などの生活習俗も改廃されます。そして電線や家屋の密集などにより、山車も曳かれることが少なくなります。人形だけが神酒所に飾られることが普通になり、本来の役割を失い、やがてその姿を消します。

しかし天下祭は関東一円の地方都市の祭礼に影響を与えました。ありし日の姿を残す川越氷川祭、佐原の山車行事を含む「山・鉦・屋台行事」33 件が、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことをご存じの方も多いでしょう。しかしその故郷である千代田区に、関東大震災や戦災を免れた天下祭の人形が伝来していることは、あまり知られていません。先ほど紹介した熊坂長範とてけてん小僧（太鼓打人形）、馬乗り人形（土佐坊人形）、いまでも千代田区内に奇跡的に残っています。

#### <赤坂氷川神社の山車について>

赤坂氷川神社本殿裏の山車庫には、江戸から昭和初期にかけての10体の山車人形及び胴体・衣裳・飾り幕をはじめとする山車附属品が保存されていました。天下祭に次ぐ江戸の祭礼の中心地で、19世紀半

ばかりから 20 世紀初期にかけての約 80 年間の作例が、一括して残されていたのです。

平成 18 年（2006）、千代田区主催の「ちよだ江戸祭 2006」に招かれ「猩々」の山車を展示したことを契機として、山車人形を祭礼で復活させる機運が醸成されたといえます。同年、NPO 法人赤坂氷川山車保存会が設立され、禰宜（当時）の恵川義浩氏を中心として氷川山車復興が進められ、専門家による山車人形の調査も行われました。

平成 19 年（2007）、青梅市の峯岸木工にて修復・復元された「翁二人立」の山車が神輿の先頭に立ち、約 80 年ぶりに山車巡行が行われました。その後、山車の復元、人形や飾り幕の修理が順次進み、空襲で焼失した宮神輿も復活しました。

これより平成 28 年（2016）には、複数の山車による巡行と神輿の渡御が再興します。当時の人形および山車附属品を活かし、山車をともない神社の宮神輿が巡行するのは東京 23 区内で「赤坂氷川祭」だけです。高層ビルの立ち並ぶ港区の中心部で、神社と同会が江戸期からはじまる伝統の祭礼の復元めざし活動しています。

さらに人形や幕は後世に伝えるべき貴重な文化財という認識のもと、現状の維持を目的とした文化的修理を専門家の助言のもとに実施しています。巡行は資料保全のためレプリカの人形を用いるなど、伝統の保護と地域の振興と交流に配慮した活動も注目されます。詳しくは、特定非営利活動法人 赤坂氷川山車 赤坂氷川山車保存会の公式サイト（<https://www.hikawadashi.or.jp/>）をご参考ください。

## コラム：都市開発と祭礼文化が出会うとき —— 赤坂氷川山車保存会の物語から

都市は常に変化し続ける生き物のような存在です。再開発が進むたびに街並みは刷新され、人々の暮らしも少しずつ形を変えていきます。一方で、地域に根ざした伝統文化は「変えてはならないもの」として、しばしばその歩みを止めたまま保存されてきました。しかし最近、地域における「変化」と「不変」という概念は、少しずつ融合し始めています。まちづくりの未来を描く中で、祭礼文化を都市の価値を形づくる大切な要素として見つめ直す動きが広がっているのです。

その象徴的な事例が、港区赤坂で竣工した「東京ワールドゲート赤坂」での取り組み、氷川山車保存会と民間事業者が協働し、江戸型山車の復元や常設展示を実現したプロジェクトでした。

### ～～ 赤坂氷川山車保存会の取り組み ～～

赤坂氷川山車保存会が生まれたのは2006年。江戸の祭礼文化を象徴していた江戸型山車が、関東大震災や戦災、都市化の波の中で姿を消していく——そんな歴史の喪失感から、赤坂に残されたわずかな山車や人形を未来へと受け渡したいという願いが、保存会を立ち上げる原動力となりました。修復は決して簡単ではありません。費用も、人手も、場所も必要です。都心では保管場所の確保すら一苦勞。加えて、文化の価値が高ければ高いほど、保存の条件が厳しくなるという制度的なジレンマも抱えつつ、保存会は歩みを止めませんでした。

山車をただ守るだけでなく、祭礼文化そのものを「まちの象徴」として位置づけ、地域・企業・行政との連携を重ねていく姿勢は、文化を「守る」だけでなく「生かす」あり方へと変えていくものでした。

### ～～ まちづくりと祭礼文化が重なる瞬間 ～～

港区赤坂ではこの十数年、まちづくりの動きの中に自然なかたちで祭礼文化が息づき始めています。2018年、青山通りに面した国際医療福祉大学の新キャンパスに、赤坂氷川山車の常設展示場が誕生しました。同年、国家戦略特区に位置付けられた「東京ワールドゲート赤坂」の計画の中には、山車の修復と展示が正式に組み込まれました。さらには、将来の山車巡行を見据えた街路の無電柱化までが進められました。それは単なる展示施設の整備以上の意味を持っていました。街の歴史や営みを、日々の暮らしの景色として呼び戻すための試み——人々が歩くその場所で、赤坂が育んできた文化がそつと語りかけてくるような、新しい都市のあり方です。

同じような取り組みは千代田区でも広がりつつあり、再開発や建て替えの機会をとらえて神輿を共用部に展示する事例が増えています。日常の動線の中に文化を置くことで、祭礼は暮らしの風景として息を吹き返していくのです。

～～ 都市の未来へ文化を渡す ～～

こうした取組は、開発事業者にとっては建物完成後も地域と向き合い続けることを意味します。それは決して小さな決断ではありません。都心の山車や神輿の保管場所不足、担い手の高齢化といった課題に目を向けたとき、保存会のような地域組織と展示空間の確保は、文化を日常の中で継承していくうえで欠かせない存在です。

祭礼文化はもはや開発のオプションではありません。都市の更新に伴い、丁寧に扱うべき“都市の記憶”そのものとなっています。都市がたえず変わりゆく中で、受け継がれてきた文化をどう可視化し、どう共有していくのか——その積み重ねが、街への愛着や誇りを育む土壌になっていくのです。

～～ 地域と事業者の想いが響き合うとき ～～

赤坂氷川山車保存会の小出理事は次のように語っています。「保存会の活動が活発になったきっかけは、千代田区が開催した『江戸天下祭』なんですよ」。赤坂の文化を未来へとつなげようとする熱い想いは、実は千代田区の取り組みが呼び水になった——この事実は、文化が街を越えて共鳴し合う力を持っていることを物語っています。

地域の想いと、文化で都市の価値を高めようとする事業者の想い。その2つが重なったとき、江戸の祭礼文化は再び都心に花開き、私たちに「都市で文化を活かすとはどういうことか」を問いかけてくれるのではないのでしょうか。



## 5. 明治～昭和期における祭礼の変遷

### (1) 明治時代の山車と町神輿の誕生

明治以降、都市の近代化は祭礼の運営と形態に大きな影響を与えました。道路整備や交通の発達、電線の架線等により、従来のような大型の山車・屋台の運行は制約を受けやすくなり、祭礼の構成や演出は再編を求められてきました。例えば、山車の運行が難しくなる中で神輿中心へ移行する、または山車の規模・運行範囲を調整するなど、都市インフラと両立するための工夫が重ねられてきました。これらは「衰退」だけでなく、都市の条件に合わせて継承形態を変えるという、都市祭礼の適応の歴史として捉える必要があります。

明治以降、江戸時代の主要神社の祭礼で氏子町が出した山車はいつまで出されたのでしょうか。東京の神社祭礼において山車が出されなくなっていった年代は、以下のように神田祭を事例にとり明治 20 年代と指摘される場合が多いですが、それは神田祭に関することであり、他の神社ではまだ山車祭が続いていました。例えば、明治 40 年 9 月 24 日、25 日に行われた亀戸天神大祭では本所区林町一二丁目の為朝の山車、同町三丁目の神功皇后と武内宿禰の山車 2 台、明治 41 年 5 月 17 日の浅草三社祭では花山車 15 台を出しています。



山王祭でも明治 42 年 6 月 14 日に麹町一丁目浦島太郎、同二丁目女猿の銚、同三丁目日本武尊、同四丁目歳徳神、同六丁目日本武尊、同八丁目神功皇后、同九丁目象に唐子人形、同十丁目と紀尾井町合併にて鯨銚、山元町二丁目石橋、平河町三丁目鍾馗、隼町源三位頼政、元関町一丁目桃太郎、麹町左官組合神武天皇、紀尾井町三番地日本武尊、山元町一丁目土佐絵江戸桜娘、山元町三丁目花山車と 17 の町が山車を曳き出しており、明治 40 年代まで山車祭は続いていたのです。写真は明治 44 年に刊行された若月紫蘭が著した『東京年中行事』の挿図ですが、

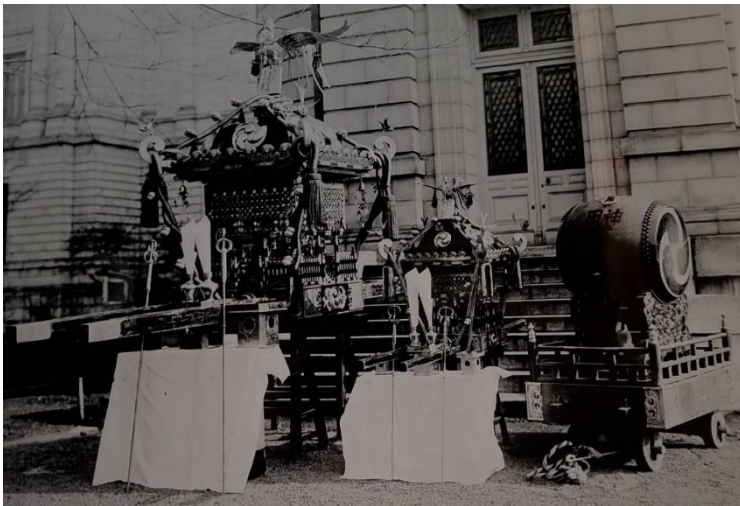
明治期の山王祭の山車を掲載しています。

また、町の区画や制度の変遷、人口構成の変化は、祭礼を支える組織の姿にも影響してきました。千代田区では、戦後の社会状況の中で町会が地域運営の基盤として整えられていく過程と重なりながら、神輿や囃子、衣装・備品等の管理が町会活動の中核的な役割として位置付けられていきました。いわゆる「町神輿」は、氏子区域や神社祭礼という枠組みに接続しつつも、町会が担い手の動員・資金管理・保管運用を引き受けることで成立しており、宗教的儀礼としての側面と、地域自治・相互扶助としての側面が重なり合う構造を持ちます。この重層性こそが、後述する支援設計において「文化的価値」と「地域コミュニティ」の両面から説明する必要性につながっています。

明治42年（1909）8月14日から16日まで、富岡八幡宮の深川八幡祭りは永代橋墜落100年目の大祭として行われました。この時、氏子町による町神輿が大小合わせ61基も担ぎ出され、この時の深川八幡祭りが通常町神輿の誕生と言われていています。

## (2) 大正・昭和期の千代田区の祭礼の状況

大正4年11月にも深川八幡祭りで神輿39基が担がれたりするなど、大正時代以降、町神輿の数が各神社で増加していきました。



大正9年11月、明治神宮のご創建奉祝として、千駄ヶ谷、原宿、青山、渋谷、淀橋、幡ヶ谷といった周辺の町々より25基の神輿が出され神宮外苑などで担がれました。明治期に行われた憲法発布祝祭や奠都30年祝祭などの奉祝行事では町々より山車が引きだされていましたが、大正時代に入ると山車にかわり神輿が担がれるようになっていきました。写真の神輿と子ども神輿と太鼓山車は大正9年に新調された旧多町一丁目のものです（※旧多町一丁目はその後昭和8年に合併して多町二丁目となった）。写真のようなこの時の駒札が町会のほうで保存されており貴重な祭礼資料と言えます。大正9年頃には新聞記事などで神田明神の氏子町でも26基の神輿があったことがわかっています。



数例をあげると、大正6年に神田神社の撰社・小舟町八雲神社(作者不明)、大正9年に神田神社の多町二丁目町会(旧多町一丁目町会、秋山三五郎か)、神田神社の撰社・江戸神社(作者不明)、神田神社の佐柄木町2基(宮惣作)、大正14年に神田神社の淡路町二丁目町会(宮本重義作)、写真の神田神社の佐久間町三丁目(作者不明)、大正15年に神田神社の神田末広町会(だし鉄作)、神田神社の元佐久間町町会(宮惣作)などが記録で確認できます。

これら町神輿の誕生により、神輿師という職も生まれ、宮惣、後藤直光、秋山三五郎、和田亀、浅子周慶、宮本重義、鹿野喜平、だし鉄、柏原甚吉などといった人々が名作を作っていました。今後さらなる調査を行うべきだと思います。

これら町神輿の普及には、近代日本に独自の都市内地域組織である町内会の誕生が大きな影響を与えていると推測できます。昭和9年(1934)の東京市による調査で大正時代が町内会の激増期であったことが指摘されていますが、その多くは戦争出征者の送迎、慰問などの影響と大正デモクラシーの盛り上がりにより自発的に結成されたと言われています。

今回の調査の結果を見ると、大正時代に製作された神輿は、九段三丁目町会(大正時代、子ども神輿)、神田末廣町会(大正15年)、神田三崎町一丁目町会(大正時代)、錦町三丁目町会(大正時代か、中神輿)が現存しています。

昭和戦前期の製作に至っては、九段三丁目町会(昭和5年)、神田元佐久間町会(昭和5年)、神田松富町会(昭和7年、子ども神輿)、神田松枝町会(昭和13年)、同町会(子ども神輿、昭和13年)、神田大和町会(昭和13年)、同町会(昭和13年、子ども神輿)、錦町三丁目町会(昭和8年)、同町会(子ども神輿、昭和7年)、須田町一丁目南部町会(昭和6年)、須田町北部町会(昭和16年)、鍛冶町二丁目町会(昭和9年)、神保町一丁目北部町会(昭和初期)と多くの神輿が今も現役で活躍しています。

今後、現存する大正・昭和期の町神輿は、千代田区のシビックプライドとしての祭礼文化を伝える歴史的資料であるとともに、祭礼文化を実践することを通じて地域コミュニティの結束力を高める祭礼道

具として、保存されていくべきものと考えられます。

## 6. 区内神社と祭礼の多様性

本区の祭礼文化の特性として、天下祭に加え、区内各所に複数の神社祭礼が存在し、それぞれが異なる氏子区域や運営文化、参加の作法を有している点が挙げられます。氏子区域の範囲は町会の区域と必ずしも一致しているとは限らず、また、同じ神社祭礼に関わる町会であっても、神輿の担ぎ方や休憩・接待の段取り、準備期間の取り方、外部協力者の受入方針などに違いが見られます。このような多様性は、本区の祭礼が単一のモデルに収れんするものではなく、複数の文化が重なり合って形成された「文化の束」であることを示しています。

今後の祭礼文化調査を通して、千代田区の三崎稻荷神社、太田姫稻荷神社、柳森稻荷神社、築土神社の祭礼と氏子町会の神輿等の歴史と現在を調査研究しさらに神輿・山車一覧を完成に近づけていく予定です。

神社には、地域との結びつきを基礎に土地を守る神さまを祀り、地域住民が氏子として支える氏神神社と、地縁や血縁にとらわれず、個人の信仰や縁によって崇敬され、崇敬者や崇敬会がその運営を支える崇敬神社があるといわれています。本研究では、地域コミュニティの持続性向上の観点から調査を行ったため、氏神神社が斎行する祭礼を対象としています。今後は、崇敬神社と千代田区の地域との関係性についても確認するとともに、他区の祭礼調査も行うことで千代田区の祭礼文化の特色を整理していく予定です。

## コラム 地域の祭礼を「群」としてとらえるとは

千代田区には、江戸以来の山王祭・神田祭といった大規模な祭礼に加え、三崎稻荷神社、築土神社、太田姫稻荷神社、柳森神社など、地域に根差した多様な祭礼文化が現在も受け継がれています。また、氏子地域という枠組みで見ると、湯島天満宮、下谷神社、妻恋神社といった周辺地域とも重なり合いながら、歴史的に形成されてきた祭礼の広がりを確認することができます。

本調査研究では、こうした祭礼を、個々の神輿や山車といった単体の文化財としてではなく、祭礼を構成する道具、行事、担い手、運営の仕組み、さらには地域社会との関係性を含めた一体的な営みとして捉え、「群」として把握する視点を重視しています。これは、祭礼文化の価値が、造形物の由緒や規模の大きさのみによって定まるものではなく、地域の中でどのように受け継がれ、変化しながら現在に至っているのかというプロセスそのものに内在しているという考え方に基づくものです。

例えば、三崎稻荷神社でのヒアリングでは、神輿や町会神輿の新調・修繕をめぐり、各町会の事情や判断が積み重なってきた経緯が語られました。震災や戦災、人口構成の変化といった外的要因の中で、他町会から神輿を譲り受けた事例や、周年行事を契機に新調した事例がある一方、「今あるものを修繕し、できる限り元の姿に近い形で使い続ける」ことを重視する考え方も共有されています。そこには、合理性だけでは説明できない、「昔見たものと同じであること」への価値意識や、町の誇りとしての神輿に対する強い愛着が見て取れます。

一方で、担い手不足や財政的負担、修繕技術の担い手の減少といった課題も共通して指摘されています。特に都心部においては、マンション建設や人口流動化の進行により、町会そのものの維持が難しくなりつつあり、祭礼は「続けたいが、続けるための条件が年々厳しくなっている」営みとなっています。そのような状況の中でも、祭礼は、地域の人々が再び顔を合わせ、関係性を確認し直す貴重な機会としての役割を果たし続けています。

このように整理すると、千代田区の祭礼文化の価値は、山王祭や神田祭といった規模の大きな祭礼に限られるものではありません。規模の大小にかかわらず、それぞれの地域で紡がれてきた祭礼の積み重なり全体が、区の歴史と文化の厚みを形づくっているとと言えます。地域の祭礼を「群」として捉えるとは、個別の優劣を論じるのではなく、あまねく存在する祭礼文化の連なりを可視化し、その継承を支える共通の基盤を見いだす試みです。

千代田区として、このような視点に立ち、特定の祭礼のみを対象とするのではなく、地域に根差した多様な祭礼を広く支援する方向性を検討していくことは、結果として祭礼文化全体の文化的価値、公益性を裏付けることにつながります。その意味で、「群」としての把握は、今後の支援施策や制度設計を検討するうえでの重要な前提となるものです。

## 7. 子どもと祭りを結び付けるもの



江戸時代の江戸の祭礼では「附祭（つけまつり）」という行列が出されたことは先にも述べました。この附祭で活躍したのは女子を中心とした子どもたちであることは、先にも述べました。

その一方で、子どもたちの祭りは樽神輿という薦包みの酒樽を神輿風に飾り付けた神輿を担ぐ祭りへと変遷していきました。平出 鏗二郎が書いた『東京風俗志』に「町中子どもの一団、またこれに倣いて薦包の酒樽に飯籬（いかき）をかぶせ、そが頂に草鞋を胴に、総楊枝を口に、浣団扇を翼に作りて、鳳凰に像りたるを付けて神輿に擬し、これを昇ぎて、「わっしょいわっしょい」と叫びて駆け廻れり、これを樽天王また樽神輿と称う。（平出 鏗二郎『東京風俗志』八坂書房、平成3年、原本は明治31年、78頁）」とあり、子どもたちの祭りの参加に樽神輿という祭礼道具が欠かせなかったことが分かります。



さらにその樽神輿が子ども神輿になる事例もみられます。明治39年の神田祭では旭町、紺屋町、東紺屋町、東福田町、西福田町、下白壁町などで子ども神輿を担ぐということが報道されていました。

今回の調査で各町会の子ども神輿についても調べました。言うまでもなく多くの町会が子ども神輿を保有していますが、子どもの祭礼への参加は子どもと町、大人と子どもとの接点ともなる重要なものであると同時に、子どもが大きくなった時に次の子どもへと継承していく重要な道具でもあります。また大正昭和初期に製作された子ども神輿が散見され、千代田区の歴史を伝える文化的価値のある資産として重要でもあります。

さらに今回の調査で明るみになったのは、現代の祭り子どもを考える場合、太鼓山車は最も重要であるということです。これは非常に重要なことで、太鼓山車を通して子どもたちが祭りに参加することで、子どもたちに、祭礼文化が千代田区のシビックプライドであることを肌で感じてもらうことができます。



太鼓山車とは、曳太鼓とも言われ通常子どもたちがひもで引き太鼓をたたきながら町を巡行する子ども用の祭礼道具であり、東京だけではなく日本全国的に確認できます。子どもの祭り参加と言えばこの太鼓山車です。例えば板橋区の事例では、細い路地が多い住宅地では大人神輿が入れない場合が多く、その地域から不満の声も聞かれるが、これを子ども神輿と曳太鼓が補っています。またもう1点は、神輿を担ぐに至らない幼児が祭りに参加出来るという点です。また歩くことの出来ない子どもをベビーカーに乗せた母親の祭りへの参加も可能

にしているということです。

千代田区町会長へのインタビューとアンケートのコメントを見ても、「子どもの時は神輿というより太鼓山車を引っ張っていた記憶」「太鼓をたたく役割を自分もしたいと思った」「町会の子どもたちもみんな大好きな太鼓山車。今の町会役員も青年部員も、皆小さい時にこの曳太鼓に乗って叩いていました！」と、子ども時代の祭りへの参加の思い出は忘れることのできない記憶となります。太鼓山車は欠かせない祭礼道具であり、かつ大人と子どもをつなぐ架け橋となる役割も持っています。なお、町会よりも先にこの太鼓山車が製作された町会もあるようで、祭礼文化が町会を結成する支柱となったとも考えられます。今後さらに調査をしていきます。

#### 【千代田区における太鼓山車所在状況】

107件のうちアンケートを回収できたものおよびそれ以外の資料から事例を見てみると、昭和20～30年の山車が多く見られますが、九段三丁目町会（大正時代）、大正時代に製作された太鼓山車や、神田松富町会（昭和7年）、神田五軒町々会（昭和9年）、神田松枝町会（昭和13年）、岩本町一丁目町会（昭和11年）、錦町三丁目町会（昭和7年）、須田町一丁目南部町会（昭和戦前期）、須田町北部町会（昭和13年）、司町一丁目町会（昭和9年）、一神会（昭和8年）、神西町会（戦前）と昭和初期に製作されたものも見られ歴史的にも文化的にも貴重な祭礼道具が残されていると言えます。また太鼓の上には通常は金色の鶏もしくは鳳凰をのせているものが多いのですが、桃太郎、東郷平八郎元帥、弁慶と牛若丸などもあり個性豊かな面もあり見物人を楽しませる要素の一つともなり、観光的な価値もあると思われます。

太鼓山車は以上述べたように、子どもの祭りへの参加を促すための重要な祭礼道具であり、かつ製作

年代から歴史的にも貴重なものであるとも言えます。また祭礼研究においても未開拓の分野であり、今後も文化的価値を見出すことができると思われ調査を重ねていくテーマです。

## 第4章 祭礼文化継承の現状と課題

本章では、町会アンケート・ヒアリング、婦人部・青年部アンケート（令和7年（2025）実施）、区政モニターアンケート等から得られた知見をもとに、祭礼文化の継承に関わる現状と課題を整理します。これらの課題は単独で生じているものではなく、担い手不足、運営ノウハウの属人化、祭礼道具の維持管理負担、費用の増加、外部調整の複雑化といった要素が相互に連鎖し、祭礼の継続性を低下させる構造として現れています。

### 1. 町会長・女性・婦人部長、青年部長アンケート・ヒアリングについて

#### (1) 結果概要

##### 【町会長】

- 9割以上の町会が祭礼に取り組んでおり、65.7%が「特に力を入れている」と回答。
- 重要な地域課題として「祭礼文化の継承」が最多（51.5%）。町会の存在意義としても「祭礼文化を継承していくこと」が上位（46.5%）。
- 継承上の課題は、①次世代の担い手不足（44.4%）②段取りを知る人の不足（34.3%）③神輿の担ぎ手不足（33.3%）が上位。装束・飾り付け等の経費負担（29.3%）も課題として挙がる。

##### 【青年部】

- 主要活動の上位に祭礼が位置づき、青年部として「関わっている」は87.3%、かつ「力を入れていて負担が大きい」項目でも祭礼が最多（74.6%）。地域課題でも「祭礼文化の継承」が最多（66.2%）。
- 祭礼継承の課題として、次世代の不在（53.5%）、役割分担できる人の不足（39.4%）、段取りを担う人の不足（36.6%）が上位。将来（10～20年後）の祭礼参加継続に不安を持つ割合は70.4%。

##### 【婦人部・女性部】

- 部として「関わっている」活動で祭礼は92.9%。「力を入れている」も76.2%と高い一方、「負担が大きい」も67.9%と高い。将来の祭礼に不安を感じる回答は53.6%。

#### (2) 分析

- 祭礼は「町会の価値」を象徴するコア活動だが、負担も最も集中：町会長・青年部・婦人部いずれの結果でも、祭礼は「注力している」「町会の意義」「地域課題」の上位に並ぶ一方、実働部隊（青

年部・婦人部)では「負担が大きい」項目でも突出している。つまり、祭礼は参加動機・結束の源泉である反面、継続性リスクが顕在化しやすい要因ともなっている。

- 継承課題の本質は「人数不足」だけでなく「段取り・役割の属人化」：次世代不足に加えて「段取りを知る人がいない」「役割分担できる人が少ない」が上位に出ていることから、ノウハウの暗黙知化(担当者固定)が進み、引継ぎが難しくなっている状況がうかがえる。
- 担い手の裾野は『参加』と『運営』で分断されている：町会長ヒアリングでは、祭礼をきっかけに加入しても「祭礼以外に関わらない」ケースが課題として言及されている。参加者増=運営担い手増につながらない構造があるため、運営参加への導線設計(役割の分解、短時間・短期間の関わり方)が必要。
- 中長期の継続不安が高い(特に青年部)：青年部では将来の祭礼参加継続に不安が7~8割と高く、今の担い手が「やりがい」を感じつつも、体制の持続性に危機感を持っている。負担増が続くと、祭礼そのものの維持に加えて青年部組織の維持も難しくなる可能性がある。
- コスト上昇と対外調整の手間が『見えない負担』を増幅：物価高騰による飲食・備品等のコスト増や、会場確保・申請等の手続き負担が、実働メンバーの心理的負担を高めている。特に「準備~当日~片付け」までの工程が長い点が、働く世代の参画を阻害しやすい。

## 2. 祭礼文化継承に向けた課題

### (1) 担い手不足と参加導線の弱さ

担い手不足は、多くの町会に共通する中核的な課題です。次世代の担い手が少ないことや、段取りを把握している人材が減少していることに加え、参加の入口が「知人の紹介」や「町会加入時の案内」などに依存しやすく、外部からは参加方法が分かりにくい状況にあります。青年部アンケートでは、青年部で活動する人数は全町会平均で 10 人程度とされ、若年層メンバーの少なさを懸念する回答が多数を占めており、実働層の細りが示されています。また、婦人部アンケートにおいても、部長層は 60 代以上が大半を占め、高齢化の進行や役割の固定化、後継者不足が課題として挙げられています。

### (2) 組織基盤の弱体化と引継ぎの属人化

町会運営は、町会長や限られた役員、青年部長、婦人部長など、少数のコアメンバーに実務が集中しやすい傾向があります。町会アンケートやヒアリングでは、役員の高齢化やなり手不足、担い手の固定化が課題として挙げられており、平日に対応できる人が限られることから、会議出席や各種手続きが特定の個人に集中している状況が示されています。また、祭礼は準備から当日、片付けまで工程が多い一方で、運営ノウハウが口伝や経験に依存しているため、引継ぎが属人的になりやすく、世代交代の局面で継続性が不安定になりがちです。

### (3) 技能・作法・運営ノウハウの継承断絶（口伝依存）

神輿の担ぎ方や掛け声、囃子の型、しつらえの順序、神酒所の設営や接待、当日の時間割や連絡体制、関係機関との協議、安全管理など、祭礼運営に必要な知識や技能は多岐にわたります。これらの多くは文書化されないまま、経験や口伝によって引き継がれてきたため、担い手の高齢化や層の薄さが進むと、技能や段取りが途切れやすくなります。青年部アンケートにおいても、「役割分担をする人や段取りを知る者が減っている」といった問題意識が示されており、属人化の緩和と学びの機会づくりが重要となっています。具体的には、作法や段取り、役割分担の可視化（マニュアルやチェックリスト、引継ぎノートの作成）、写真・動画等による記録や用語・所作の整理（言語化）、安全管理・広報・会計・対外調整を含む研修機会の設定などが有効です。

### (4) 祭礼道具の保全・管理（保管・台帳・修繕）

神輿や山車、囃子道具、衣装等の祭礼道具は、地域の歴史や記憶を体現する文化資産です。一方で、都心部では保管場所の確保が難しく、搬出入の手間や修繕費用の負担も増大しやすい状況にあります。町会アンケート等でも、祭礼道具の維持管理（修繕、調達、保管）に対する負担感が指摘されており、

台帳が未整備のまま属人的に管理されている場合には、状態把握や計画的な更新が困難となります。支援を検討するに当たっては、所在・状態・履歴を可視化するデジタル台帳の整備、保管環境の点検、修繕・更新の優先順位付け（緊急性・安全性・文化的価値等）を基盤として整えることが重要です。

## (5) 財源確保とコスト上昇（警備・保険・修繕）

都市環境の変化に伴い、警備や保険、交通整理、近隣配慮、暑熱対策、救護体制など、祭礼運営に求められる安全・リスク対応は高度化しています。その結果、運営コストが上昇し、会費や寄付といった従来の財源だけでは賄いきれない場面が生じています。支援制度を設計する際には、宗教的行為そのものへの関与とならないよう留意しつつ、地域文化としての資産保全や安全確保など、公益性の高い領域を対象を整理することが重要です。区政モニター調査（令和7年（2025）実施）では、公費活用について「問題ない」「許容範囲」とする回答が合計85%である一方、「少し気になる」とする回答も一定数存在しており、制度目的や対象、手続の透明性を高めることが、合意形成における重要なポイントとなります。

## 3. 先行研究や他の自治体における示唆

### (1) 都市化と継承の関係

都市部の祭礼に関する先行研究では、担い手減少や都市環境の変化の中で、祭礼が「地域内部の共同実践（する祭）」から「観覧・イベント化（見られる／見せる祭）」へ傾くことで、内部の結束や継承力が弱まるリスクが指摘されています。とりわけ、運営ノウハウが口伝や経験に依存している場合、世代交代や住民構成の変化により、技能・段取り・役割分担が断絶しやすくなることが懸念されます。

・祭礼は、神輿・山車等の「モノ」だけでなく、準備・稽古・運営の知恵、作法、対外調整等を含む総合的な生活文化である。

・文化的価値は多層的（歴史・象徴・技芸・社会的価値等）であり、イベント的価値のみで捉えきれるものではない。

・祭礼は社会関係資本（信頼・規範・ネットワーク）を生み出す一方、観光化・イベント化が過度になると内部の結束（結束型）が希薄化する可能性がある。

以上を踏まえると、支援策は「当日の開催支援」にとどめず、①運営知識の記録・可視化、②担い手育成（段階的な参加導線の設計）、③支援の受け皿となる体制整備（役割分担・合意形成・引継ぎ）、をセットで設計することが有効である。

## (2) 他自治体の先行事例からの示唆（制度・運営の共通点）

他自治体の祭礼文化支援の事例では、成果は「当日の盛り上がり」だけでなく、通年で人・技術・資金・ルールが回る仕組みを持てるかに左右されることが確認できる。制度運用の共通点は、概ね次の4点に整理できる。

- ・統括とルール：連合会・年番等の運営体制、役割分担、意思決定ルールを明確化する。
- ・通年参加：制作・稽古・準備を「関与の入口」として設計し、担い手の層を厚くする。
- ・安全・観覧導線：警備、交通、保険、救護等を整え、持続性の前提条件を確保する。
- ・更新投資：道具・技能・人材に対する計画的投資（修繕、保管、記録、人材育成）を行う。

## (3) 上尾市：記録・発信が参加の「入口」と誇りをつくる

上尾市では、市内に残る無形文化遺産（祭礼行事・民俗芸能等）について、映像等による記録を整備し、ウェブ上で公開する取組を進めている。これは、当事者の内側で共有されがちな暗黙知を外に開き、地域内外の理解者を増やすことで、継承の裾野を広げるアプローチとして位置付けられる。

- ・記録（映像・解説）の公開は、新規参加者にとっての事前学習となり、参加の心理的障壁を下げる。
- ・行政は宗教行為そのものではなく、「記録・普及・継承基盤」の部分に関与することで公益性を説明しやすい。
- ・記録は保存資料であると同時に、地域の共有資産として合意形成や説明責任を支える。

## (4) 茨城県：文化財として「祭りを続ける」ための開催支援を制度化

茨城県教育委員会は、無形民俗文化財を構成要素に含む一定規模以上の祭りを対象に、文化財保護の観点から補助金を交付する制度（民俗文化財活性促進事業補助金）を設けている。祭りを「残す」だけでなく「続ける」ための支援として、運営の持続性に直結する経費も視野に入れている点が特徴である。

- ・文化財保護の制度に「地域振興（モデル化）」の視点を組み込み、対象を選定したうえで支援する（網

羅支援ではなく重点支援)。

- ・申請（事業計画・収支予算）と実績報告（収支精算・成果）を求め、支援の透明性と説明責任を担保する。
- ・運営コスト上昇（警備・設備等）に対し、文化財としての公開・継承の条件整備を支援対象として位置付ける。

## (5) 滋賀県：魅力の体系的発信と次世代継承を、観光と接続する

滋賀県では、県内各地の祭礼を「湖国の魅力」として体系的に紹介する発信を行っているほか、次世代伝統文化継承事業等により、地域伝統芸能を広く紹介し、後継者育成・鑑賞機会の提供・ネットワーク形成・観光（カルチュラルツーリズム）等と接続する考え方が示されている。

- ・「見に来る人」を増やすだけでなく、鑑賞・体験・学びを通じて理解者と担い手の育成につなげる設計が重要。
- ・広域発信（県域での見える化）は、地域ごとの取組の相互参照と連携（ネットワーク）を促す。
- ・観光と継承を両立させるには、受入れ環境（安全・動線・案内）の整備と担い手側の負担配分を同時に設計することが前提となる。

## 4. 法的・制度的論点からみた政教分離と説明責任

祭礼文化への支援を制度として位置づけるにあたっては、まず、憲法上の政教分離の原則に適合することが大前提となります。あわせて、制度として適法であるだけでなく、住民から見ても「宗教活動そのものを公費で支援しているのではないか」と受け取られないよう、社会通念に照らして理解と納得を得られる設計とすることが重要です。

このため、先行事例では、支援の目的を宗教的意義そのものに置くのではなく、地域コミュニティの維持・活性化や、地域の文化資産の保全・継承といった公益的な目的に整理した上で、補助対象も、修繕や安全対策など、行政として必要性や公共性を説明しやすい分野に限定する運用が多く見られます。

制度設計にあたっては、特に次の点に留意する必要があります。

まず、補助の対象となる経費と対象外となる経費を明確に区分することです。たとえば、玉串料や奉納費のように、直接的な宗教行為に当たる経費は対象外とし、あくまで文化継承や安全確保、資産保全に関わる支出に限ることを明示する必要があります。

次に、交付先や所有・管理の実態を適切に確認することが求められます。名目上は地域団体であっても、実質的に宗教団体が所有・管理しているものまで補助対象に含めれば、制度の趣旨が曖昧になりかねません。そのため、申請主体、所有名義、管理運営の実態を丁寧に確認し、対象の線引きを明確にすることが欠かせません。

さらに、申請、審査、交付、実績報告までの手続きを透明化することも重要です。見積書や領収書など客観的な資料に基づいて審査・確認を行い、「何のための支援で、何に公費が充てられたのか」が第三者にも説明できる仕組みにしておく必要があります。

加えて、判断基準や取扱いをあらかじめ公表しておくことも大切です。個別判断が不透明であれば、かえって恣意性や不公平感への疑念を招きます。基準を明文化し、公表しておくことで、説明責任を果たしやすくなり、制度運用上のリスクも抑えることができます。

## 5. 本区の祭礼文化継承に向けて

本区においては、都心ならではの特性、すなわち昼夜人口の差が大きく、企業・学校・来街者が集積しているという地域条件を踏まえ、参加の裾野を広げながら、町会等の主体性と運営の安定をどう両立させるかが重要な課題となります。そのため、祭礼文化支援は単発の補助制度としてではなく、資産の保全、運営ノウハウの継承、安全対策や基盤整備、多様な主体の協働の仕組みづくり、さらに法的整理と透明性の確保を一体的に捉えながら、段階的に実装していくことが望まれます。

## 第5章 支援等の方向性と提言

本章では、前章までに整理した本区の祭礼文化の価値や現状の課題、ならびに先行研究・先行事例から得られた示唆を踏まえ、祭礼文化を持続的に継承していくための支援の方向性を整理します。

支援に当たっては、祭礼の主体性を地域に置いたまま、担い手や特定の町会に負担が過度に集中しないよう、行政が基盤整備として関与することを基本的な考え方とします。

以下では、支援の柱として特に重要と考えられる、①資産保全・管理支援、②技能・運営ノウハウの記録と継承、③普及・学び・参加促進の三点について整理します。

### 1. 祭礼文化支援の方向性

#### (1) 資産保全・管理支援

千代田区の祭礼文化を支える神輿や山車、囃子道具、衣装などの祭礼道具は、長い歴史の中で受け継がれてきた文化的資産であると同時に、使用されることを前提とした「生きた資産」でもあります。そのため、継承を続けるには、継続的な修繕や適切な管理が不可欠です。

とりわけ都心部では、保管場所の確保の負担が町会等にとって大きな課題となりやすく、修繕についても、属人的な管理のままでは、状態把握や計画的な更新が困難となります。このため、文化財指定・登録制度の活用を視野に入れ、文化的価値の高い祭礼道具については、文化財行政と連携しながら位置付けを整理することが重要です。

あわせて、文化財指定・登録の有無を問わず、修繕補助や保管環境の点検・改善を通じて、資産としての安全性と継続利用性を確保していくことが求められます。さらに、所在や状態、修繕履歴、管理主体などを整理したデジタル台帳を整備し、祭礼道具を「点」ではなく「群」として把握することで、優先順位を踏まえた計画的な保全の可能性が広がります。

台帳は、内部の管理ツールとしてだけでなく、支援の必要性や公益性を説明する根拠資料としても機能し、合意形成や制度運用の透明性を高める役割を果たします。

#### (2) 技能・運営ノウハウの記録と継承

祭礼文化の継承においては、道具そのものの保全に加え、それを使いこなす技能や、準備から当日運営を支える段取り・運営ノウハウの継承が不可欠です。神輿の担ぎ方や掛け声、囃子の型、しつらえの

順序、神酒所の設営、時間割や連絡体制、関係機関との調整方法など、多くの知識や技能は、これまで口伝や経験に依存してきました。

しかし、担い手の高齢化や世代交代の停滞が進む中で、運営ノウハウが特定の個人に集中すると、継承が途切れるリスクが高まります。このため、作法や段取り、役割分担などを可能な範囲でマニュアル化し、写真や動画を用いて記録・共有することで、属人化を緩和していくことが重要です。

これらの記録は単なる保存資料ではなく、次に関わる人が学べる教材として位置付ける必要があります。若手や新規参加者向けの引継ぎ資料として活用するほか、安全管理、広報・記録、会計、対外調整などの実務研修を組み込み、段階的に役割を担える育成の仕組みを整えることが望まれます。

こうした取組は、特定の担い手への負担集中を和らげるとともに、「担ぐ人」以外の関わり方を広げ、祭礼運営に関わる人材の層を厚くする効果を持ちます。

### (3) 普及・学び・参加促進

祭礼文化を将来にわたり継承していくためには、既存の担い手に加え、次世代や新たな関与者がその意義を理解し、関われる環境を整えることが不可欠です。そのため、学校との連携や区内ワークショップ、イベントなどを通じて、祭礼文化の歴史的背景や地域社会における役割を学ぶ機会を拡充することが重要となります。

学校教育や地域学習と接続することで、子どもが早い段階から祭礼文化に親しみ、「見る文化」から「関わる文化」へと関心を深める導線を形成することができます。また、一般区民向けには、祭礼の由来や作法、役割を分かりやすく説明する住民説明会のモデルを整備し、初めて関わる人でも参加のイメージを持てるようにすることが有効です。

特に本区では、転入者や在勤者など、地域に関心はあるものの関わり方が分かりにくい層が多く存在します。担ぎ手以外にも、設営補助、広報・記録、子ども向け体験の運営、環境対応など、多様な役割を提示することで、参加のハードルを下げ、通年で関われる参加導線を明確化することが求められます。こうした取組は、祭礼文化を特定の関係者に閉じた活動とするのではなく、地域全体で共有される文化資源として位置付け直す基盤となります。

以上の3点はいずれも、祭礼文化の主体性を地域に置いたまま、行政が「基盤整備」として関与する領域です。資産の保全、技能・運営知の継承、参加の裾野拡大を一体的に進めることで、祭礼文化は一過性の行事にとどまらず、地域コミュニティと文化的価値を同時に支える持続的な社会資源として位置付けられます。

最後に、今後に向けた視点として、担い手不足や参加者減少、観光化による共同性への影響、結束の強さゆえに生じる排除感や過度な負担といった課題を踏まえる必要があります。これらに対応するため、第一に、祭礼組織を「知恵とつながりを集める場」として支援すること、第二に、神輿や山車の維持と新たな担い手の拡大を両立させること、第三に、安全対策や清掃、公共空間の管理を祭礼の公共性への貢献として評価すること、第四に、新たな住民や外部からの参加者が段階的に地域の一員として関われる仕組みを整えることが重要です。

祭礼は、限られた人だけのものではありません。観る人、手伝う人、支援する人、静かに見守る人など、関わり方は多様であり、まちの生活スタイルに応じて柔軟に変化していくものです。都市の祭礼文化は過去の名残ではなく、現代の都市において人々の距離を再び近づけるための「社会的技術」として捉えることができます。

## 2. 今後の祭礼文化調査と支援体制構築にむけた提言

今後、千代田区における祭礼文化の継承と支援のあり方を考えていくにあたっては、祭礼を単なる年中行事や観光資源として捉えるのではなく、地域社会を支える基盤として多面的に見ていく必要があります。とくに重要なのは、地域コミュニティの持続可能性とシビックプライドの醸成、祭礼が持つ文化的価値の把握と継承、そして賑わいや交流、レジリエンスを促す都市資源としての役割という3つの観点です。これらをあわせて検討することで、祭礼が今日の都市においてどのような意味を持つのか、また自治体や地域が今後どのような支援を行うべきかが、より具体的に見えてきます。

第一に、祭礼は地域コミュニティの持続可能性を考えるうえで重要な手がかりとなります。祭礼の準備や運営には、多くの人が役割を分担し、助け合いながら関わることが求められます。そこには、地域で協力し合う力が保たれているか、担い手が育っているか、いざというときに支え合える関係があるかといった、まちの「土台」があらわれます。あわせて、祭礼は「わたしたちのまち」という感覚、すなわち地域への愛着や誇りを育む契機にもなります。今後は、こうした気持ちが歴史の中でどのように育まれてきたのかを丁寧にたどりながら、これからの時代にふさわしい形で、地域への帰属意識やシビッ

クプライドをどう育てていけるのかを、歴史学や社会学の視点も踏まえて検討していくことが求められます。

第二に、祭礼の価値は、目に見える華やかさだけでは測れません。そこには、長い歴史の積み重ね、地域ごとの作法や技術、運営の知恵、人びとの記憶や誇りといった、目には見えにくい大切な資産が含まれています。こうした蓄積を、本調査では「文化資本」として捉えることができます。この価値を適切に把握し、次世代へつないでいくためには、単発の調査では不十分であり、継続的な歴史調査や聞き取り、現地でのフィールドワークが欠かせません。そのためには、調査研究を継続して担う恒常的な拠点が必要です。あわせて、祭礼の担い手が不足しているのと同じように、地域文化を記録し、分析し、伝えていく研究者や実務者の育成も急がれる課題です。

第三に、祭礼は都市に賑わいと交流を生み出すだけでなく、地域のしなやかさ、すなわちレジリエンスを高める資源でもあります。祭礼の日には、ふだん接点の少ない人どうしが関わり、町会や商店街、学校、企業など多様な主体がひとつの場を共有します。そうした経験の積み重ねは、まちの魅力を高めるだけでなく、非常時における連携や支え合いの基盤にもつながっていきます。とりわけ千代田区のように、居住者だけでなく、企業、大学、学校、来街者が集まる都心部においては、町会や地域の人びとだけで祭礼文化を支えていくのではなく、地域の外にも開かれた協力の仕組みをつくるのが欠かせません。今後は、企業や大学などとの連携を視野に入れながら、祭礼を地域の共有資産として支える体制を築いていく必要があります。

今回の調査は、半年という限られた期間の中で実施したものであり、これをもって結論とすることはできません。むしろ、本調査は今後の本格的な調査研究と支援制度の検討に向けた出発点と位置づけるべきものです。今後も継続して祭礼文化に関する調査を重ね、その歴史的価値・文化的価値をより深く明らかにしていくことによって、地域への支援に必要な情報を蓄積し、何をどのように支援すべきかという考え方を整理していくことが重要です。

祭礼文化の継承に必要なのは、単年度の事業ではなく、「継続」と「継承」を支える仕組みです。その意味でも、歴史文化的な調査研究を安定的に続けられる組織的基盤を整えることが望まれます。たとえば、祭礼文化の記録、調査、研究、人材育成、地域連携の拠点のような機能を設けることは、有力な選択肢の1つと考えられます。そうした拠点があれば、地域の経験や知恵を記録に残し、次の世代へ手渡すとともに、将来的な支援制度の検討を支える基盤としても役立つはずです。

## 第6章 おわりに

本調査を通じて明らかになったのは、千代田区の祭礼が、単なる伝統行事や一部の関係者の活動にとどまらず、地域社会全体に幅広い効果をもたらしてきたという点です。祭礼は町会を核としながらも、多様な主体が関わることで、結束型と橋渡し型の双方の社会関係資本を育み、地域の信頼関係や協力関係を重層的に支えてきました。

一方で、担い手の高齢化や人材不足、運営ノウハウの属人化、祭礼道具の維持管理に伴う経済的負担の増大などにより、こうした機能が将来にわたって自然に維持されるとは限らない状況にあります。祭礼文化の継承は、もはや個々の町会の努力のみに委ねるべき課題ではなく、地域全体の持続性に関わる問題として捉える必要があります。

その際に重要なのは、祭礼支援の意義を「地域コミュニティの活性化」だけに還元するのではなく、歴史的・文化的価値の保存と継承という観点から明確に位置付けることです。神輿や山車をはじめとする祭礼道具、作法、運営の知恵といった有形・無形の資産は、本区に蓄積されてきた共有の財産であり、世代を超えて受け継いでいくべき文化資源です。これらを保全し、次代につないでいく取組は、特定の宗教活動を支援するものではなく、文化と社会を支える公益的な行為として整理されるべきものです。

また、東京都は基本計画である「2050 東京戦略」において、「江戸から続く歴史・文化」を国内外に発信し、その魅力のブランド化を進めるとともに、世界遺産を目指す方向性を掲げています。さらに都は、江戸東京博物館のリニューアルを契機とした発信や、都内各地の江戸ゆかりのイベント等との連携を通じて、江戸文化の魅力を広く浸透させていく方針も示しています。このような都の広域的な発信戦略と、千代田区における祭礼文化の継承支援とが連動することには、大きな意義があります。千代田区の祭礼は、江戸から続く歴史・文化を今日に伝える生きた文化資源であり、都が担う対外発信やブランド形成と、区が担う現場に即した保存・記録・人材育成・継承支援が結びつくことで、文化的価値の可視化と継承の実効性をともに高めることができます。都と区がそれぞれの役割を生かして連携することで、地域に根差した祭礼文化を守るだけでなく、その価値を東京全体の魅力として広く共有し、発信していくという相乗効果が期待されます。

千代田区が担うべき役割は、祭礼の主体性を地域に委ねつつ、その基盤を下支えすることです。資産の整理・記録、運営ノウハウの可視化、人材育成や子ども世代への裾野拡大などを通じて、祭礼文化が開かれたかたちで継承される環境を整えることが求められます。これにより、祭礼は「見る・参加する

文化資源」として多様な人々に共有され、地域コミュニティの再生と都市としての魅力向上に資するものとなります。そして、そうした区の実組は、東京都が進める「江戸から続く歴史・文化」の発信や価値の磨き上げを、足元から支える重要な基盤にもなります。

本報告書が、千代田区の祭礼を地域固有の歴史文化資源として、また地域の絆を支える社会関係資本として捉え直し、その継承支援の公益性を丁寧に説明するための基礎資料となるとともに、今後の施策検討にむけての参考となることを期待します。

## 編集後記

### 「地域と学校をつなぐ～地域の文化としての祭囃子～」

國學院大學 観光まちづくり学部 石森敬亮

半年間の調査研究の中で、様々な町会の方にお話をお伺いする機会がありましたが、「子どもたち」というワードはどの町会の方も口にされており、祭りにおいて子どもは重要な存在であるということを再認識いたしました。また、地域によっては学校の授業の中で祭礼文化に触れる機会があります。今回は私が講師として関わっておりました中学校での「お囃子体験」について紹介いたします。

埼玉県のとある中学校では、毎年2月から3月にかけて「総合的な学習の時間」の中で地域の文化を知る授業として「お囃子体験」が行われていました。この授業では、2月中の授業内で講師を招いて笛、締太鼓、大太鼓、鉦、踊りの5つのパートに分かれて練習を行います。また、成果発表の場として3月上旬に行われる「3年生を送る会」で保護者や地域の方に向けて今まで練習してきた祭囃子を披露するといったカリキュラムとなっています。この体験授業の講師は地域の囃子連のメンバー数名が参加し、ボランティアとして学校と連携して授業を展開していくものとなっています。

毎回の授業の後で先生から、生徒たちが休み時間等にパートごとに自主的に集まって練習しているという話や生徒の中で「お囃子をすることが楽しい」という声が上がっているという話をうかがいました。学校というコミュニティの中で祭囃子の稽古に励んでいる様子に触れ、地域の祭囃子の継承と近いものを感じました。さらに、囃子連に所属している生徒が体験で今までやったことが無かった笛に挑戦し、そこで一気に笛が好きになって囃子連の稽古でも笛を熱心に稽古している生徒もいるとのこと。この体験授業を通じて、囃子連に所属していない生徒には祭囃子の楽しさを、囃子連に所属している生徒は新たなものに挑戦するきっかけとして体験授業が機能しているのではないかと考えられます。

この学校で行われているのは、祭礼文化である祭囃子を未来に残していくべき「地域の文化」として捉え、体験を通じてその魅力を知ってもらう取組です。あわせて、講師である地域住民との交流によって地域内の結束を高めるとともに、子どもたちに地域への愛着を醸成する機会となっていると考えています。

## 「継承」—文化財保存修復分野の視点から—

東京藝術大学大学院 文化財保存学専攻 保存修復彫刻研究室

修士課程在籍 上田千裕

「継承」—この言葉は、この度の祭礼文化調査において、何度も耳にしたキーワードです。地域を代表する祭礼文化を、いかに魅力的な形で次世代に伝えていくか。この問いは、祭礼文化に関わる誰もが抱いていることではないでしょうか。

半年間の調査を通して、江戸の祭礼文化は、火災や災害、社会の変化といった数々の困難に直面しながらも、人々の結束と情熱によって守られ、発展してきたことを実感しました。神輿や山車、半纏に施された精巧な技術や美意識は、単なる装飾にとどまらず、人々の誇りや競い合いの精神を映し出しています。過去の姿を残しつつ、時代に応じて柔軟に変化してきた点も印象的でした。

このことを踏まえ、今回は文化財の保存修復分野の視点から日頃意識していることをもとに、「継承」について考えてみました。

祭礼文化は多くの人々によって支えられています。神輿を担ぐ人、神事を執り行う人、運営に関わる人、場を盛り上げる人、さらに道具を制作する職人や材料を届ける人—その役割は多岐にわたります。しかし近年、こうした支え手は減少傾向にあり、職人の高齢化や後継者不足、若い世代の担い手の減少は、従来の形で祭礼を維持することを難しくしています。だからこそ、祭りに関わる人々全体に目を向け、その役割や価値を見直すことが、これからの「継承」において欠かせない点でしょう。

祭礼文化の「継承」には、多くの人々の関わりだけでなく、道具や衣装などの修復も重要な要素です。神輿や山車、人形の修復には特有の課題があります。木材や漆、金具、布など多様で繊細な素材で作られたこれらは、単に保存するだけでなく、実際に使用されることで意味を持ちます。そのため修復には高度な技術と経験が求められ、各素材に精通した専門家が試行錯誤しながら対応する必要があります。扱える人が限られていることもあり、修復は手間と時間がかかるのが現状です。

修復において、単に損傷した部分を直すのではなく、当時の技術や職人の工夫、精神性を尊重しながら手を加えることも大切です。神輿や山車のように人々の誇りや競い合いの精神を映し出した存在があれば、特に慎重さが求められます。

何を目的にどこまで修復するのか。現状の姿を尊重して最小限の介入にとどめるのか、あるいは見栄えを意識して大部分を新しく取り替えるのかなど、その判断は状況によって異なりますが、未来にどう

つなげていくかを慎重に検討することが不可欠でしょう。

「何をどのように守るべきか」に唯一の正解はありません。時代の変化や担い手の変化も含めて、文化は常に揺れ動きます。その中で、何を守り、どの世代にどう伝えるかを柔軟に考え続けること、それこそが「継承」の本質だと言えるのではないのでしょうか。私も文化を継承する立場の一人として、この問いと向き合い続けたいと考えています。

# 文献・資料一覧※

## 【歴史資料調査の概要】

千代田区内の祭礼文化（神田祭および山王祭）に関する歴史資料を対象とし、その所在および内容を把握することを目的として実施している。

主な調査内容は以下のとおりである。

- ・ 神輿・山車以外の祭礼文化（主に神田祭・山王祭）に関する資料の検索
- ・ 千代田区内の博物館・美術館・資料館に所蔵されている資料や書籍などを対象とした悉皆調査（国立国会図書館、国立公文書館、日比谷図書文化館、皇居三の丸尚蔵館、東京国立近代美術館、神田神社資料館など）

## 主な歴史資料の種類

文書資料（古文書）…決算報告、寺社保存文書、奉納文書、神輿図面など

視覚・メディア資料…写真・映像

美術資料…絵画、模型、人形など

民俗・祭礼資料…祭礼道具、衣装など

※未定稿。調査研究の過程で参照した文献・資料に加え、本テーマに関連し、今後の検討に資すると考えられる文献・資料を掲載している。

文書資料（公的書類）

編著者	作品・資料名	版元・発行所	作成年（年代）	所蔵場所
	街路取締規則第六条各項二係ノ願及道路橋梁等修繕ニ付往來止并神仏祭典神楽山車手踊等願届差出方		1881 明治14年02月05日	国立公文書館
内閣	権殿百日祭、山陵百日祭 文秀女王山王祭御式外ニ御参拜ノ儀伏見宮付別当ヨリ通牒ノ件		1912 大正元年11月1日	国立公文書館
	御進免御留守中之処山王祭礼神輿出候儀ニ付伺			国立公文書館
	山王御祭礼前御触之写		1834 天保5年6月	国立公文書館
	神田祭礼之縁物御曲輪内引込制禁御達		1855 安政2年	国立公文書館
	神田明神祭礼之縁物御曲輪内引込停止		1855 安政2年	国立公文書館
	嘉永四亥年九月神田明神祭礼御用留		1851 嘉永4年	日比谷図書館
	嘉永四亥年九月神田明神祭礼御用留		1851 嘉永4年	日比谷図書館

文書資料（寺社関係書類）

編著者	作品・資料名	版元・発行所	作成年（年代）	所蔵場所
	祭礼通知書及び型代		1971 昭和46年6月	日比谷図書館
	祭礼通知書及び型代		1971 昭和46年6月	日比谷図書館
	山王御祭礼番附并附祭芸人練子名前帳 万延元年六月十五日		1860	日比谷図書館
	集金表			日比谷図書館
	集金表			日比谷図書館
	神田明神祭礼芸人練子名前 安政六年九月十五日		1859	日比谷図書館
麹町区会	日枝神社表参道拡幅意見書	麹町区会	1939	日比谷図書館
	奉納金芳名書		1953 昭和28年6月	日比谷図書館
	奉納金芳名書		1953 昭和28年6月	日比谷図書館

文書資料（図など）

編著者	作品・資料名	版元・発行所	作成年（年代）	所蔵場所
	天下御用神田祭礼之図		大正13年	国立国会図書館
	山車実測図			日比谷図書館
	山車実測図			日比谷図書館
	神田の大火絵巻書	千代田区古文書	1913	日比谷図書館
	神田橋御番所絵図面 三十二枚		1802	日比谷図書館
	八雲神社神輿通行道筋図 明治2・4年			日比谷図書館

文書資料（書籍など）

編著者	作品・資料名	版元・発行所	作成年（年代）	所蔵場所
	享保撰要類集 「祭礼之部」 山王祭関係記録			国立国会図書館
	江戸成事記 4巻 付録1巻			国立国会図書館
	市中取締類集 山王、神田明神、両祭礼之部			国立国会図書館
	社寺取調類纂	教部省		国立国会図書館
	神田祭礼 2巻			国立国会図書館
	神田明神祭礼			国立国会図書館
	神田明神祭礼		1847 弘化4年	国立国会図書館
	南渡要類集 山王神田御祭礼之部			国立国会図書館
奥田直格	扶桑名画伝	哲学書院	1899 明治32年	国立国会図書館
	遊芸由緒書			国立国会図書館
	影印「東京商店案内」			千代田区教育委員会
	「ご詠歌読本」			日比谷図書館
	「ご詠歌読本」			日比谷図書館
富士谷東遊子	たのしみ双紙 全五冊			日比谷図書館
富士谷東遊子	たのしみ双紙 全五冊			日比谷図書館
河野守弘	下野国誌 一―三 第三版	下野国誌刊行会	1916	日比谷図書館
河野守弘	下野国誌 四―六 第三版	下野国誌刊行会	1916	日比谷図書館
河野守弘	下野国誌 七―九 第三版	下野国誌刊行会	1916	日比谷図書館
河野守弘	下野国誌 十一―十二 第三版	下野国誌刊行会	1916	日比谷図書館
重長 画 稀書複製会 [編]	絵本江戸土産 [正]・続	米山堂	1920, 1922	日比谷図書館
東陽堂	各地災害図会	東陽堂	1899	日比谷図書館
高橋雨窓	眼橋新話 万世橋	山城屋佐兵衛		日比谷図書館
橋本兼次郎	御江戸図説集覽	温故学会	1990	日比谷図書館
寺門静軒	江戸繁昌記 五編・繁昌後記 初編	克巳塾		日比谷図書館
寺門静軒	江戸繁昌記 三編・四編	克巳塾	1834	日比谷図書館
寺門静軒	江戸繁昌記 初編・二編	克巳塾	1834	日比谷図書館
昌平愚夫	江戸律			日比谷図書館
	最新東京名所百景			日比谷図書館
室鳩巢	駿臺雑話 叢集	前川六左衛門	1750	日比谷図書館
室鳩巢	駿臺雑話 信集	前川六左衛門	1750	日比谷図書館
室鳩巢	駿臺雑話 仁集	前川六左衛門	1750	日比谷図書館
室鳩巢	駿臺雑話 智集	前川六左衛門	1750	日比谷図書館
室鳩巢	駿臺雑話 礼集	前川六左衛門	1750	日比谷図書館
松本順	松本順書簡	松本順		日比谷図書館
松平定信	常時勤例			日比谷図書館
	新撰東京名所百景			日比谷図書館
	神田亀住町文書		1872~1923 明治5年6月~大正12年2月	日比谷図書館
宮武外骨	震災画報 全	半狂堂	1880	日比谷図書館
	西条誌 卷1-4	西条史談会	1934	日比谷図書館
	西条誌 卷13-16	西条史談会	1934	日比谷図書館
	西条誌 卷17-20	西条史談会	1934	日比谷図書館
	西条誌 卷5-8	西条史談会	1935	日比谷図書館
	西条誌 卷9-12	西条史談会	1935	日比谷図書館
	泰平萬代 大成武鑑(安政五年刊)	出雲寺萬次郎		日比谷図書館
	大塚家歴史資料			日比谷図書館
	大東京百景 三十五区			日比谷図書館
広瀬正雄	帝都大震災一覽	広瀬正雄	1923	日比谷図書館
都新聞社	都の華(全)	都新聞社	1903	日比谷図書館
弘明堂	東京酒商店一覽	弘明堂	1890	日比谷図書館
服部誠一	東京新繁昌記 五編	奎章閣	1874	日比谷図書館
服部誠一	東京新繁昌記 三編	奎章閣	1874	日比谷図書館
服部誠一	東京新繁昌記 四編	奎章閣	1874	日比谷図書館
服部誠一	東京新繁昌記 初編	奎章閣	1874	日比谷図書館

服部誠一	東京新繁昌記 二編	奎章閣	1874	日比谷図書館
服部誠一	東京新繁昌記 六編	奎章閣	1876	日比谷図書館
村山銀次郎	東京町名独案内 全		1887	日比谷図書館
平出鏗二郎	東京風俗志	富山房	1905年6月	日比谷図書館
三宅半四郎	東京名所案内壽語録	三宅半四郎	1896	日比谷図書館
	秋原家歴史資料		近代、現代	日比谷図書館
齊藤月岑	武江年表 巻一-四		1849年10月	日比谷図書館
	万世江戸町鑑 上		1818	日比谷図書館
宮尾しげを	未翻刻 絵入り江戸小ばなし十種	近世風俗研究会	1966	日比谷図書館
	立山家歴史資料		近代	日比谷図書館

文書資料 (番付)

編著者	作品・資料名	版元・発行所	作成年 (年代)	所蔵場所
	江戸御祭礼番付			国立国会図書館
森屋治兵衛	山王御祭礼番付 万延元年		1860	日比谷図書館
	神田大明神御祭礼 番附 文化十年	佐倉屋林兵衛 油屋忠蔵	1813	日比谷図書館
	神田明神祭礼番附・神田明神附祭芸人名前附 安政六年九月十五日		1859	日比谷図書館

視覚・メディア資料（映像・音楽）

編著者	作品・資料名	版元・発行所	作成年（年代）	所蔵場所
コロムビア和洋楽団	映画伴奏用：神田祭(山車・祭り行列)	コロムビア（戦前）	1936	国立国会図書館
日高和洋楽合奏団	器楽；映画伴奏専用レコード：娘道成寺・神田祭	コロムビア（戦前）	2012	国立国会図書館
神田囃子 長谷川金太郎、佃囃子 金子幸之助	江戸囃子 麒麟・龜井戸・階段・夏祭	コロムビア	2012	国立国会図書館
東都葛西囃子睦会有志	祭ばやし（神田丸、かっこ）	ビクター	1956	国立国会図書館
大木吉之助社中	宗教音楽 祭囃子 日本の音楽（4）神田囃子	Columbia	2013	国立国会図書館
三升屋 二三治[作詞]、清元 齋兵衛（初世）[作曲]、清元 巴栄太夫、清元 正寿郎[三味線]、清元 一寿郎[上調子]	神田祭（一）～（四）	ビクター	1929	国立国会図書館
三升屋 二三治[作詞]、清元 齋兵衛[作曲]、清元 巴栄太夫、清元 正寿郎[三味線]、清元 一寿郎[上調子]	神田祭（二）祭のなア	ビクター	1929	国立国会図書館
中内 蝶二[作詞]、清元 梅吉[作曲]、清元 登志寿太夫	神田祭（1）、（2）	キングレコード	1941	国立国会図書館
清元 延壽太夫（五代目）、清元 栄寿太夫[三味線]、清元 正寿郎[上調子]	神田祭（メ能色相圖）（一）～（四）	ビクター	1933	国立国会図書館
三升屋 二三治[作詞]、清元 齋兵衛（初代）[作曲]、清元 延壽太夫（五世）[唄]、清元 栄寿太夫（四世）[三味線]、清元 正寿郎[上調子]	神田祭（メ能色相圖）（一）～（四）	ビクター	1933	国立国会図書館
清元 志寿太夫、清元 栄治[三味線]、清元 壽太郎[三味線]、福原 英次[笛]、田中 伝一郎社中[鳴物]	神田祭（一）～（六）	ビクター	1958	国立国会図書館
三升屋 二三治[作詞]、（初世）清元 齋兵衛[作曲]、清元 喜久太夫、清元 梅次[三味線]、清元 松三郎[上調子]、住田 又三郎 連中[鳴物]	清元 神田祭（メ能色相圖）（一）～（四）	コロムビア（戦前）	1929	国立国会図書館
吉原 由喜[日本東京]	清元：神田祭	米コロムビア	2013	国立国会図書館
家内太夫	清元：神田祭（一）～（四）	ヒコーキ	2013	国立国会図書館
三升屋 二三治[作詞]、（初世）清元 齋兵衛[作曲]、清元 喜久太夫、清元 梅次[三味線]、清元 松三郎[三味線]	清元：神田祭（一）～（六）	コロムビア（戦前）	1933	国立国会図書館
清元 志壽太夫、清元 正壽郎[三味線]、清元 一壽郎[三味線]	清元：神田祭（一）～（四）	コロムビア	1946	国立国会図書館
清元 志壽太夫、清元 正壽郎[三味線]、清元 一壽郎[三味線]	清元：神田祭（一）～（四）	ニッポノホン	1930	国立国会図書館
奥山 貞吉[編曲]、日蕃和洋合奏団、豊吉[三味線]、小友[三味線]	和洋合奏：神田祭・喜撰・保名	ニチック	1943	国立国会図書館
神田囃子保存会 長谷川 金太郎	囃子 祭礼ばやし（上）、（下）	キングレコード	2012	国立国会図書館

視覚・メディア資料（写真）

編著者	作品・資料名	版元・発行所	作成年（年代）	所蔵場所
	「名所江戸百景」「江戸名所図会」等 複写写真			日比谷図書館
小川一真	Scenes in the eastern capital	小川写真製版所本店	1895	日比谷図書館
	江戸見附写真帖	向慶社	1916.6	日比谷図書館
	最新東京名所写真帖			日比谷図書館
	平和記念東京博覧会写真帖	東京博覧会写真帖発行所	1922	日比谷図書館
有山定次郎	神田明神 明治26年印刷	有山定次郎		日比谷図書館

美術資料(絵画)

制作者	作品・資料名	版元・発行所	作成年(年代)	所蔵場所
	雅楽図		1884 明治17年	皇居三の丸尚蔵館
図案：島田佳矣、堆朱楊成、豊川楊深、宮智一男、加藤陶壽、竹内久一、三浦光風、塚田秀鏡、白山松哉、海野清、由井長、大島如雲、板谷波山、瀧川惣助(2代)、平田宗幸、小堀精音、飯田藤次郎、小倉俊司、今村巳之助	東京名勝図・萬歳楽図衛立		1915 大正4年	皇居三の丸尚蔵館
図案：島田佳矣、堆朱楊成、豊川楊深、宮智一男、加藤陶壽、竹内久一、三浦光風、塚田秀鏡、白山松哉、海野清、由井長、大島如雲、板谷波山、瀧川惣助(2代)、平田宗幸、小堀精音、飯田藤次郎、小倉俊司、今村巳之助	東京名勝図・萬歳楽図衛立		1915 大正4年	皇居三の丸尚蔵館
鍋木清方	『苦楽』表紙原画 「神田祭」		1947	東京国立近代美術館
	神田明神祭禮繪巻		江戸後期	国立国会図書館
松浦軒齋藤長秋	江戸名所図巻七巻	須原屋茂兵衛		国立国会図書館
長谷川光信 画	絵本御伽品鏡 3巻	千草屋新右衛門	1739 元文4年	国立国会図書館
広重	銀世界東十二景			国立国会図書館
	弘化改正御江戸大絵図		1847 弘化4年	国立国会図書館
豊国、貞秀、芳虎	江戸の花名勝会 か 八番組 尾上菊五郎/神田明神の祭/神田(江戸の花大錦名勝絵)	加藤清		国立国会図書館
広重、豊国	江戸自慢三十六興 日吉山王祭り子	平のや		国立国会図書館
一勇斎国芳	江戸名所見立十二ヶ月の内六月 山王御祭礼 団七九郎兵衛(江戸名所見立十二ヶ月の内)			国立国会図書館
	江戸名所図会			国立国会図書館
広重	江戸名勝図会 神田明神			国立国会図書館
広重	江戸名勝図会 山王			国立国会図書館
豊国、国貞改二代豊国	祭礼の図	藤岡彦彦太郎		国立国会図書館
歌川貞重、貞重	神田大明神御祭図	古賀屋勝五郎		国立国会図書館
香蝶楼豊国、豊国	神田大明神御祭礼の図	清常		国立国会図書館
	神田明神御祭礼御用御羅絵巻		1825 文政8年	国立国会図書館
楊洲周延	千代田の大奥 神田祭礼上覧(千代田の大奥)	福田次郎	1895 明治28	国立国会図書館
楊洲周延	千代田の御表 山王祭礼上覧(千代田の御表)	福田次郎	1897 明治30	国立国会図書館
楊洲周延	千代田の御表 日光御社参大祭ノ図(千代田の御表)	福田次郎	1897 明治30	国立国会図書館
歌川豊国、歌川国芳、池田 英泉、貞斎、泉苑	東錦絵			国立国会図書館
広重	東都三十六景 神田明神			国立国会図書館
広重	東都三十六景山王権現雪中			国立国会図書館
	東都名所一覧			国立国会図書館
	付喪神繪		江戸時代	国立国会図書館
	山王祭之図		1826 文政9年	国立国会図書館蔵
河鍋曉斎	(舞楽蘭陵王図)		1889 明治22年	日比谷図書館
齊藤月岑	江戸名所図会	東都書舗	1836	日比谷図書館
梅堂国政	亥ノ月四日 東京火消出初階子乗之図	兩國加賀吉	1875.2	日比谷図書館
豊原国周	花籠神田祭礼	福田 保	1884.8	日比谷図書館
安藤広重	各隊整列之図 明治10年 吹上御庭内釣橋遠景	林吉蔵	1877	日比谷図書館
月岡芳年	月百姿神事残月 御山王祭	秋山武右衛門	1886	日比谷図書館
共同通信社	広重画名作日本の風景版画			日比谷図書館
東京消防庁江戸火消研究会	江戸火消錦絵集	岩崎美術社	1975	日比谷図書館
芳虎	山王御祭礼(元治元年)		1864	日比谷図書館
歌川貞秀	山王御祭礼之図		1852	日比谷図書館
周延	山王祭礼			日比谷図書館
	紙本着色神田明神祭礼絵巻			日比谷図書館
	紙本着色神田明神祭礼図巻			日比谷図書館
豊原国周	神田三崎町東京座中幕 国性翁	福田熊次郎	1896	日比谷図書館
歌川芳貞	神田明神祭礼出づくし	神田神社社務所	1975.9	日比谷図書館
昇斎	東京三十六景 外さくら田	萬吉		日比谷図書館
昇斎	東京三十六景 九段さか	萬吉		日比谷図書館
昇斎	東京三十六景 九段さか	萬吉		日比谷図書館
昇斎	東京三十六景 神田明神	萬吉		日比谷図書館
井上安治	東京真畫名所図解 復刻版	平凡社	1968	日比谷図書館
	東京神田祭礼之図 芳藤作(豊玉姫他)			日比谷図書館
歌川芳藤	東京神田神社祭礼之図	武川清吉		日比谷図書館
(安藤)広重	東京浅草石橋より神田川柳橋之図			日比谷図書館
長野利助	東京名所	長野利助	1898	日比谷図書館
安藤広重	東京名所 年中行事 9月 神田明神祭礼	芝丸基	1854	日比谷図書館
柴斎	東京名所競 靖国神社之図	三浦武明	1888	日比谷図書館
三代歌川広重	東京名所八代州町 警視庁火消出初階子昇之図	荒井善三郎	1876	日比谷図書館
清水三次郎 編・画	徳川幕府江戸三十六門画帖	東陽堂	1896	日比谷図書館
	日吉山王神社図			日比谷図書館
小林幾英	鳳凰御堂新居出門之図	秋山武右衛門	1889	日比谷図書館
	娘日時計午ノ刻			日比谷図書館
歌川広重	名所江戸百景	共同通信社		日比谷図書館
	杉山鶏児筆「大日本帝國憲法発布奉祝文」及び河鍋曉斎筆「舞楽蘭陵王図壽絵」		1889 明治22年	日比谷図書館

美術資料(工芸)

制作者	作品・資料名	版元・発行所	作成年(年代)	所蔵場所
海野勝珉	蘭陵王置物		1890 明治23年	皇居三の丸尚蔵館
勝川春亭	新板江戸方角橋双六			日比谷図書館
	(錦絵)寿語録 すごろく	装飾美術社	1975	日比谷図書館

美術資料(人形)

制作者	作品・資料名	版元・発行所	作成年(年代)	所蔵場所
-----	--------	--------	---------	------

	山車人形（太鼓打人形・通称「てけてん小僧」）			日比谷図書文化館
	山車人形（飛騨匠）頭			日比谷図書文化館
<b>美術資料（書）</b>				
<b>制作者</b>	<b>作品・資料名</b>	<b>版元・発行所</b>	<b>作成年（年代）</b>	<b>所蔵場所</b>
	絹本墨書掛軸「日枝神社」 山岡鉄舟筆			日比谷図書文化館
	書「日枝神社」		1885～86	日比谷図書文化館
<b>美術資料（無形文化財）</b>				
<b>制作者</b>	<b>作品・資料名</b>	<b>版元・発行所</b>	<b>作成年（年代）</b>	<b>所蔵場所</b>
	江戸手描提灯文字入れ	合資会社吉野屋商店	無形文化財	日比谷図書文化館

民俗・祭礼資料（祭礼衣装）

制作者	作品・資料名	版元・発行所	作成年（年代）	所蔵場所
	襟布			日比谷図書文化館
	袴（伊勢袴）			日比谷図書文化館
	手ぬぐい			日比谷図書文化館
	手古舞上衣			日比谷図書文化館
	手拭			日比谷図書文化館
	手拭（かんだ）			日比谷図書文化館
	手拭（まめしぼり）			日比谷図書文化館
	手拭（みたままつり）			日比谷図書文化館
	手拭（旭町）			日比谷図書文化館
	手拭（一神）			日比谷図書文化館
	手拭（下谷神社）			日比谷図書文化館
	手拭（外神田五）			日比谷図書文化館
	手拭（外神田六）			日比谷図書文化館
	手拭（鎌倉町）			日比谷図書文化館
	手拭（宮鍵）			日比谷図書文化館
	手拭（銀座まつり）			日比谷図書文化館
	手拭（九段三）			日比谷図書文化館
	手拭（九段南北一）			日比谷図書文化館
	手拭（御防講中）			日比谷図書文化館
	手拭（麴町一）			日比谷図書文化館
	手拭（麴町三）			日比谷図書文化館
	手拭（麴町二）			日比谷図書文化館
	手拭（佐久三）			日比谷図書文化館
	手拭（祭）			日比谷図書文化館
	手拭（祭礼用）			日比谷図書文化館
	手拭（三崎町）			日比谷図書文化館
	手拭（山王祭）3本			日比谷図書文化館
	手拭（司町二）			日比谷図書文化館
	手拭（松富）			日比谷図書文化館
	手拭（上野ばやし保存会）			日比谷図書文化館
	手拭（神台）			日比谷図書文化館
	手拭（神田御防講）			日比谷図書文化館
	手拭（神田明神）			日比谷図書文化館
	手拭（神田雛子保存会）			日比谷図書文化館
	手拭（神保町三）			日比谷図書文化館
	手拭（須田中）			日比谷図書文化館
	手拭（清水）			日比谷図書文化館
	手拭（泉笑会）			日比谷図書文化館
	手拭（多町一）			日比谷図書文化館
	手拭（多町二）			日比谷図書文化館
	手拭（淡路一）			日比谷図書文化館
	手拭（淡路二）			日比谷図書文化館
	手拭（鍛冶参）			日比谷図書文化館
	手拭（頭中）			日比谷図書文化館
	手拭（二番町）			日比谷図書文化館
	手拭（隼町会）			日比谷図書文化館
	手拭（美土代）			日比谷図書文化館
	手拭（富士見二）			日比谷図書文化館
	手拭（平二睦）			日比谷図書文化館
	手拭（睦会）			日比谷図書文化館
	手拭（万世橋）			日比谷図書文化館
	手拭（旅籠町）			日比谷図書文化館
	手拭（和泉）			日比谷図書文化館
	飾袋			日比谷図書文化館
	扇子			日比谷図書文化館
	前掛（祭礼用）			日比谷図書文化館
	帯			日比谷図書文化館
	着物			日比谷図書文化館
	半纏			日比谷図書文化館
	半纏（旭町）			日比谷図書文化館
	半纏（祭礼）			日比谷図書文化館
	半纏（祭礼用）			日比谷図書文化館
	半纏（神田）			日比谷図書文化館
	半纏（神田御方講）			日比谷図書文化館
	半纏（淡亭丁目）			日比谷図書文化館
	半纏（淀橋市場祭）			日比谷図書文化館

	半纏「[麴志]			日比谷図書文化館
	半纏「若睦			日比谷図書文化館
	半纏「神田神社」			日比谷図書文化館
	半纏「多二若」			日比谷図書文化館
	半纏帯			日比谷図書文化館
	風呂敷			日比谷図書文化館
	腹掛			日比谷図書文化館
	浴衣（よろ以睦祭）			日比谷図書文化館
	襦袢			日比谷図書文化館
	袴（肩衣・子供用）			日比谷図書文化館
	袴（肩衣）			日比谷図書文化館
	たすき			日比谷図書文化館
	たすき紐			日比谷図書文化館
	花笠（神田祭り用）			日比谷図書文化館
	袴(伊勢袴)			日比谷図書文化館
	手古舞上衣			日比谷図書文化館
	手拭			日比谷図書文化館
	手拭(神田囃子保存会)			日比谷図書文化館
	手拭（日枝神社）			日比谷図書文化館
	扇子(神田祭り用)			日比谷図書文化館
	前掛け			日比谷図書文化館
	草鞋			日比谷図書文化館
	足袋			日比谷図書文化館
	帯			日比谷図書文化館
	団扇			日比谷図書文化館
	綴			日比谷図書文化館
	鉢巻			日比谷図書文化館
	半纏			日比谷図書文化館
	帽子（祭礼用）			日比谷図書文化館

民俗・祭礼資料（祭礼道具）

制作者	作品・資料名	版元・発行所	作成年（年代）	所蔵場所
	大榎 大正5年5月神田神社渡御祭		1916 大正5年5月	神田神社
	掛守			日比谷図書文化館
	一陽来復御守			日比谷図書文化館
	稲荷社			日比谷図書文化館
	横笛			日比谷図書文化館
	花棒			日比谷図書文化館
	掛守り			日比谷図書文化館
	旗印			日比谷図書文化館
	隅田川七福神宝船			日比谷図書文化館
	熊手			日比谷図書文化館
	狐			日比谷図書文化館
	御輿駒札			日比谷図書文化館
	祭提灯			日比谷図書文化館
	獅子頭			日比谷図書文化館
	蒸籠			日比谷図書文化館
	飾り袋			日比谷図書文化館
	振鈴			日比谷図書文化館
	神輿の飾り			日比谷図書文化館
	神輿の付属品			日比谷図書文化館
	神輿の付属品か			日比谷図書文化館
	神輿の付属品か（獅子頭）			日比谷図書文化館
	神輿の付属品か（木）			日比谷図書文化館
	神輿飾り（鳳凰）			日比谷図書文化館
	戦前神田神社の神輿棒穴の金具			日比谷図書文化館
	太鼓			日比谷図書文化館
	大黒天			日比谷図書文化館
	破魔矢			日比谷図書文化館
	拍子木			日比谷図書文化館
	版木			日比谷図書文化館
	鈴			日比谷図書文化館
	鈴祓い			日比谷図書文化館
	鴟尾木型			日比谷図書文化館

その他文献・資料一覧

編者名	書名、論文名	編者・校注者・校訂者・書名・雑誌名・巻号	出版社名	発行年（雑誌の場合は月も）
青木宏一郎	『大正ロマン 東京人の楽しみ』		中央公論社	2005年 平成17年
秋野淳一	「『元祖女みこし』の街の神田祭」	『都市民俗研究』第二十九輯		2015年 平成27年
秋野淳一	「『元祖女みこし』の街の神田祭—平成二五年の実態—」	『都市民俗研究』第20号	都市民俗学研究会	2015年 平成27年2月
朝倉治彦	『日本名所風俗図会』3江戸の巻1		角川書店	1979年 昭和54年
阿部徳重	『鳥居の影 下谷神社史料』	阿部徳男（編）	下谷神社社務所	1964年 昭和39年
網野有俊	『浅草寺志』下巻		浅草寺出版部	1942年 昭和17年
荒川区教育委員会、荒川区立ふるさと文化館	『荒川区制施行八十周年記念 平成二十四年度荒川ふるさと文化館企画展 山車人形が街をゆく』		荒川区教育委員会、荒川区立ふるさと文化館	2012年 平成24年
荒川区立荒川ふるさと文化館	『あらかわ神社明細』	『文化館ボックス』第3号 資料2	荒川区荒川区立ふるさと文化館	2005年 平成17年
石井ゼミ神田祭祭祭・調査班	「神田祭・祭祭 調査報告—平成二六年度—」	『神道研究集録』第29輯		2015年 平成27年
石浜神社誌編纂委員会	『石浜神社誌』		石浜神社社務所	1975年 昭和50年
市古夏生・鈴木健一	『江戸名所図会』第5巻		筑摩書房	1997年 平成9年
市古夏生・鈴木健一	『新訂 江戸名所図会』第1～6巻		筑摩書房	1996年～1997年 平成8年～9年
伊藤裕久	「江戸・東京の祭礼 空間—伝統都市の文節構造」	『年報都市史研究十二 伝統都市の文節構造』	山川出版社	2004年 平成16年
伊藤裕久、本田友一郎、山野信彦	「江戸・東京の祭礼空間 都市空間の変容とコミュニティ」	『ガラス ニ〇〇〇』	旭硝子・硝子・建材事業本部	2000年 平成12年
岩井市史編さん委員会、福田豊彦	『平将門資料集 付・藤原純友資料』		新人物往來社	1996年 平成8年
岩崎朱美	『珊瑚—宝石珊瑚をめぐる文化と歴史』	岩崎望（編）	東海大学出版会	2011年 平成23年
牛垣雄夫	「東京都千代田区秋葉原地区における商業集積の実態と背景に関する一考察」	『日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要』第48号		2013年 平成25年
上保国良	「化政期の江戸市井—永代橋崩壊の大惨事を中心に—」	『研究紀要（日本大学文理学部人文科学研究所）』第47号		1994年 平成6年
江都天下祭研究会神田倶楽部	『四〇〇年目の江戸祭礼 その風景と情熱の人々』		武蔵野書院	2004年 平成16年
江都天下祭研究会神田倶楽部	『明神様の氏子とお神輿』		武蔵野書院	2001年 平成13年
大田南畝	『夢の浮橋』	『燕石十種』第4巻	中央公論社	1979年 昭和54年
大田南畝	『大田南畝全集』第十七巻		岩波書店	1988年 昭和63年
岡本綺堂	『風俗江戸東京物語』	今井金吾（注）	河出書房新社	2001年 平成13年
岡本太郎	『日本の伝統』		光文社	2005年 平成17年
小川原正道	「教部省民衆教化政策に関する一考察—明治五・六年、東京を中心に—」	『法政政治学論究』第44号		2000年 平成12年3月
小木新造	『東京庶民生活史研究』		日本放送出版協会	1979年 昭和54年
小木新造、陣内秀信、竹内誠、芳賀徹、前田愛、宮田登、吉原健一郎	『江戸東京学事典 新装版』		三省堂	2003年 平成15年
小野桂	『湯島—丁目と附近の今昔誌』		湯島一丁目町会	1935年 昭和10年
鏡味小仙	『江戸太神楽』		江戸太神楽保存会	1980年 昭和55年
梶原正昭	『将門記』2		平凡社	1976年 昭和51年
梶原正昭、矢代和夫	『将門伝説』		新読書社	1975年 昭和50年
片倉比佐子	『大江戸八百八町と町名主』		吉川弘文館	2009年 平成21年
亀戸天神宮御神忌一〇七五五年大祭事務局	『亀戸天満宮史料集』			1977年 昭和52年
亀川泰照	「祭礼番附と江戸地本問屋 森屋治兵衛」	江戸東京近郊地域史研究会『地域史・江戸東京』	岩田書院	2008年 平成20年
亀川泰照	「江戸の鎮守祭礼と山車屋：四谷稲荷・天王両者祭礼を中心に」	『駒沢史学』89号	駒沢史学会	2017年 平成29年12月
亀川泰照	「江戸の人びとにとつての造り物」	『造り物の文化史—歴史・民俗・多様性』		2014年 平成26年
加門七海	『平将門は神になれたか』		ベヨトル工房	1993年 平成5年
花渡生	「神田市場創始 二百年祭」	『風俗画報』第174号		1898年 明治31年10月
神田神社	『神田神社』		神田神社	1976年 昭和51年
神田神社	『奉祝今上陛下御大典記念 神田明神 神田祭』		神田神社	1990年 平成2年
神田明神史考刊行会	『神田明神史考』	神田明神史考刊行会（編）		1992年 平成4年
菊池喜一郎	『絵本江戸風俗往來』		平凡社	1965年 昭和40年
岸川雅範	「國學院大學図書館・黒川文庫所蔵『神田神社記録』の翻刻（上）」	『神道宗教』第203号		2006年 平成17年7月
岸川雅範	「國學院大學図書館・黒川文庫所蔵『神田神社記録』の翻刻（下）」	『神道宗教』第207号		2007年 平成19年7月
岸川雅範	「史料紹介 『御渡祭旧事、江戸時代渡御祭式—神田祭の基礎知識として—』」	『社寺資料研究』第8号		2006年 平成18年
岸川雅範	「神田神社（神田明神）神輿について」	『神道研究集録』第17輯		2003年 平成15年3月
岸川雅範	「近代における祭礼・由緒の考証に関する一事例—大崎島講『神田神社由来 全』の史料紹介を通して—」	『明治聖徳記念学会紀要』復刻第45号		2008年 平成20年11月
岸川雅範	「神田神社境内の変遷と神田祭—祭祀・祭礼空間の持続と変容—」	藤田大誠、青井哲人、畔上直樹、今泉宜子『明治神宮以前・以後—近代神社をめぐる環境形成の構造転換』	鹿島出版会	2015年 平成27年
岸川雅範	『江戸の祭礼』		角川選書	2020年 令和2年
岸川雅範	「江戸・東京の祭礼文化—江戸天下祭を中心に—」	『明治聖徳記念学会紀要』復刊第52号	明治聖徳記念学会	2015年 平成27年11月
岸川雅範	「都市祭礼における伝統の継承と変容」	『文化資源学』第14号	文化資源学会	2016年 平成28年6月
岸川雅範	「江戸天下祭の研究—近世近代における神田祭の持続と変容」		岩田書院	2017年 平成29年
岸川雅範	「神田祭の戦後と近代」	『江戸総鎮守 神田明神論集1』	神田神社	2017年 平成29年5月
喜多川守貞	『近世風俗志（四）（守貞漫稿）』		岩波書店	2001年 平成13年
北川央	「関東における大神楽事情—伊勢・江戸・水戸、三つの大神楽の関係—」	『近世民衆宗教と旅』	法蔵館	2010年 平成22年
木下直之、福原敏男	『鬼がゆく 江戸の華 神田祭』		平凡社	2009年 平成21年
木村瑞枝	『江戸天王祭』		多町二丁目連雀町佐柄木町須田町通新石町雄子町祭典会	1921年 大正10年
近世史料研究会	『江戸町触集成』第五巻		瑞書房	1996年 平成8年
近世史料研究会	『江戸町触集成』第六巻		瑞書房	1996年 平成8年
近世史料研究会	『江戸町触集成』第十巻		瑞書房	1998年 平成10年
近世史料研究会	『江戸町触集成』第一巻		瑞書房	1994年 平成6年
近世史料研究会	『江戸町触集成』第十一巻		瑞書房	1999年 平成11年
近世史料研究会	『江戸町触集成』第十三巻		瑞書房	2000年 平成12年
近世史料研究会	『江戸町触集成』第十七巻		瑞書房	2002年 平成14年
宮内庁	『明治天皇紀』第三		吉川弘文館	1969年 昭和44年
久留島浩	「祭礼の空間構造」	『日本都市史入門』I 空間	東京大学出版会	1989年 平成元年

久留島浩	『祭礼の空間構造』	『日本都市史入門』Ⅰ 空間	東京大学出版会	1989年	平成元年
黒坂勝美	『徳川実記』第六編	国史大系編纂会(編)『新訂増補国史大系』第43巻	吉川弘文館	1965年	昭和40年8月
黒坂勝美	『徳川実記』第2篇	国史大系編纂会(編)『新訂増補国史大系』第39巻	吉川弘文館	1964年	昭和39年
黒坂勝美	『徳川実記』第七編	国史大系編纂会(編)『新訂増補国史大系』第44巻	吉川弘文館	1965年	昭和40年10月
黒田日出男	『天下祭り絵巻の世界一龍ヶ崎市歴史民俗資料館所蔵「神田明神祭礼絵巻」一』	『王の身体 王の肖像』	平凡社	1994年	平成5年
黒田日出男	『王の身体 王の肖像』	『イメージリーディング叢書』	平凡社	1993年	平成5年
黒田日出男	『都市祭礼研究の現在』	川越市立博物館『第十一回企画展図録 川越氷川祭礼の展開』		1996年	平成8年
黒田日出男	『江戸図屏風の謎を解く』		角川選書	2010年	平成22年
小池章太郎	『江戸砂子』		東京堂出版	1976年	昭和51年
國學院大学学術資料センター	『神輿文化を考える』		國學院大学研究開発推進機構学術資料センター	2017年	平成29年
國學院大学博物館、福原敏男	『最後の天下祭：文久二年の山王祭』		國學院大学博物館	2018年	平成30年
国立歴史民俗博物館、岩淵令治	『【展博フォーラム 民族展示の真構築】「江戸」の発見と商品化—大正期における三越の流行創出と消費文化—』		岩田書院	2014年	平成26年
後藤祐久	『日多町一丁目の神輿の誕生とその来歴』		武蔵野書院	2025年	令和7年
小松和彦	『禊の 대중文化』		角川選書	2021年	令和5年
尾澤博昭	『人形』(ものと人間の文化史；193)		法政大学出版局	2026年	令和8年
尾澤博昭	『山車人形成立に関する試練—屋台から江戸型山車の出現まで』	『江戸総鎮守 神田明神論集』第1号	神田神社	2017年	平成29年5月
尾澤博昭、人間生活文化研究所	『山王祭と大妻学院』		大妻女子大学人間生活文化研究所	2017年	平成29年
財津種英	『むかしむかし物語』	『続日本随筆大成』別巻1、近世風俗見聞集1		1981年	昭和56年
斎藤月岑	『東都歳事記』1～3	朝倉治彦(編)	平凡社	1970～1972年	昭和45～47年
斎藤月岑	『東都歳事記』2	朝倉治彦(注)	平凡社	1982年	昭和57年
斎藤月岑	『定本 武江年表』下	今井金吾(訂)	筑摩書房	2004年	平成16年
阪本是丸	『明治維新と国学者』	『神道文化叢書』第17号	大明堂	1993年	平成5年
阪本是丸	『国家神道形成過程の研究』		岩波書店	1994年	平成6年
作美隆一	『大江戸の天下祭り』		河出書房新社	1996年	平成8年
佐藤健一郎、田村善次郎	『祈りの民俗誌』		八坂書房	2013年	平成25年
品川区教育委員会	『品川区史料(六) 品川の天王祭』		品川区教育委員会	1992年	平成4年
社団法人神田市場協会、神田市場史刊行会	『神田市場史』上巻		社団法人神田市場協会、神田市場史刊行会	1968年	昭和43年
白井宗因	『神社啓蒙』			寛文10年	
新宿近世文書研究会	『町方書上 四谷町方書上』			2003年	平成15年
新宿近世文書研究会	『町方書上 四谷町方書上』上		新宿近世文書研究会	2003年	平成15年
神道大系編纂会	『神道大系』神社編二	谷省吾、伴五十嗣郎(訂)		1988年	昭和63年10月
神野由紀	『百貨店で<趣味>を貫く大衆消費文化の近代』		吉川弘文館	2015年	平成27年
鈴木菜三	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第三巻	小池章太郎(編)	三一書房	1988年	昭和63年
鈴木淳	『近世随想集』	『新編日本古典文学全集』第82号	小学館	2000年	平成12年
鈴木菜三、小池章太郎	『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第八巻		三一書房	1990年	平成2年
添田知道	『斎具師の生活』		雄山閣出版	1964年	昭和39年
園田稔	『祭りと都市社会「天下祭」(神田祭・山王祭)調査報告(上)』	『國學院大学日本文化研究所紀要』23輯		1969年	昭和44年
園田稔、高橋寛司	『武蔵国幕閣大名領における祭礼の振興』	園田稔、福原敏男・『祭礼と芸能の文化史』	思文閣出版	2003年	平成15年
大東敬明	『札幌まつりと東京の祭礼文化—近代における神田祭のイメージの一端—』	『江戸総鎮守 神田明神論集』第1号	神田神社	2017年	平成29年5月
高原光啓	『武部祭達「神社祭式」の制定過程』	『神道宗教』第193号		2004年	平成16年1月
高牧實	『江戸の町と山王神田両祭礼』	『近世の都市と祭礼』	吉川弘文館	2000年	平成12年
高柳真三	『御触書天明集成』	石井良助(編)	岩波書店	1936年	昭和11年
高柳真三	『御触書天保集成』下	石井良助(編)	岩波書店	1941年	昭和16年
高柳真三	『御触書宝暦集成』	石井良助(編)	岩波書店	1935年	昭和10年
高柳真三、石井良助	『御触書寛保集成』	石井良助(編)	岩波書店	1958年	昭和33年1月
滝口正哉	『山王祭・神田祭をめぐる構造的変化と意義』	大石学、落合功『江戸東京移行期論：東都から帝都へ(或光祥近代史論集：3)』	或光祥出版	2024年	令和6年4月
滝口正哉	『江戸の祭礼文化と近世史研究(関東近世史へのいざない(2))』	『関東近世史研究』94号	関東近世史研究会	2024年	令和6年5月
滝口正哉	『特集 麹町・番町地域における伝統の生存戦略：地域文化財の継承・改変・復興』	『上智史学』69号	上智大学史学会	2024年	令和6年12月
滝口正哉	『江戸の祭礼と寺社文化』		同成社	2018年	平成30年
滝口正哉	『神田祭と江戸町人文化—祭礼に関わる人々』	『江戸総鎮守 神田明神論集』第1号	神田神社	2017年	平成29年5月
竹内道敬	『江戸祭礼研究—天保十年神田祭—』	『国立音楽大学研究紀要』28集		1994年	平成6年
竹内誠	『江戸の盛り場・考—浅草・両国との壁』		教育出版	2000年	平成12年
竹内道敬	『江戸祭礼芸能資料』	『東洋音楽研究』第53号		1989年	昭和63年
竹内道敬	『資料影印・翻刻 江戸祭礼芸能資料』	『東洋音楽研究』第53号		1988年	昭和63年
竹内道敬	『江戸の祭礼 資料集成 その巻 一枚番附』		南窓社	2017年	平成29年
竹ノ内雅人	『江戸の神社とその周辺—祭礼をめぐる—』	『年報都市研究』第12号—伝統都市の文節構造』	山川出版社	2004年	平成16年
竹ノ内雅人	『江戸祭礼の表象』	『別冊都市史研究 江戸とロンドン』		2007年	平成19年
竹ノ内雅人	『神社と神職集団 江戸における神職の諸相』	吉田伸之『寺社をささえる人びと』身分的周縁と近世社会6	吉川弘文館	2007年	平成19年
千葉正樹	『江戸名所図会の世界近世巨大都市の自画像』		吉川弘文館	2001年	平成13年
千代田区鍛冶町二丁目町会	『鍛冶二 五十年誌』			2003年	平成15年
千代田区教育委員会	『江戸型山車のゆくえ』			1980年	昭和55年
千代田区教育委員会	『続・江戸型山車のゆくえ—天下祭及び祭礼文化伝播に関する調査・研究報告』	『千代田区文化財調査報告書』第11号		1999年	平成11年
千代田図書館	『神田の祭—その周辺—』			1970年	昭和45年
東京市役所	『天下祭』			1939年	昭和14年

東京市役所	『東京史稿』市街篇 第三十一			1938年 昭和13年
東京大学史料編纂所	『市中取締類集』十七	『大日本近世史料』	東京大学出版会	1985年 昭和60年
東京大学史料編纂所	『大日本近世史料 市中取締類集十七』		東京大学出版会	1985年 昭和60年
東京大学史料編纂所	『齋藤月峯日記』(一)	『大日本古記録』	岩波書店	1997年 平成9年
東京大学史料編纂所	『大日本古記録 齋藤月峯日記』十		岩波書店	2016年 平成28年
東京都	『東京史稿』産業篇第四十一		東京都	1997年 平成9年
東京都	『東京市史稿』産業篇第十二		東京都	1968年 昭和43年
東京都	『東京市史稿』産業篇第十五		東京都	1971年 昭和46年
東京都	『東京市史稿』産業篇第二十六		東京都	1982年 昭和57年
東京都	『東京市史稿』市街編・第五十三		東京都	1963年 昭和38年
東京都	『東京市史稿』市街編・第五十五		東京都	1964年 昭和39年
東京都	『東京市史稿』市街編・第五十六		東京都	1965年 昭和40年
東京都	『東京市史稿』市街編・第五十八		東京都	1966年 昭和41年
東京都江戸東京博物館	『江戸開府四百年・開館十周年記念 大江戸八百八町展』			2003年 平成15年
東京都江戸東京博物館都市歴史研究室	『江戸東京博物館史料叢書 8 四谷塩町一丁目 人別関係補遺・近世祭礼篇』	東京都・(財)東京都歴史文化財団・東京都江戸東京博物館		2005年 平成17年
東京都江戸東京博物館都市歴史研究室	『江戸東京博物館史料叢書 8 四谷塩町一丁目 人別関係補遺・近世祭礼篇』		東京都・(財)東京都歴史文化財団・東京都江戸東京博物館	2005年 平成17年
東京都北区教育委員会事務局生涯学習推進課文化財係	『王子村 大岡家文書 調査報告書 II』	『文化財研究紀要』別冊15集	東京都北区教育委員会事務局生涯学習推進課文化財係	2003年 平成15年
東京都公文書館	『元祿の町』	『都市紀要』第28号	東京都生活文化局 広報広聴部情報公開課	1981年 昭和56年
東京都市荒川区役所	『荒川区史』		東京都市荒川区役所	1936年 昭和11年
東京都品川区	『品川区史』続資料編(二)	東京都品川区(編)		1976年 昭和51年
東京都神社庁	『東京都神社史料』第一輯			1966年 昭和41年
東京都神社庁	『東京都神社史料』第四輯			1976年 昭和51年
東京都神社庁	『東京都神社史料』第五輯		東京都神社庁	1968年 昭和43年
東京都神社庁	『東京都神社史』前編			1981年 昭和56年
東京都神社庁	『台東区の神社と祭り』		東京都神社庁台東区支部、東京都神社庁台東区神社総代連合会	1982年 昭和58年
東京都港区教育委員会	『赤坂氷川神社 御用祭りと氷川山車』			1987年 昭和62年
土岐昌訓	『神社史の研究』		桜楓社	1991年 平成3年
都市と祭礼研究会	『江戸天下祭絵巻の世界ーうたい おどり ばける』		岩田書院	2011年 平成23年
都市と祭礼研究会	『天下祭読本』			2007年 平成19年
都市と祭礼研究会	『江戸天下祭絵巻の魅力：徳川美術館蔵「神田明神祭礼図巻」「山王祭礼図巻」』		渡辺出版	2021年 令和5年
豊田和平	『江戸の天下祭り』	『比較都市研究』第20巻2号		2000年 平成12年12月
豊田和平	『天保六年の神田明神祭礼～「齋藤月峯日記」を中心に～』	千代田区四番町歴史民俗資料館(編)		2003年 平成15年
豊田和平	『天下祭と江戸祭礼文化』	加藤貴『大江戸 歴史の風景』	山川出版社	1999年 平成11年
内藤昌	『江戸と江戸城』		講談社	2012年 平成24年
中井信彦	『町人 日本の歴史二十一』		小学館	1989年 平成元年
中田祝夫	『得門記』		勉誠社	1985年 昭和60年
中根正峯	『神田明神旧地祭礼之記』			寛政9年
中村幸彦	『甲子夜話』2	中村三敏(訂)	平凡社	1977年 昭和52年
西岡芳文	『学校資料がつむぐ地域の歴史』	『上智史学』69号		2024年 令和6年
西形節子	『日本舞踊とともに』		南窓社	2007年 平成19年
西形節子	『江戸祭礼の芸能』	『舞踊学』1982巻5号		1982年 昭和57年
西形節子	『幕末期の町師匠と踊り子たちー山王祭附祭を中心にー』	『日本舞踊とともに』	南窓社	2007年 平成19年
西山松之介	『江戸ッ子』(江戸)選書1		吉川弘文館	1980年 昭和55年
西山松之助	『齋藤月峯の明治』	『史潮』第106号		1969年 昭和44年3月
日本の伝統を守る会	『江戸の庶民文化』		岩田書院	2021年 令和5年
沼部春友	『神田明神の創祀と平将門公奉斎の問題』	『國學院雑誌』第81巻第11号		1980年 昭和55年11月
長谷晴男	『神社祭祀関係法令規程類纂』		国書刊行会	1989年 平成元年
畑市次郎	『東京災害史』		郵政通信社	1952年 昭和27年
林陸明	『旧幕府引継書 江戸町方書上』浅草上		新人物往來社	1987年 昭和62年
原信田実	『謎解き広重「江戸百」』集英社新書ビジュアル版		集英社	2007年 平成19年
原田敏明	『日本祭礼行事集成』第4巻		平凡社	1971年 昭和46年
日枝神社御鎮座五百年奉賛会	『日枝神社史 全』			1979年 昭和54年
平出鑑二郎	『東京風俗志』上		筑摩書房	2000年 平成12年
平出鑑二郎	『東京風俗志』下		筑摩書房	2000年 平成12年
深瀬基寛	『伝統と正統について』	篠田一士『伝統と現代 現代人の思想十四』		1969年 昭和44年
福原敏男	『江戸最盛期の神田祭絵巻一文政六年 御祭りと附祭』		渡辺出版	2010年 平成22年
福原敏男	『江戸の祭礼屋台と山車絵巻』		渡辺出版	2015年 平成27年
福原敏男	『江戸最盛期の神田祭絵巻一文政六年 御祭りと附祭』		渡辺出版	2012年 平成24年
福原敏男	『研究資料 江戸山王祭礼図巻』	『国華』第1351号	国華編輯委員会	2008年 平成20年
福原敏男	『江戸山王祭礼絵巻』		岩田書院	2018年 平成30年
福原敏男	『仮装と俄の祭礼絵巻』		岩田書院	2020年 令和2年
福原敏男	『江戸神田祭最後の城内行列と将軍上覧』	東四柳史明『地域社会の文化と史料』	同成社	2017年 平成29年2月
福原敏男	『文化十一年(1814) 山王祭礼附祭共一式控 岩附町ー江戸山王祭第七山車番組史料ー』	『武蔵大学人文学会雑誌』大野淳一教授記念号	武蔵大学人文学会	2017年 平成29年3月
福原敏男	『描かれた近世の祭礼』	『國學院大學研究開発推進機構紀要』第9号	國學院大學研究開発推進機構	2017年 平成29年3月
福原敏男	『江戸後期神田祭の曳物と山車』	『江戸総鎮守 神田明神論集1』	神田神社	2017年 平成29年5月
福原敏男	『コラム 嵐を呼ぶ鐘旭山車伝説ー明治十七年 神田祭ー』	『江戸総鎮守 神田明神論集1』	神田神社	2017年 平成29年5月
藤岡摩里子	『天下祭における仮装と擬人化絵巻』	『動物観研究』十三		2008年 平成20年2月
藤沢衛彦	神田祭礼考	『日本伝説研究』第2巻 限定復刻版	すばる書房	1978年 昭和53年
藤沢衛彦	神田祭礼考	『日本伝説研究』第2巻 限定復刻版	すばる書房	1978年 昭和53年

法制史学会	『徳川禁令考』前集第五	石井良助(訂)	創文社	1959年 昭和34年
前原恵美	「江戸祭りと歌舞伎をめぐる三味線音楽演奏者の動向ー常磐津節を中心に」	『江戸総鎮守 神田明神論集1』	神田神社	2017年 平成29年5月
牧田勲	天下祭の性格ー神輿行列を中心にー	『撰南法学』創刊号		1989年 平成元年2月
牧田勲	「天下祭の性格ー神輿行列を中心にー」	『撰南法学』創刊号		1989年 平成元年2月
牧田勲	「江戸の神輿と領主法規制ー神輿昇をめぐる法と無法」	『京都民俗』9号		1991年 平成3年12月
牧田勲	「神田明神祭礼留書」	『撰南法学』15号		1992年 平成4年
牧田勲	「近世前期山王祭禁制考ー江戸祭礼の法社会史」	『現代法社会学の諸問題ー黒木三郎先生古稀記念論文集刊行委員会』上	黒木三郎先生古稀記念論文集刊行委員会	1992年 平成4年
松平誠	『現代ニッポン祭り考 都市祭りの伝統を創る人びと』		小学館	1994年 平成6年
三田村篤魚	『江戸の春秋』	朝倉治彦(編)	中央公論社	1997年 平成9年
三田村篤魚	『娯楽の江戸 江戸の食生活』	朝倉治彦(編)	中央公論社	1997年 平成9年
光田憲雄	『江戸の大道芸人ー庶民社会の共生』		つくばね舎	2009年 平成21年
南和男	『元寛日記 寛明日記(一)』	内閣文庫所蔵史籍叢刊 第66巻	汲古書院	1986年 昭和61年10月
南谷美保	「明治四年から五年にかけての東儀文均の生活ー『楽所日記』にみる明治初年の伶人の日々」	『四天王寺大学紀要』第47号		2009年 平成21年3月
宮榮二	『鈴木牧之全集』下巻 資料編		中央公論社	1983年 昭和58年
宮元健次	『江戸の都市計画 建築家集団と宗教デザイン』		講談社	1996年 平成8年
本居豊頼	『神田神社由緒略記』			1892年 明治25年11月
本居豊頼	『諄辞集』		会通社	1895年 明治28年
本居長世	『江戸祭の唄』		民衆文芸社	1921年 大正10年
百瀬響	『文明開化 失われた風俗』		吉川弘文館	2008年 平成20年
森鏡三、野間光辰、朝倉治彦	『燕石十種』第一巻		中央公論社	1979年 昭和54年
安丸良夫・宮地正人	『宗教と国家』		岩波書店	1988年 昭和63年
山口桂三郎	「神田明神祭礼絵巻」	『神田明神祭礼絵巻』天・地・人	神田神社社務所	1974年 昭和49年
山路興造	「大神楽考ー江戸の大神楽を中心にー」	『民俗芸能研究』第31号		2000年 平成12年9月
山瀬一男	「明治以降の江戸東京の山車」	『江戸総鎮守 神田明神論集』第1号	神田神社	2017年 平成29年5月
横田冬彦	『日本の歴史』第16号 天下泰平		講談社	2002年 平成14年
吉田伸之	「公儀と町人身分」	『歴史学研究別冊』(1980年度)		1980年 昭和55年
吉田伸之	「日本近世の交通支配と町人身分」	『中世史講座』第3巻	学生社	1982年 昭和57年
吉田伸之	「町人と町」	『講座日本の歴史』第5号 近世1	東京大学出版会	1985年 昭和60年
吉田伸之	「近世身分意識と職分観念」	『日本の社会史』第7号 社会観と世界像	岩波書店	1987年 昭和62年
吉田伸之	「役と町ー江戸南伝馬町二丁目他3町を例としてー」	『歴史学研究』No.471		1979年 昭和54年8月
若月紫園	『東京年中行事』第2号		平凡社	1968年 昭和43年
斎藤月岑	『定本 武江年表』中	今井金吾(訂)	筑摩書房	2003年 平成15年
	「江戸雀」	日本随筆大成編輯部『日本随筆訂正』<第2期>10	吉川弘文館	1974年 昭和49年
	「茉莉花」	谷川健一『日本庶民生活史料集成』第22巻祭礼	三一出版	1979年 昭和54年
	「増補 江戸惣鹿子名所大全」	江戸叢書刊行会『江戸叢書』第3巻		1980年 昭和55年
	『国華』1237号	『特輯 江戸天下祭図屏風』	朝日新聞社	1998年 平成10年
	『新聞雑誌』第198号			1874年 明治7年2月8日
	『新聞雑誌』第221号			1874年 明治7年3月26日
	『時事新報』			1887年 明治20年9月30日
	『竹橋轟筒 竹橋余筆』	大田翠(編)・村上直(訂)	文献出版	1995年 平成7年
山田 浩之(編著)	『都市祭礼文化の継承と変容を考えるーソーシャル・キャピタルと文化資本』		ミネルヴァ書房	2016年
稲葉 陽二	『第2章 都市祭礼とソーシャル・キャピタル』		ミネルヴァ書房	2016年
Robert D. Putnam	Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy		Princeton University Press	1993年
柳田 國男	「祭から祭礼へ」		(掲載誌・書籍名不詳)	ー
神社本庁	神社本庁公式サイト		神社本庁	ー
武田 俊輔	『コモンズとしての都市祭礼ー長浜曳山祭の都市社会学』		新曜社	2019年
千代田区	千代田区町会(町会長・婦人部・青年部長)アンケート		千代田区	2025年
千代田区	千代田区暮らし・コミュニティに関するアンケート		千代田区	2025年
千代田区	令和7年度第4回区政モニターアンケート「千代田区の新たなコミュニティづくり」について		千代田区	2025年
千代田区教育委員会; 千代田区立四番町歴史民俗資料館	続・江戸型山車のゆくえ: 天下祭及び祭礼文化伝播に関する調査・研究報告書		千代田区教育委員会; 千代田区立四番町歴史民俗資料館	1993年3月



令和8年（2026）3月

発行：公益財団法人まちみらい千代田

住所：〒101-0054

東京都千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア 4階

TEL：03-3233-7555 / FAX：03-3233-7557

MAIL：info@mm-chiyoda.or.jp

## 株式会社 J R 東日本クロスステーションとの連携協定の締結について

### 1 協定の概要

#### (1) 名称

地域経済の活性化等に向けた連携に関する基本協定

#### (2) 目的

株式会社 J R 東日本クロスステーション（以下「当該事業者」という。）が運営する商業施設周辺において、区と当該事業者がそれぞれの強みを活かし、相互に連携を図ることにより、地域経済の活性化等の実現に資することを目的とする。

#### (3) 経緯

当該事業者は、J R 秋葉原駅構内のエキュート秋葉原にドネーションゲーム機<sup>※</sup>を設置し、その売り上げを秋葉原地域連携協議会（アキバ 21）に寄附することを申し出るなど、地域社会への貢献に取り組んでいる。

これをきっかけとして、今後更なる地域経済の活性化に向けて区と連携・協力していく機運が高まった。

※レトロゲームのプレイ料金が地域活性化や社会貢献活動に寄附（ドネーション）される仕組みを持つ筐体

#### (4) 連携概要

##### ① 対象地域

当該事業者が運営する次の 3 施設の周辺地域

- ・エキュート秋葉原（外神田 1）
- ・エキュートエディション御茶ノ水（神田駿河台 2 - 6）
- ・マーチエキュート神田万世橋（神田須田町 1 - 25 - 4）

##### ② 連携事項

- ・対象地域の魅力向上及び振興に関すること。
- ・対象地域の課題解決に関すること。
- ・対象地域内の商工等団体との連携及び資源の活用に関すること。
- ・その他地域活性化に資する取組みに関すること。

### 2 協定締結日

令和 8 年 4 月 7 日（火）

## 公衆喫煙所整備に係る重点地区指定・助成引上げについて

### 1 背景

区内の公衆喫煙所数は一定数確保されているものの、近年は新規設置が伸び悩んでいる。一方で、路上喫煙やポイ捨てに関する苦情、過料取締り件数は特定エリアに集中している。特に夜間帯に人流が集中する繁華性の高い地域秋葉原、神田では、喫煙需要と受け皿の不足が顕在化している。

### 2 現状の課題

- (1) 設置コスト・運営負担の高さによる民間主体設置の停滞
- (2) 喫煙行動集中エリアと喫煙所立地の不一致
- (3) 夜間帯営業・管理体制確保の困難

### 3 重点地区指定基準

- (1) 過料取締り件数が多い場所
- (2) ポイ捨て(吸い殻)が多く、環境美化上の影響が大きい場所
- (3) 夜間帯に営業する飲食店等が集積し、夜間人口が多い場所

### 4 助成引上げに対する考え方

- (1) 重点地区内公衆喫煙所の維持管理費用について、補助上限額を引き上げ
- (2) 重点地区外との差設置による整備誘導効果向上

### 5 予算措置について

令和 8 年度「喫煙所設置対策」内において調整し措置

### 6 開始時期

令和 8 年 5 月 1 日

### 7 期待される効果

- (1) 喫煙需要の高いエリアへの受け皿整備による路上喫煙の抑制
- (2) 吸い殻ポイ捨ての減少による環境美化の向上
- (3) 路上喫煙者(過料取締り件数)の減少

## 現行

助成対象経費	助成率	助成限度額
新規設置費用 喫煙所の設置経費に係る工事等の経費	100%	700万円
維持管理費用 喫煙所の運営に係る費用 (賃料又は賃料相当額、水道光熱費、空気清浄機等の保守費用、 清掃・ごみ処理委託費用 等)	賃料・賃料相当額は 100% 他80%	年額264万円 (月割22万円)

## 改正後 (案)

助成対象経費	設置箇所	助成率	助成限度額
新規設置費用 喫煙所の設置経費に係る工事等の経費	区内全域	100%	700万円
維持管理費用 喫煙所の運営に係る費用 (賃料又は賃料相当額、水道光熱費、空気清浄機等の保守費用、 清掃・ごみ処理委託費用 等)	重点区域	賃料・賃料相当額 は 100% 他80%	最大年額408万円 (月割34万円)
	重点区域以外		年額264万円 (月割22万円)

## 重点地区 助成条件及び助成金額

※ ( ) 内は現助成限度額：264万円からの加算額

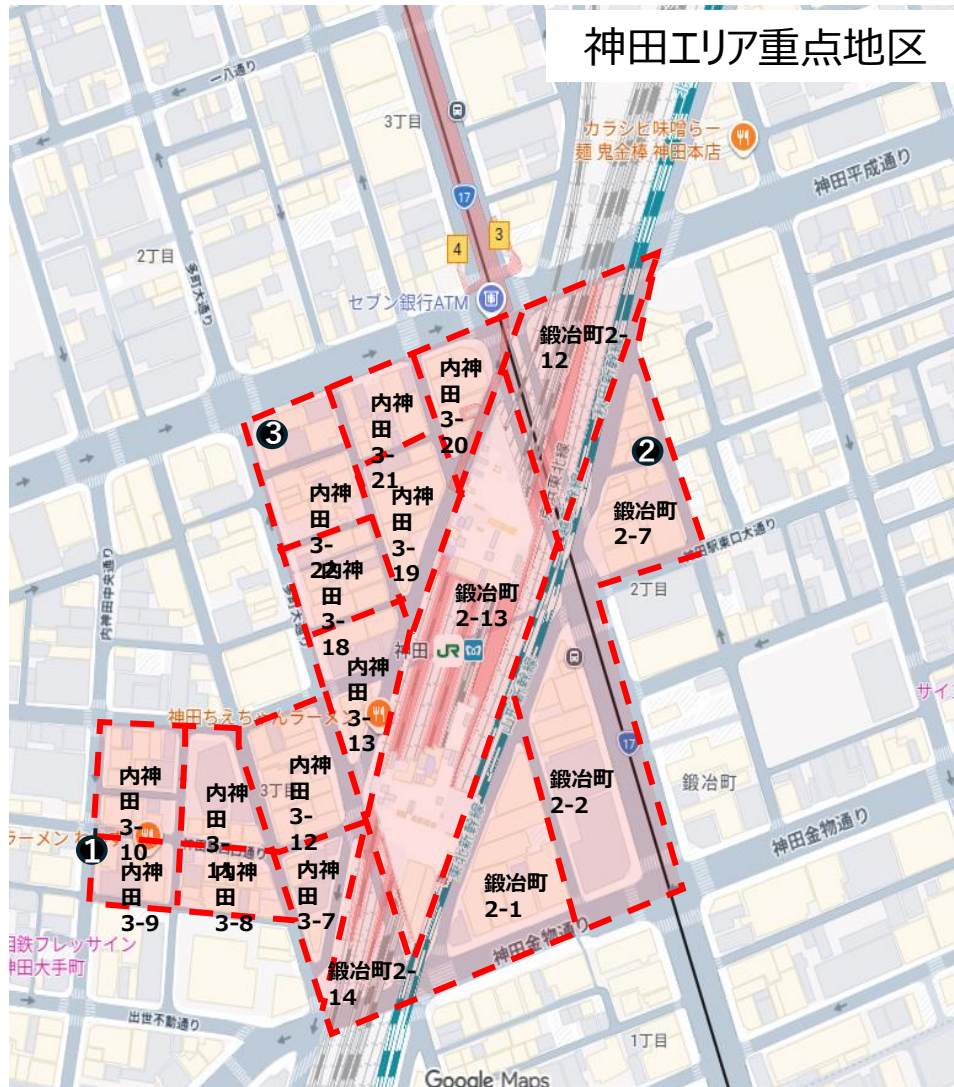
助成限度額表（年額） 単位:万円		喫煙所面積（㎡）		
		5㎡以上15㎡未満	15㎡以上20㎡未満	20㎡以上
開放時間	20時台まで開放 ※1	<b>312万円（+48万円）</b> ※月割:26万円	<b>312万円（+48万円）</b> ※月割:26万円	<b>312万円（+48万円）</b> ※月割:26万円
	22時台まで開放 ※2	<b>336万円（+72万円）</b> ※月割:28万円	<b>348万円（+84万円）</b> ※月割:29万円	<b>360万円（+96万円）</b> ※月割:30万円
	24時台まで開放 ※3	<b>360万円（+96万円）</b> ※月割:30万円	<b>384万円（+120万円）</b> ※月割:32万円	<b>408万円（+144万円）</b> ※月割:34万円

※1 12時間以上開放すること

※2 14時間以上開放すること

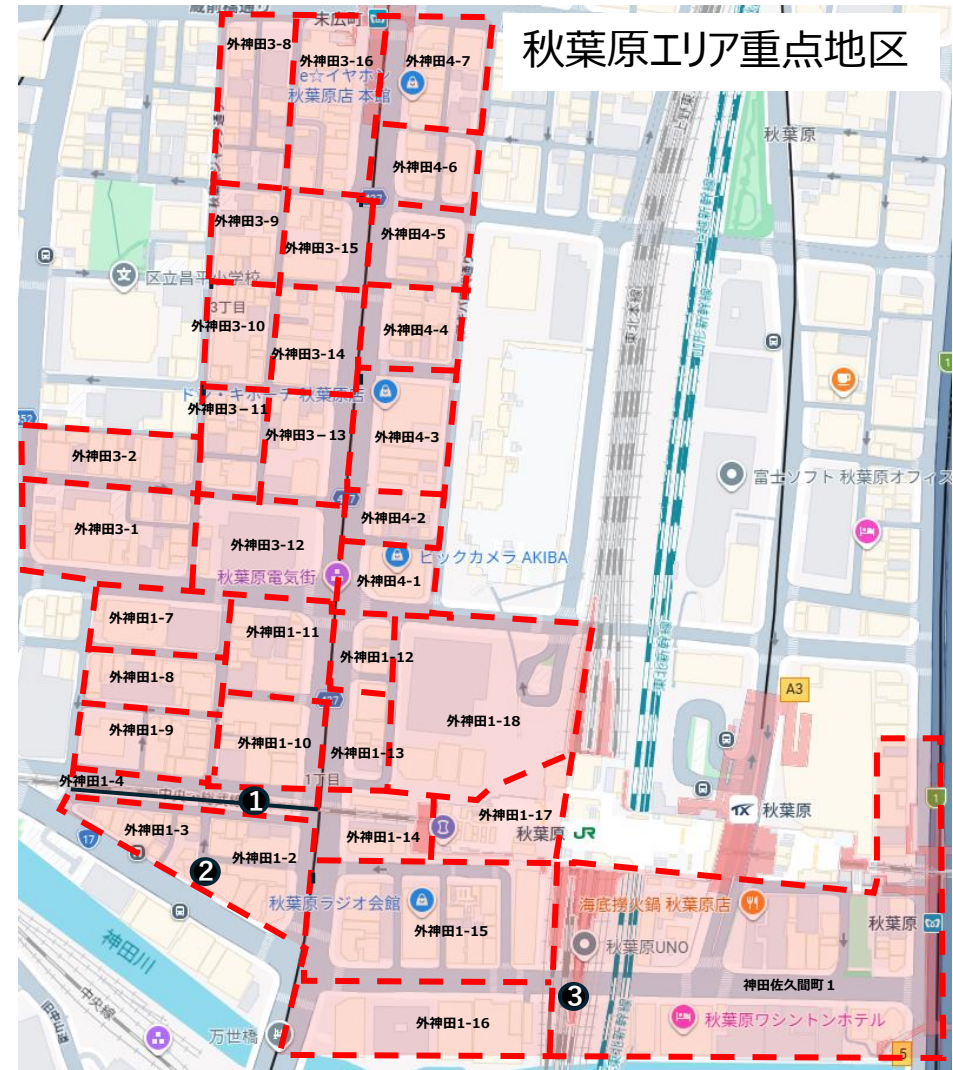
※3 16時間以上開放すること

### 神田エリア重点地区



喫煙所名	面積 (㎡)	開放時間
① スモーキングスペース Tee Time	15.8	9時~17時
② smoking room ohira	15.98	8時~16時
③ paspa内神田	12.42	7時~20時

### 秋葉原エリア重点地区



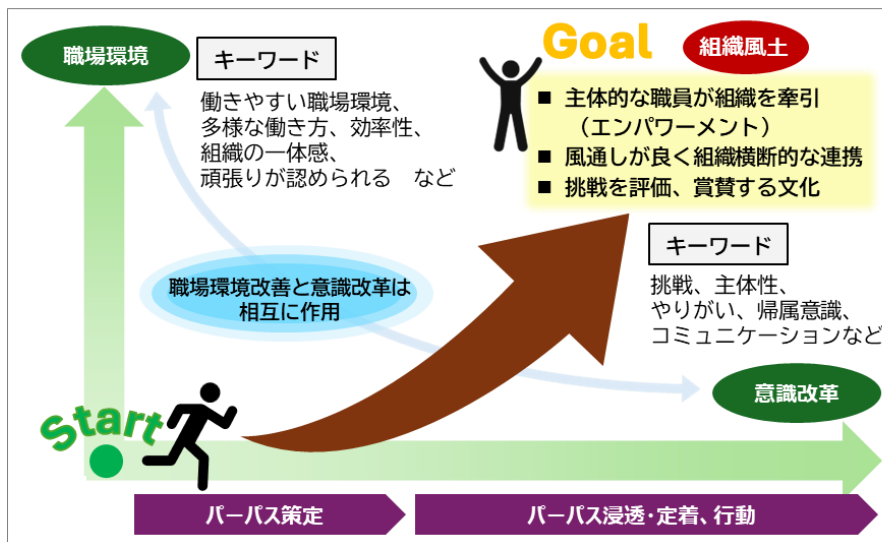
喫煙所名	面積 (㎡)	開放時間
① paspa秋葉原高架下	8.64	7時~24時
② smoking place 木倉食品	10.12	8時30分~20時
③ ミマツたばこ	19.4	8時~19時45分

## 組織変革について

### 1 概要

社会の変化が早く、行政需要が複雑化・高度化する中、労働力人口は今後さらに減少していくことが見込まれる。いかなる状況においても、質の高い区民サービスを提供し続けるためには、職員一人ひとりが主体性と「挑戦」する姿勢を持ち、風通しの良い、活力ある組織風土への変革に取り組む必要がある。

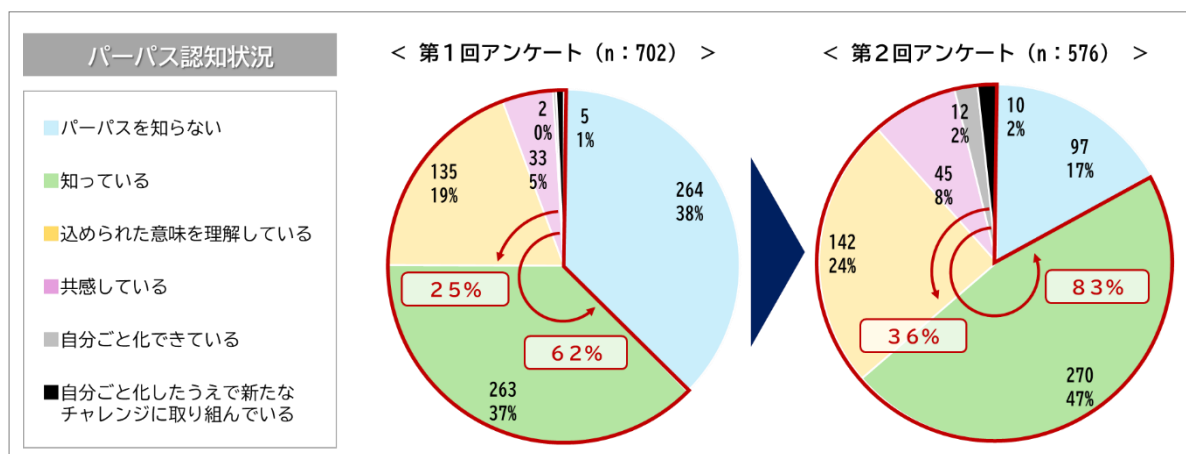
そのため区では、令和6年度にパーパス（職員の存在意義）をまとめ、意識改革と働きやすい職場づくり等を進めることで、職員一人ひとりが主体性を持ち組織を牽引（エンパワーメント）するとともに、仕事へのやりがいや自己成長、チームの一体感を感じながら挑戦できる組織変革に取り組んでいる。



### 2 令和7年度の取組み

#### ○ 職員アンケートの実施

- ▶ 組織変革の取組みを進めていくにあたり、職員や組織の現状把握等を行うとともに、パーパス浸透の進捗状況を把握するため、定期的に全職員を対象にアンケート調査を実施



○ 職員ワークショップ

- ▶ 各課から1名ずつ組織変革・DXサポートメンバーとして選出し、全4回組織変革ワークショップを実施
- ▶ これまでの仕事を振り返り「やりがい」について考えるとともに、これからの自身の「挑戦」や組織風土の醸成に向けた取組みについてワークショップを実施

○ 管理職ワークショップ

- ▶ 職員アンケート結果や職員ワークショップの内容を共有し、課題や組織を良くしていくための自身の「挑戦」についてワークショップを実施

○ 職員向け広報誌の発行等

- ▶ 挑戦が評価され、互いの顔が見える関係の構築を目指し、職員の挑戦や前向きな取組みを共有するとともに、職員や各課業務の紹介も盛り込んだ職員向け広報誌の発行を開始
- ▶ 組織変革の意義やパーパスに込めた想いを共有する動画を庁内で配信

### 3 令和8年度の取組み

令和7年度に引き続き、ワークショップや職員向け広報誌の発行等を通じて意識改革を進めるとともに、これまでの職員アンケートやワークショップで確認した課題解決に向けた具体的な取組みを推進する。

## 情報リテラシーに関する取組みについて

### 1 取組みの背景

- スマートフォンやSNSの普及、AI技術の進展により利便性等が飛躍的に向上した一方で、偽・誤情報の拡散といった課題も顕在化
- 情報・AI社会の中で、区民が安全・安心な生活を送るためには、一人ひとりの情報リテラシー（誤った情報に惑わされず、正確な情報を見極め活用する力）を高めていくことが重要であり、区の取組みを検討していく必要

### 2 意見交換会の実施

#### (1) 目的

現状や課題等について、多角的・専門的に意見交換を実施し理解を深め、今後の具体的な方策等の検討に生かしていく。

#### (2) 構成員

有識者、関係機関等

#### (3) 開催実績

日程	主なテーマ
第1回(令和7年7月24日)	○ 開催主旨、スケジュール      ○ 現状・課題認識の共有
第2回(令和7年11月17日)	○ 区取組みの方向性
第3回(令和8年3月26日)	○ 意見交換会の取りまとめ案      ○ 令和8年度の区の取組み

### 3 情報リテラシーに関する意見交換会取りまとめ（案）

- 区の基本姿勢や方向性も含め、これまでの意見交換会での意見等の内容を取りまとめるもの。
- 当該取りまとめ（案）を、区の情報リテラシーに関する取組みを進めるにあたっての基本的な考え方とする。
- 取りまとめ（案）は資料2-2のとおり








### 4 今後の意見交換会の取扱い

- SNSを取り巻く状況や法改正の動向、事業者の取組み等を踏まえ、区民生活の安全安心の観点から、最新の情報を共有する場として、意見交換会を継続
- 区の取組みの進捗状況等も報告し意見をいただくことで取組みをブラッシュアップ

# 千代田区

## 情報リテラシーに関する意見交換会 取りまとめ（案）

令和8年3月26日

	<b>1. 本取りまとめについて</b>	.....	<b>3</b>
	<b>2. 情報を取り巻く状況</b>	.....	<b>4</b>
	<b>3. 課題</b>	.....	<b>8</b>
	<b>4. 区の基本姿勢</b>	.....	<b>9</b>
	<b>5. 目指す姿と方向性の全体像</b>	.....	<b>10</b>
	<b>6. 取組みの方向性</b>	.....	<b>11</b>
	<b>7. 意見交換会実施概要</b>	.....	<b>14</b>

# 1. 本取りまとめについて

近年、SNSの普及により、誰もが容易に情報を発信し、時間や場所を問わず人と人がつながることが可能になるとともに、AI技術の急速な進化・普及により、閲覧履歴やユーザーの情報を基に最適な情報が届く等、人々の生活の利便性は飛躍的に向上している。

その一方で、フェイクニュースや誤情報の拡散、エコーチェンバーやフィルターバブルといった問題も顕在化し、時に、誤った情報や偽の情報で怒りや憎しみを増大させ、現実社会においても混乱や分断をもたらしている。

こうした状況を捉え、区では偽・誤情報の拡散等に対する具体的な方策の検討に生かしていくために、令和7年7月から、外部有識者等を含めた「情報リテラシーに関する意見交換会」を開催し、多角的・専門的な観点から意見交換を実施している。

本取りまとめは、区の基本姿勢や方向性も含め、意見交換会でいただいた意見等の内容をまとめるものである。

## 情報リテラシーの定義

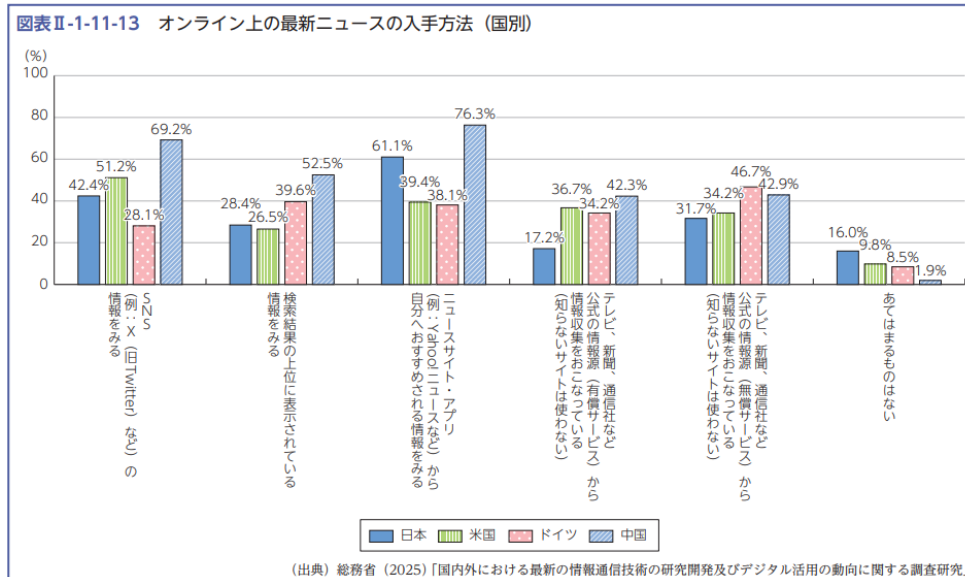
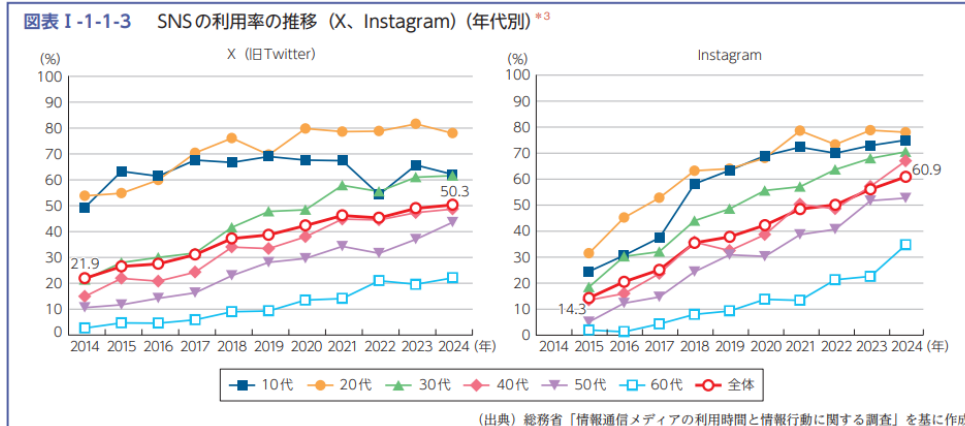
区における情報リテラシーとは、「誤った情報に惑わされずに、発信者の意図を理解するとともに、情報の真偽を見抜き、冷静に判断する力」と定義する。

## 2. 情報を取り巻く状況

### (1) SNS等の利用状況

- 令和7年版情報通信白書（総務省）によると、**コミュニケーションの手段はLINEの利用率が2024年には全体で94.9%と高く**（2014年は55.1%）、高齢者層でも60代の利用率が2014年の11.3%から2024年の91.1%へと増加
- **X（旧Twitter）やInstagramの利用率が伸び、2024年にはX、Instagramは全体の半数程度が利用**しており、一般的に若年層の利用率が高い傾向にあるが、50代でも2024年に4割以上が利用するなど幅広い年齢層に利用が拡大
- 動画共有サービスの利用動向は、**YouTubeの利用率はほぼ全世界において高く**、2024年において50代までの各世代で8割を超え、60代でも7割以上が利用。TikTokは特に10代、20代の利用率が近年大きく伸びており、2024年にはいずれも半数を超えている。
- 普段利用しているデジタルサービスは、「インターネットショッピング」、「メッセージングサービス」、「SNS」、「情報検索・ニュース」といったサービスの利用者が60%以上と多くなっている。
- **オンライン上でニュースを知りたいときの行動として、「ニュースサイト・アプリからのおすすめ情報を見る」（61.1%）、「SNSの情報を見る」（42.4%）の割合が高く**、テレビ、新聞、通信社などの既存マスコミを頼る人は相対的に少ない結果となっている。

※令和7年版情報通信白書（総務省）を基に作成



XやInstagram、YouTube等を中心にSNSの利用が伸びており、ニュースサイト・アプリのおすすめやSNSから情報収集することが多い傾向

## 2. 情報を取り巻く状況

### (2) 偽・誤情報の拡散傾向等

※ICTリテラシー実態調査資料（総務省）を基に作成

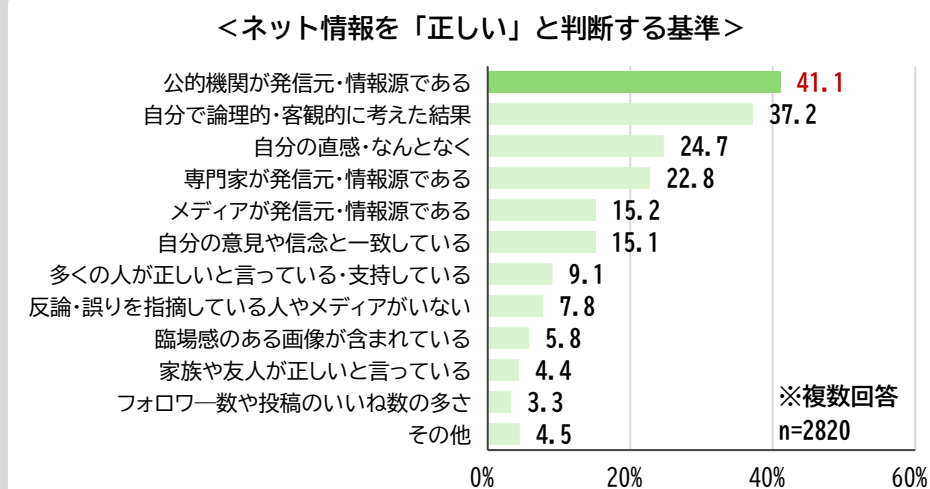
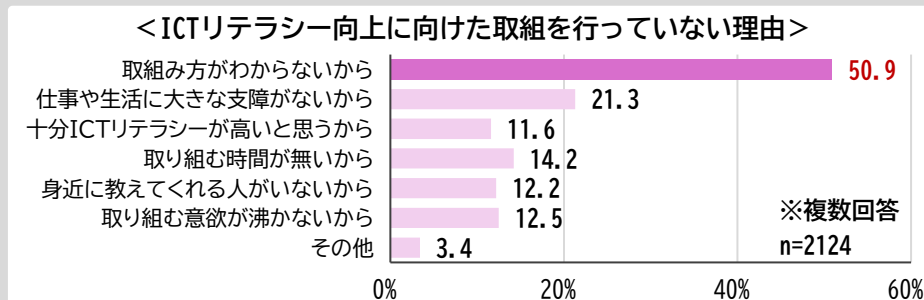
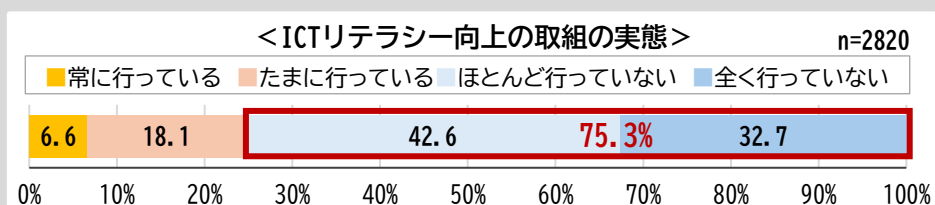
■ 過去に流通した偽・誤情報を見聞きした人に対して、その内容の真偽をどのように考えるか尋ねたところ、「**正しい情報だと思う**」、「**おそらく正しい情報だと思う**」と回答した人は約半数（47.7%）。偽・誤情報に接触した人のうち、25.5%の人が何らかの手段を用いて拡散していた。

■ 自身のICTリテラシーに関する取組の認識と理由については、87.8%がICTリテラシーが重要だと回答した一方、「**ICTリテラシー向上に向けた具体的な取組をほとんど行ってない**」、「**全く行ってない**」という回答が**75.3%**であった。取組を行っていない理由は、「取組み方がわからないから」（50.9%）という回答が最も多かった。

■ **SNS・ネット情報を「正しい」と判断する基準は「公的機関が発信元・情報源である」（41.1%）という回答が最多**。10代では「公的機関」、「専門家」などの回答が多く、60代以上では「自分で論理的・客観的に考えた結果」、「自分の意見や信念と一致している」などの回答が多かった。

◆ 過去に流通した偽・誤情報を見聞きした人の約半数が正しい情報だと考えていた状況の中、多くの人がリテラシー向上に向けた取組み方がわからず、実施していない状況

◆ 人々が正しい情報だと判断する上で、公的機関の情報発信が重要



## 2. 情報を取り巻く状況

### (3) 千代田区の児童・生徒の状況

- 千代田区教育委員会は、区が目指す「情報を読み解き自己の信念に従って行動ができる人」の育成に向け、児童・生徒の現在のリテラシー能力の自己認識を把握するため、アンケートにより調査を実施

#### 【実施時期】

令和7年5月

#### 【対象】

小学校5・6年生（963名）、  
中学校・中等教育校前期課程（852名）

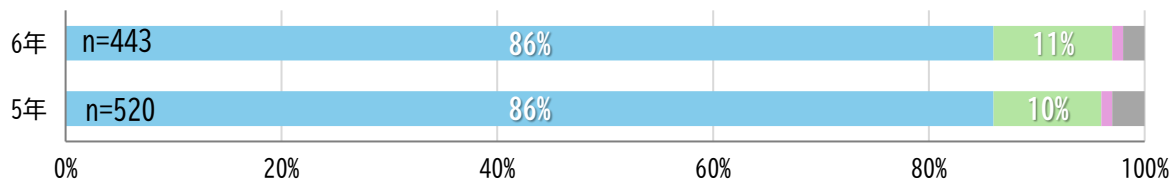
#### <比較的高い能力が示された項目>

- ▶ オンラインコミュニケーションにおける配慮
- ▶ 自己の行動が周囲・社会に与える影響の認識
- ▶ 発信者の立場による伝え方の違いの認識

#### <育成に課題がみられる項目>

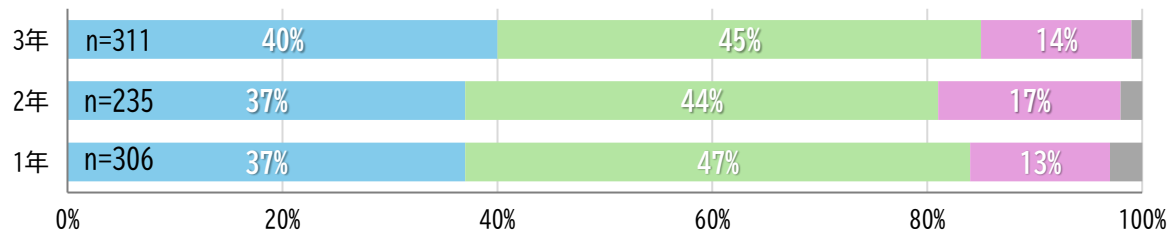
- ▶ 確かな情報を見極める力
- ▶ 事実と意見を区別する力
- ▶ 批判的に読み解く力
- ▶ 自分の考えを形成する力

ネット上で発信するときに、相手を傷つけないための注意点を考えることができる



■ 当てはまる ■ どちらかといえば当てはまる ■ どちらかといえば当てはまらない ■ 当てはまらない

映像作品や報道がどのようなメッセージを伝えているかを批判的に考察することができる



区ではこれまで「ちよだリテラシー教育」を教育課程に位置付け、言語能力を育む指導や読書活動、情報モラル教育の充実等に取り組み、アンケートは全体的に良好な結果であった一方で、事実と意見を区別する力や批判的に読み解く力など、育成に課題がみられる項目も存在

## 2. 情報を取り巻く状況

### (4) 偽・誤情報の拡散に関する事例

- 国内外で政治に関する偽画像や動画の拡散事例のほか、災害時にはディープフェイクの拡散、避難所に関する誤情報、寄付を募る偽サイトなどが散見された。
- 区では、誤情報ではないが、マスコミ報道に端を発したSNS上の情報拡散によって、一時的に混乱が生じたことがある。区立中学校でヒップホップダンスをめぐる報道があり、SNS上で話題となり、学校に問い合わせが相次いだ事例があった。
- 偽・誤情報等の拡散は、単なる勘違いや誤認識によるものだけでなく、インプレッション数による収入構造、承認欲求、人の持つ認知バイアスなど、多くの要因が存在すると考えられる。

#### (参考) 認知バイアス

経験等に基づいて無意識に非合理的な考え方をしてしまう。誰しもが持っている偏りや先入観。

- ▶ 自分の考えに合う情報だけを選択
- ▶ 繰り返された情報を真実だと思い込む
- ▶ 興味・不安・怒りで情報を拡散させる など

#### <能登半島地震における誤情報事例>



出典：日本ファクトチェックセンターHP



#### <過去の他国の動画が拡散された事例>



#### <生成AIの作成画像が拡散された事例>



#### (参考) 法務省「インターネット上の誹謗中傷書き込み削除依頼の手引き」

法務省は、SNS等での誹謗中傷、偽情報による名誉棄損等の被害が深刻化する中、被害者が自ら書き込みの削除を求めるための手順を示した手引きを令和8年3月に公開。令和7年4月施行の情報流通プラットフォーム対処法による運営事業者への削除対策の強化の義務付けに加え、個人でも迅速な削除要請を可能とし被害拡大を防ぐ。



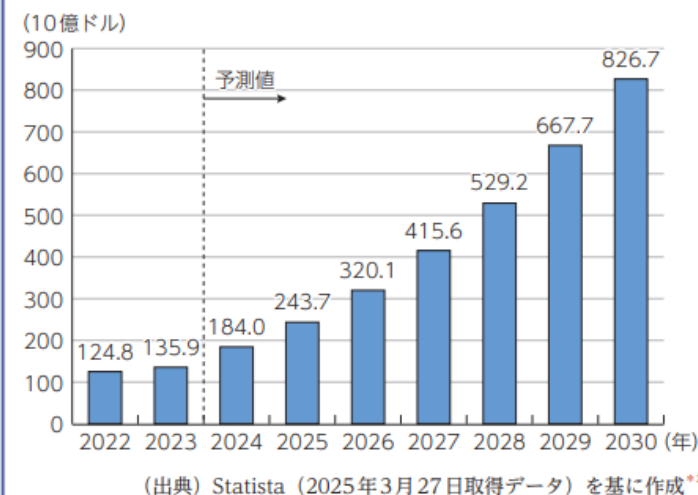
※画像はAIで作成

新型コロナウイルス感染症、災害、選挙など、大きな社会変動が起きる際に、特に偽・誤情報の拡散が散見される。

誤情報等はSNS登場前もあったものの、SNS等により情報を取り巻く環境が大きく変化する中、一人ひとりの生活に身近な問題となっている。

- AIの進化・普及により、今後さらに生活の利便性が向上していくことが期待される一方で、フェイクニュース拡散等の深刻化が懸念される。
- **災害時における偽・誤情報の拡散は生死に関わる問題**であり、**平時においても偽情報等で怒りや憎しみを増大させ、混乱や分断をもたらす**とともに、**誹謗中傷や人権侵害に繋がる恐れ**がある。
- **多くの人**が**情報リテラシー向上の取組みを行っていない**（約75%、ほとんど行っていないを含む）。その理由として、「**取組み方がわからないから**」が**最も多い状況**である。
- ネット情報等を「正しい」と判断する基準を「公的機関が発信元・情報源である」と考えている人が多い（約40%）ことを踏まえ、**区の情報発信をさらに迅速かつ積極的に行うことが課題**である。
- SNSの普及等により、情報を取り巻く環境が大きく変わる中で、現代社会に対応した**区の情報収集手段の強化が課題**である。

図表Ⅱ-1-9-1 世界のAI市場規模（売上高）の推移及び予測



図表Ⅱ-1-9-2 国内AIシステムの市場規模（支出額）及び予測



出典：令和7年版情報通信白書（総務省）

## 4. 区の基本姿勢

### 区の基本姿勢

- 区民が誤った情報に惑わされずに、情報の真偽を見抜き、安全・安心に生活できるように、区民一人ひとりの情報リテラシーを向上する取組みを推進する。
- 情報リテラシーを形成する読解力や情報理解力の向上に向け、幅広い年代を対象にアプローチしていく。特に、子どもへのリテラシー教育を重視する。
- これまで以上に社会の情報にアンテナを張り直ちに情報収集、確認に努めるとともに、誤情報等に対しては、区の持つ正確な情報を迅速かつ積極的に発信していく。

# 5. 目指す姿と方向性の全体像

## 目指す姿

区民が、AI・情報社会において、安全・安心に、豊かな生活を送ることができる

### 方向性1 区民一人ひとりの情報リテラシーの向上

#### 全世代

講演会等の開催、HP等での周知啓発、読書活動推進、文字活字文化の継承・発展

#### 高齢者

講習会での周知啓発（スマホ教室の中で利活用推進とあわせて新たに実施）

### 方向性2 リテラシー教育の推進

#### 子ども

五つの柱のもと体系的に「ちよだリテラシー教育」を推進し7つの力を育成

#### 保護者

ちよだスマートスクールでの授業公開、子どもへの教育を通じた周知・啓発

### 方向性3 区の迅速かつ正確な情報の収集・確認・発信

#### 情報の収集

現代社会に適した手段により、迅速に社会の情報を収集・把握

#### 情報の確認

収集情報の共有・確認の迅速化のため、庁内の役割分担の明確化及び連携強化

#### 情報の発信

ファクトシートの公表等による積極的な情報発信、区発信情報であることの明確化

## 方向性1 区民一人ひとりの情報リテラシーの向上

### 全世代への取組み

- 情報リテラシーに関する講演会等を実施する。区民一人ひとりが当該問題を自分事として捉えられるよう、ワークショップ形式や体験形式などの工夫を行う。
- 総務省のデジタルポジティブアクションで発信している多様なコンテンツ等を積極的に活用し周知啓発を図る。
- 情報リテラシー向上には、言語活動（読む・書く・考える・伝える）が重要であり、読書活動の推進を通じて、情報を読み解く力の向上を支援する。



令和7年12月に、SNS時代の人権をテーマにした講演会にあわせ、情報リテラシーに関するトークセッションを樋口区長と意見交換会メンバーである山口氏（P14参照）で実施

### 高齢者への取組み

- デジタルにチャレンジしたい高齢者等に対する支援として、スマホ講習会や相談会等を開催するとともに、スマホの購入を支援している。
- 引き続き、スマホ講習会等を実施することで、デジタルの利活用を支援するとともに、偽・誤情報への注意喚起などを盛り込むことで、高齢者の情報リテラシーの向上を図る。



### 千代田区の地域特性を活かした取組み

- 千代田区には、世界有数の規模を持つ古書の街として知られ、歴史と文化が息づく「神保町」に加え、大学や出版社、報道機関が集積する地域特性を有している。
- 神保町は、英国のタイムアウト誌において「世界で最もクールな街」第1位に選ばれるとともに、「神田古本まつり」が「第30回ふるさとイベント大賞」で大賞（内閣総理大臣賞）を受賞するなど、注目を集めている。
- 文字活字文化の継承・発展など、地域特性を踏まえた情報リテラシー向上の取組みも検討していく。

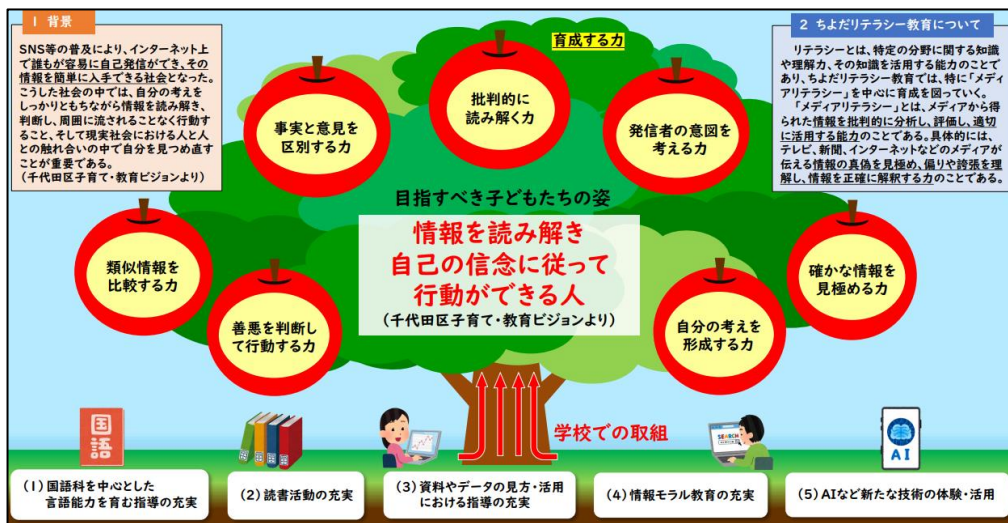


# 6. 取組みの方向性【リテラシー教育の推進】

## 方向性2 リテラシー教育の推進

## 子ども・保護者への取組み

- 区では、全国に先駆けて「ちよだリテラシー教育」を教育課程に位置付け、これまで、①国語を中心に言語能力を育てる、②読書活動の充実、③資料やグラフを通してデータを読み解く、④情報モラルを身につける、⑤AIなど新たな技術の体験・活用という五つの柱で体系的にリテラシー教育を推進
- 今後は、これまでの児童・生徒自身の自己認識の実態把握に加え、習熟度の実態をより正確に把握することで、各取組みをブラッシュアップするとともに、「ちよだリテラシー教育」を指導計画に盛り込み、各教材も活用しながら、さらに拡充していく。
- また、これまで実施している「ちよだスマートスクール」での保護者への授業公開を引き続き実施するとともに、児童・生徒への情報リテラシー教育を充実することで、子どもを通じた保護者の情報リテラシーの向上にも繋げていく。



1 目指すべき子どもたちの姿 「情報を読み解き、自己の信念に従って行動ができる人」(千代田区子育て・教育ビジョンより)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○AIなど新たな技術も活用しながら様々な情報(書籍・新聞・インターネット等)を収集して読み解き、批判的思考力を働かせながら正しく判断できる人</li> <li>○自分の考えを表現する方法を相手や目的に応じて適切に選択し、責任をもって情報を発信できる人</li> </ul>				
2 実現に向けた5つの柱と具体的な取組				
<b>柱1</b> 国語科を中心とした言語能力を育む指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習指導要領の着実な実施</li> <li>○年間指導計画を基にした意図的・計画的・系統的な指導</li> <li>○ICTや思考ツール等を活用した授業改善(「ICT活用ハンドブック」の活用促進)</li> <li>・叙述を基にした読み取り</li> <li>・情報収集の種類と留意点</li> <li>・新聞の書き方、読み方</li> <li>・作文指導と推敲</li> <li>・相手や目的に応じた資料作成と発表</li> </ul>	<b>柱2</b> 読書活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>○読書時間・機会の確保</li> <li>・読みかせ</li> <li>・ブックトーク</li> <li>・ビブリオバトル</li> <li>・読書仲間</li> <li>・Yomokka!の活用(小)</li> <li>○図書館司書等と連携した学級文庫・図書室の充実</li> <li>○関係機関と連携した読書体験の機会創出</li> </ul>	<b>柱3</b> 資料やデータの見方・活用における指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習指導要領の着実な実施</li> <li>○算数・数学、社会、理科の授業改善</li> <li>・データの多面的な把握、事象の批判的な考察</li> <li>・社会的事象に関する情報の収集・読み取り・まとめ</li> <li>・観察記録や実験データの整理・分析・考察</li> </ul>	<b>柱4</b> 情報モラル教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>○外部団体を活用したセーフティ教室</li> <li>○保護者と連携した情報モラルに関する理解啓発</li> <li>○道徳や特別活動、安全指導等、年間指導計画を基にした意図的・計画的・系統的な指導</li> </ul>	<b>柱5</b> AIなど新たな技術の体験・活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>○教員による校務・授業での生成AIの活用</li> <li>○生徒による生成AIの活用(中・中等教育学校)</li> <li>○新たな技術を活用した学習の試行</li> <li>・ドローン</li> <li>・3Dプリンター</li> <li>・VR等</li> </ul>
<b>育成を目指す力: ITリテラシー、情報リテラシー、メディアリテラシー等(言語能力、情報活用能力)</b>				

## 方向性3 区の迅速かつ正確な情報の収集・確認・発信

**正確**な情報を、  
**迅速**に、  
**継続的**に

### 情報の **収集**

- 区民生活の混乱や区政の信頼確保の観点から、影響のある情報を早期にキャッチするため、「**ソーシャルリスニングツール**」を活用するなど、現代社会に適した手段により情報収集を強化していく。

### 情報の **発信**

- 正確な情報を、適切な手法やインフルエンサーの活用などにより、積極的かつ確実に伝えることで、区民との信頼を形成する。
- 迅速な発信を重視（情報が事実かまだ確認されていない場合には、その状況自体を伝えることも重要）。
- 必要に応じて継続的（繰り返し）に発信
- 「**オリジネータープロフィール**」を活用するなど、発信された情報元が区であることを積極的に示していく。

### 情報の **確認**

- 広報部門を中心とした報道対応など、これまで以上に区役所内の役割を明確化し、連携を強化することで、多様な視点で迅速に事実内容を確認する。
- AI等のデジタル技術の活用も含めた情報の確認手段の充実を検討していく。

#### ソーシャルリスニングツール

SNSやブログ等のインターネット上で発信される情報を収集・分析するためのツール

#### オリジネータープロフィール

情報の作成者や発信者に関する情報を改ざん不可能な形でホームページ等に付与する技術

# 7.意見交換会実施概要

## (1) 開催目的

多角的・専門的に意見交換を実施することで、区民生活に及ぼす影響に関して理解を深め、基礎自治体である区が担う役割やAI技術の動向を踏まえた具体的な方策等の検討に生かしていく

## (2) 開催実績

### 第1回（令和7年7月24日）

- 開催主旨、スケジュール
- 現状・課題認識の共有

### 第2回（令和7年11月17日）

- 区の取組みの方向性

### 第3回（令和8年3月26日）

- 意見交換会取りまとめ案
- 令和8年度の区の取組み



## (3) 出席者

※敬称略、五十音順

氏名	所属等
新庄 秀規	読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局長兼活字文化推進会議事務局長
町田 智子	公益財団法人文字・活字文化推進機構専務理事
山口 真一	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター教授・主幹研究員
吉田 奨	一般社団法人セーファーインターネット協会専務理事 ※ゲストスピーカー
非公表	プラットフォーム事業者 ※ゲストスピーカー

(千代田区)

氏名	所属等
樋口 高顕	区長
藤本 誠	副区長
小林 聡史	副区長
大森 幹夫	子ども部教育担当部長
中田 治子	地域振興部文化スポーツ担当部長
村木 久人	政策経営部長
夏目 久義	政策経営部デジタル担当部長
御郷 誠	政策経営部行政管理担当部長

(オブザーバー)

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室  
東京都 デジタルサービス局 デジタル戦略部

# 7.意見交換会実施概要

## (4) 主な意見

### <情報リテラシーの重要性等について>

- 情報リテラシーを高めることで、より良い持続可能な社会の形成に繋がる。
- 特に災害時は、誤情報による混乱が安全に直結するため、取組みが重要である。
- A I や S N S を否定するのではなく、便利なツールとして活用しつつ、一人ひとりが情報を適切に判断していくことが重要である。
- 情報発信をする側も偽情報のリスクを認識し責任を持つことが必要である。

### <教育・啓発について>

- 情報リテラシーは必ずしもデジタルの話ではなく、情報を収集し、正確に読み取っていく力が本質である。読む、書く、話す、考えることによって、思考や判断力が磨かれる。
- 読書が大きな役割を果たす。読解力や情報理解力の向上は中長期的に取り組む必要がある。
- 各世代が「自分事」として問題を捉えられるよう、幅広い層へのアプローチが必要である。
- 情報の発信者や変更の有無などを確認することの重要性や方法を啓発していく必要がある。
- 民間企業等は講師派遣等も行っているため、企業等と連携することも効果的である。

### <行政の情報発信について>

- 誤情報への対応は、反論ではなく、事実の公表に徹し、行政自身が持つ正しい情報を積極的に発信していく姿勢・考え方が重要である。
- 緊急時には、迅速な情報発信が求められるが、情報が事実かまだ確認されていない場合には、その状況自体を伝えることも重要である。
- ウェブサイトに発信者情報を付与する「オリジネーター・プロフィール (OP) 」といった技術があり、実証実験を実施している。
- 「監視」ではなく、あくまで情報の把握のため、S N S のモニタリングは実施した方がよい。

- ▶ 近年、生活環境の変化や様々なメディアの発達・普及などを背景として、**区民・国民の「読書離れ」、  
「活字離れ」**が指摘
- ▶ 読書は、「考える力」、「感じる力」、「表す力」等を育てるとともに、豊かな情操をはぐくみ、すべての活動の基盤となる**「価値・教養・感性等」を生涯を通じて涵養**していく上でも、極めて重要なもの
- ▶ 特に、変化の激しい現代社会の中、自らの責任で主体的に判断を行いながら、自立して生きていくためには、**必要な情報を収集し、取捨選択する能力を身に付ける必要**
- ▶ これからの時代においても、**読み・調べることの意義**は、増すことはあっても決して減ることはない

### 「文字・活字」文化に係る区のスタンス

- 世界に誇る古書店街が広がる神保町を擁する千代田区が、**「文字・活字」文化を官民連携して、時代を超えて継承し発展**させていく必要
- 手軽さなど**動画**のメリットは活用するものの、**文字・活字の上位互換にならない**
- 紙媒体は**記憶の定着に有利**なことに加え、**新しい思考や創造的な発想に役立つ**との研究結果を尊重しつつ、時代の変化にも対応できるよう、**書籍とデジタルツールはハイブリッドで活用**

感性を養ったり知識を得ることに長けていると言われる紙媒体と、アクセス性や利便性の高いデジタル双方を生かしながら文字活字に触れることで、情報リテラシーの形成も後押し

## 旧永田町小学校校舎の記録保存・活用及び 跡地活用の検討に向けた取組みについて

### 1 取組みの背景と目的

旧永田町小学校校舎の取扱いについては、企画総務委員会におけるこれまでの議論や意見を踏まえ、同校舎が有してきた文化的・歴史的価値を整理・記録し、専門家の知見や関係者の意見を踏まえながら後世に継承していくことが求められている。

本取組みは、上記の考え方を踏まえ、今後予定されている校舎の解体を見据えながら、校舎に関わる資料等を記録・整理し、将来に引き継ぐことを目的とする。

あわせて、跡地活用については、記録・保存の取組みとは切り離し、行政需要や区民ニーズを踏まえた中長期的な視点から検討する。

### 2 取組みの全体像

#### (1) デジタルアーカイブ等の制作

旧永田町小学校に関する「人の記憶」「校舎の姿」「写真や資料」等を、デジタルの形で記録・整理し、オーラルヒストリー映像の制作、校舎空間のデジタル化、写真や資料等のデジタルアーカイブ化を一体的に進める。

完成した成果物は、区ホームページ等を通じて公開するとともに、区において成果物として管理し、展示・学習・情報発信等での活用を想定する。

#### (2) 思い出・エピソードの募集

##### ①目的

校舎に関する人の記憶（エピソード）を幅広く収集し、記録映像及びデジタルアーカイブ等の制作に向けた基礎情報として整理することを目的とする。

##### ②対象

旧永田町小学校校舎にゆかりのある卒業生、元教職員、地域住民等を対象とする。

##### ③公募項目

ア エピソード出演（インタビュー収録）

イ メッセージ寄稿（テキスト）

##### ④募集方法・周知

校舎に関する思い出やエピソード、メッセージを広く募集する。

周知に当たっては、区ホームページ、広報千代田、区政情報コーナー、各出張所等を活用する。

##### ⑤活用の考え方

収集した内容は、有識者会議の専門的見地を踏まえて整理・選定した上で、記録映像及びデジタルアーカイブ等の制作に活用する。

### (3) 有識者会議の設置

#### ①設置目的

旧永田町小学校校舎が有してきた文化的・歴史的価値について、専門的な知見に基づき確認・整理するとともに、建築的価値や教育史との関わり、関係者の記憶等を踏まえ、記録・保存及びデジタル活用の在り方を検討するため、有識者会議を設置する。

#### ②主な検討内容

- ア 旧永田町小学校校舎の文化的・歴史的価値の整理に関すること。
- イ 保存又は記録すべき資料等の特定に関すること。
- ウ 卒業生、地域関係者等から寄せられた意見等の取扱い及び反映方法に関すること。

#### ③構成（予定）

有識者会議は、次の分野に精通する学識経験者等により構成する。

- ア 建築・文化財
- イ 教育史
- ウ ICT・デジタルアーカイブ

#### ④委員の委嘱

委員の委嘱に当たっては、学会等の関係団体からの推薦を基本とし、公正性・中立性・専門性を担保する。

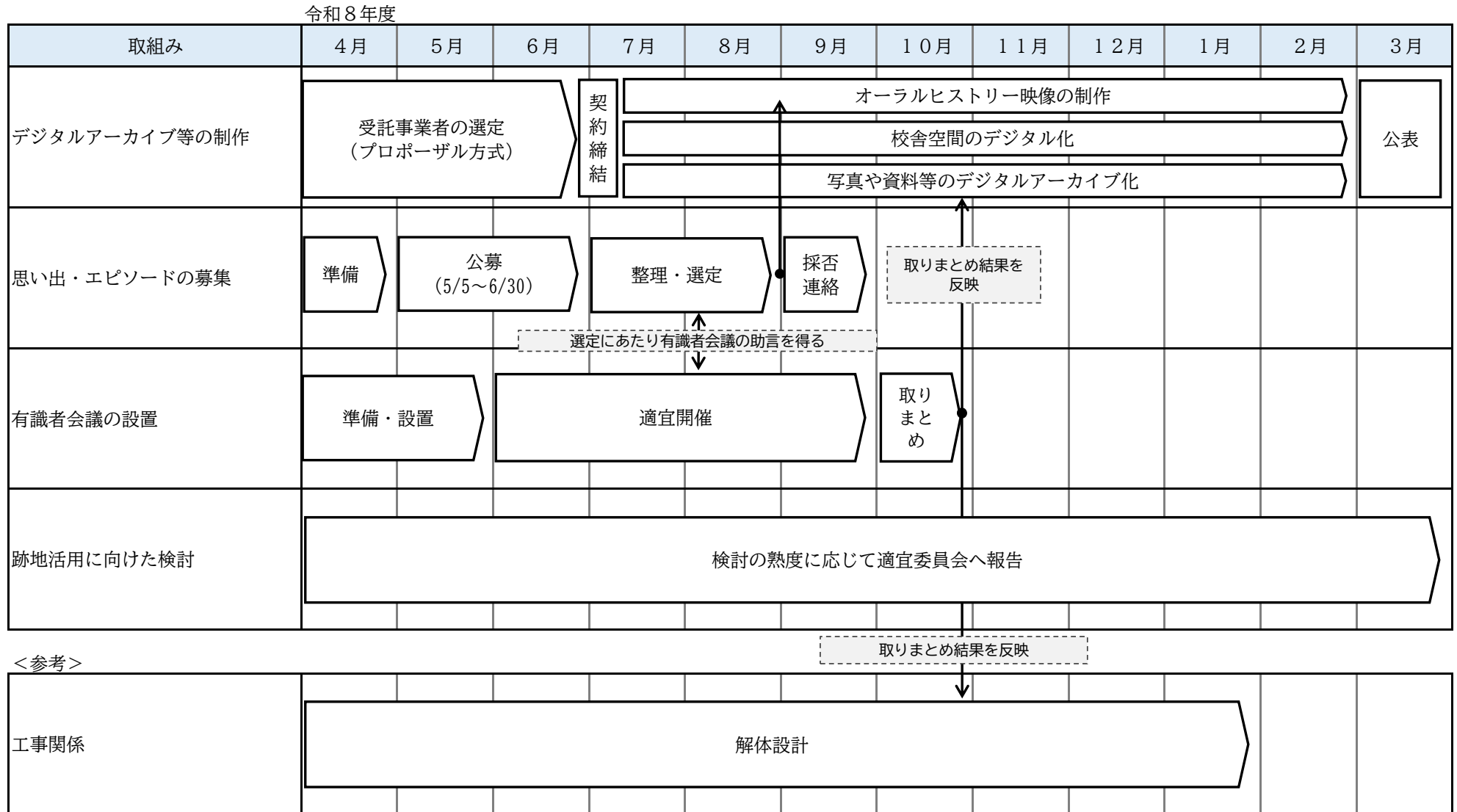
### (4) 跡地活用に向けた検討

解体後の跡地活用については、上記の記録保存・活用の取組みとは切り離し、別途検討を行う。行政需要と区民ニーズの双方を整理した上で、当該跡地の将来的な利活用の方向性について検討を進める。

### 3 今後の進め方（予定）

別紙「政策経営部資料3-2」のとおり

今後の進め方 (予定)



※上記スケジュールは現時点の想定であり、今後変更となる可能性があります。

## 旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）について

### 1 背景

旧軽井沢少年自然の家は、施設の老朽化等により平成 28 年度に施設利用を停止して以降、活用方法の検討を進めてきた。この間、教育施設としての活用を中心に、外部有識者等による検討も重ねてきたが、施設整備や運営に係るコストが過大であることから、令和 5 年度に検討を終了した。その後、既存建物について庁内での活用需要が確認されなかったことから、解体方針を決定した。

解体後の跡地については、区有財産としての有効活用を図る観点から、取得経緯やこれまでの議論を踏まえつつ、様々な活用策を模索するため、民間事業者の自由な発想や市場性を把握することを目的として、サウンディング型市場調査等を実施した。

これらの調査結果や関係機関との協議内容を踏まえ、このたび、旧軽井沢少年自然の家跡地の活用方針（素案）を取りまとめた。

### 2 旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）について

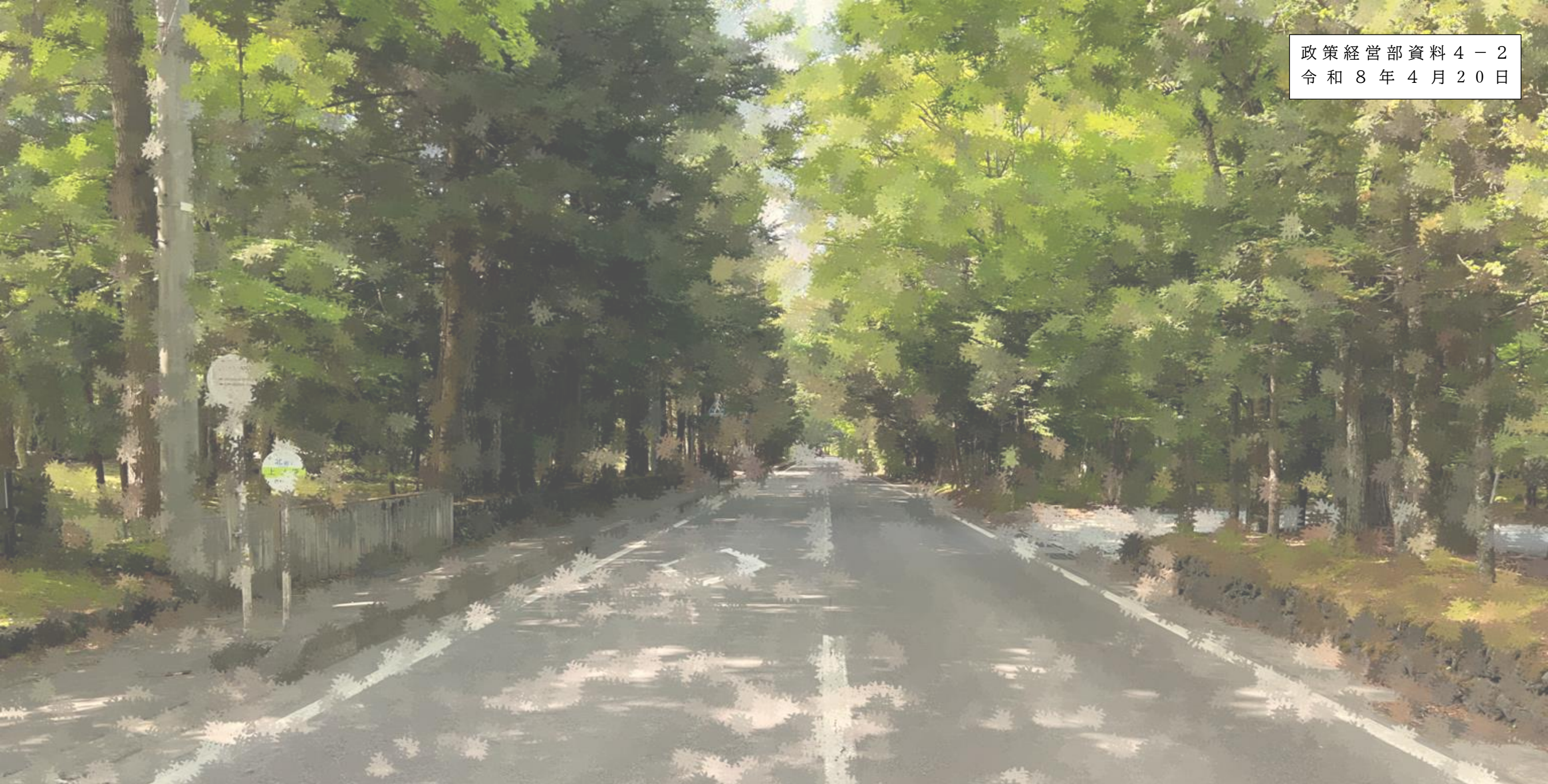
本跡地については、寄附により取得した経緯を踏まえ、区が継続して所有することとする。その上で、区の財政負担に依存しない形で、公募型プロポーザル方式により民間事業者への貸付けを行い、区民への利益還元並びに軽井沢町のまちづくり及び自然環境への配慮を前提とした活用を図る方針とする。〔詳細は資料 4 - 2 のとおり〕

### 3 意見公募の実施

旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針（素案）について、意見公募を実施する。

### 4 今後の予定

5月5日～5月18日	意見公募の実施
6月以降	活用方針の策定、企画総務委員会報告



## 旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針

素案

千代田区  
令和8年 月

I 旧軽井沢少年自然の家を取り巻く状況

03 1 旧軽井沢少年自然の家の概要

- (1) 土地の概要
- (2) 用途地域等
- (3) 位置図等
- (4) 土地の取得経緯

05 2 軽井沢町及び周辺地域の動向

- (1) 軽井沢町の特徴
- (2) 土地価格の推移
- (3) 周辺施設と開発動向

08 3 活用に向けた検討

- (1) 教育委員会における検討
- (2) 政策経営部における検討



II 土地活用方針の策定にあたって

09 1 長野県及び軽井沢町との協議等

09 2 民間サウンディング型市場調査

- (1) 調査概要
- (2) 現地見学会
- (3) 対話の実施
- (4) 主な対話項目
- (5) 調査結果の概要



III 土地活用方針

11 1 基本的な考え方

- (1) 区による継続保有
- (2) 区財政負担に依存しない活用と区民への利益還元
- (3) 軽井沢町のまちづくりへの配慮

11 2 区有地の活用手法

11 3 事業者選定方法

11 4 公募条件等

- (1) 求める提案内容
- (2) 公募条件の検討にあたって

12 5 今後のスケジュール（予定）

IV 参考資料

14 パブリックコメントの結果概要※

※ 今後掲載予定

# I 旧軽井沢少年自然の家を取り巻く状況



## 1 旧軽井沢少年自然の家の概要

### (1) 土地の概要

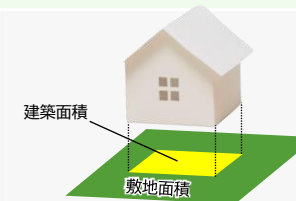
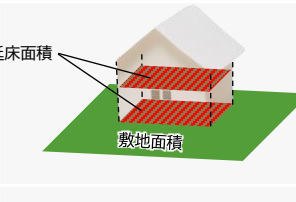

所在地	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141番13
交通	しなの鉄道「中軽井沢」駅より徒歩約25分 長野新幹線「軽井沢」駅より車で約15分
数量	16,924.01㎡
地目	宅地
現況	建物あり（解体予定）

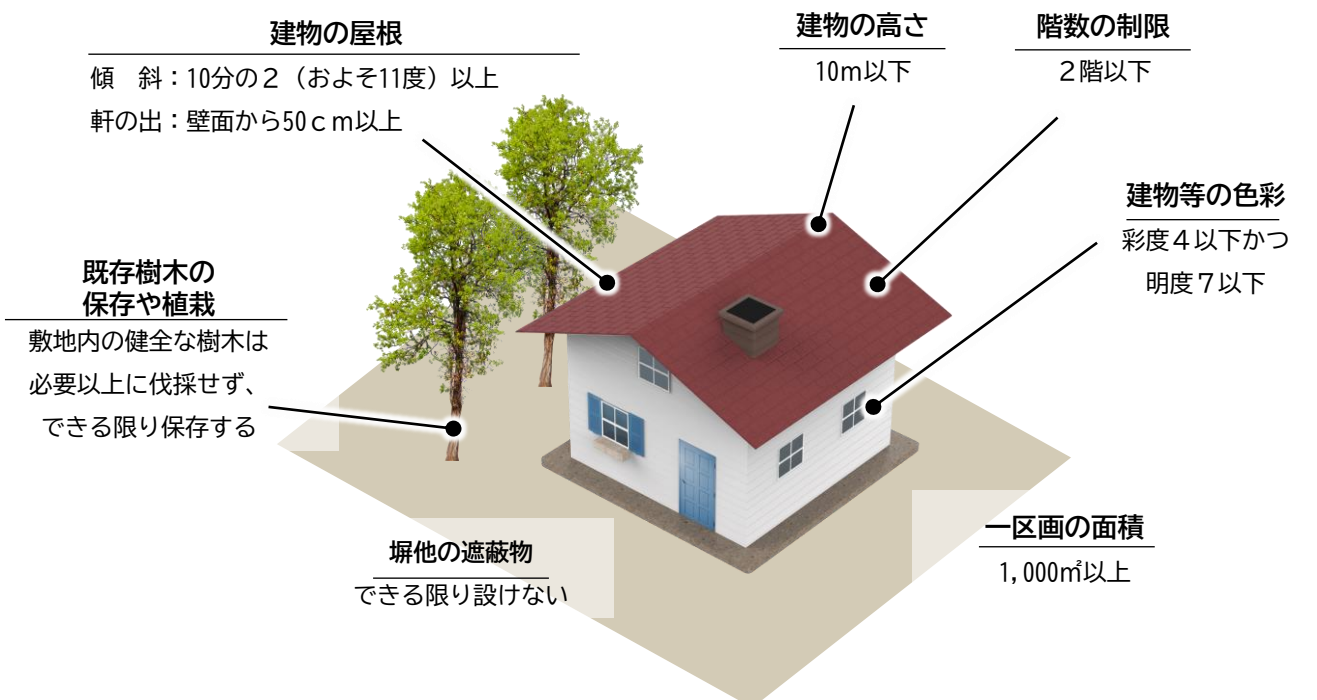
### (2) 用途地域等

軽井沢町は、町の大部分が**第一種低層住居専用地域**に指定されており、住居や共同住宅、寄宿舍、図書館、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、公衆浴場、老人ホームなどは建築できますが、店舗、事務所、工場、ホテル・旅館などは建築できません。また、伝統と豊かな自然を守り、明るく健康的な国際保養休養地としてのまちづくりを推進するため、「**軽井沢町の自然保護対策要綱**」に基づき、町独自の自然保護対策基準を定めています。

 建築可能な用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅（共同住宅、寄宿舍等）</li> <li>・図書館</li> <li>・幼稚園</li> <li>・小中学校、高等学校</li> <li>・公衆浴場</li> <li>・老人ホーム など</li> </ul>
 建築不可能な用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗</li> <li>・事務所</li> <li>・工場</li> <li>・ホテル、旅館 など</li> </ul>

### (参考) 軽井沢町の自然保護対策要綱に基づく制限の概要

概要	建築基準法による規制	自然保護対策要綱による規制
建ぺい率 $\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$ 	30%	20%
容積率 $\frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$ 	50%	20%
建物等の後退距離 隣地等の境界線から外壁までの離隔距離 	1.5m	道路から最低5m 隣地から3m かつ 建物の高さの2分の1の距離



(参考) 第一種低層住居専用地域における建築物の用途制限

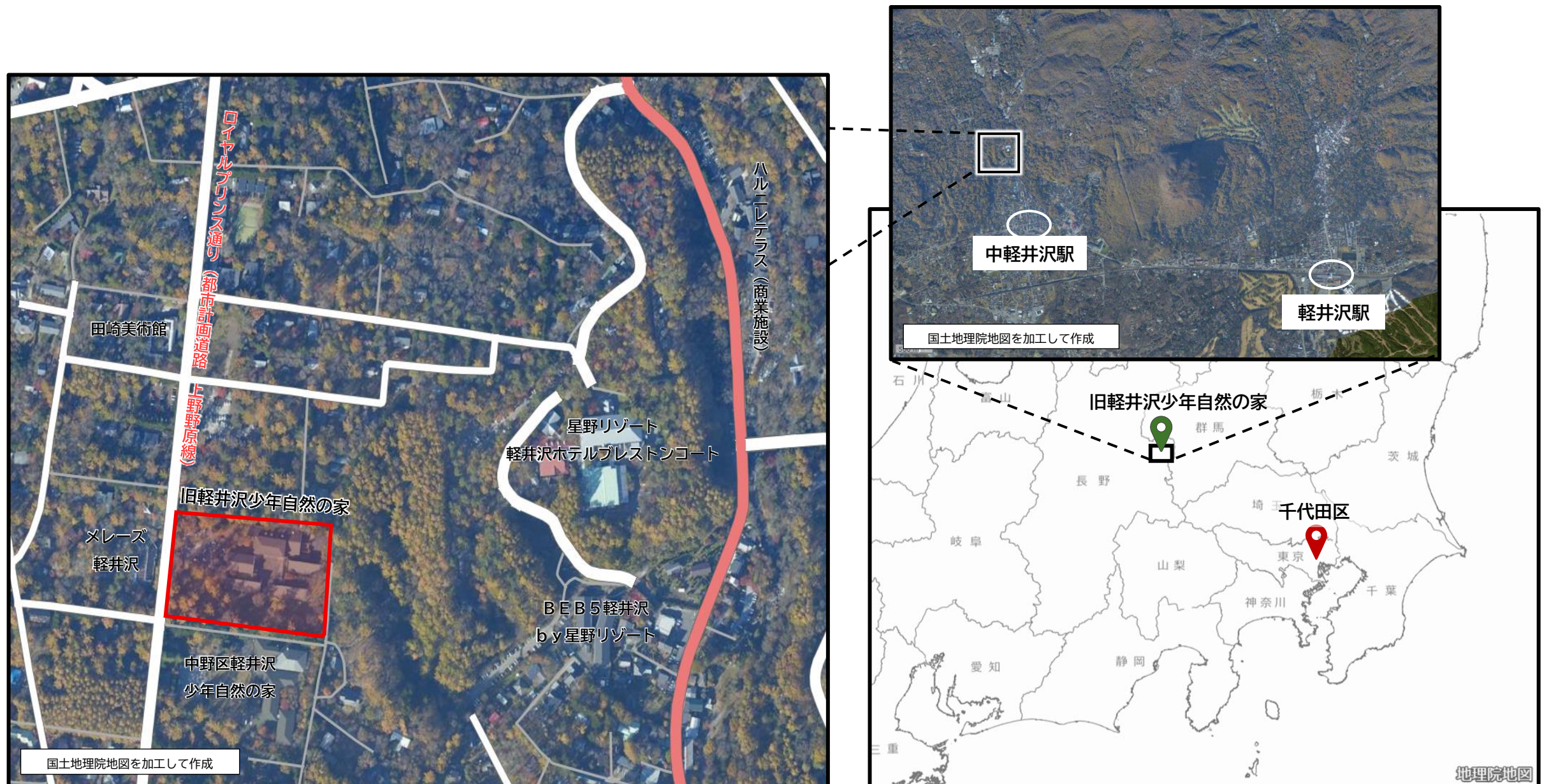
建築物の用途		建築可否	備考	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等		×		
事務所等		×		
ホテル、旅館		×		
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バットニング練習場等	×		
	カラオケボックス等（ダンスホール）	×		
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×		
	劇場、映画館、演劇場、観覧場、ナイトクラブ等	×		
	キャバレー、料理店等、個室付浴場等	×		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等	×		
	図書館等	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○		
	神社、寺院、教会等	○		
	病院	×		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所	×		
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×		
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	① 600㎡以下 1階以下	
	倉庫業倉庫	×		
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×		
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×		
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×		
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれのある工場	×		
	自動車修理工場	×		
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	
		量が少ない施設	×	
		量がやや多い施設	×	
量が多い施設		×		

(参考) 軽井沢町の自然対策要綱の概要

形態	一区画の面積	1,000㎡以上
	建ぺい率	20%以下
	容積率	20%以下
	建築物の階数	2階以下
	建築物の高さ	10m以下
色彩	建築物の屋根	切妻・寄棟等の傾斜のあるものとする。 （最低勾配：商業地域は1/10、その他は2/10かつ軒出（壁面から）50cm以上）
	建築物の外観は、周囲の環境や景観に配慮した落ち着いたものとする。	
敷地	建築物等・広告物の地色	彩度4以下、明度7以下
	工作物の設置	土地の形状変更、立木の伐採は最小限にとどめ、自然環境に適合した工法を採用するとともに、改変箇所は速やかに自然状態に復元すること。
自然環境保全	道路等からの後退	5m
	特定道路等	10m（敷地奥行の1/3を限度）
	隣地等からの後退	3mかつ高さの1/2
	後退部分の樹木の保存	道路後退部分、隣地後退部分等にある樹高が10mを超える健全な樹木は、原則保存すること。
	掘他の遮蔽物	出来る限り設けない。やむを得ず設ける場合は自然景観に調和するよう配慮すること。
その他	既存樹木等	敷地内の樹木及び植物は、できる限り残存させること。
	希少動植物	事業地内に自生する貴重な植物等は、保護地区として残存し、又は移植して保護すること。
誘蛾灯	誘蛾灯	野鳥とこん虫の保護のため、必要最小限とすること。
	工事期間	夏期（7月25日～8月31日）は、原則として自粛すること。
民泊等について	民泊等について	民泊施設、カプセルホテル等は町内全域において認めない。

### (3) 位置図等

旧軽井沢少年自然の家は、千代田区から約130kmとアクセスに優れ、豊かな自然環境と生活利便性が高度に調和する由緒ある別荘地、中軽井沢エリアに位置しています。



#### (4) 土地の取得経緯

昭和25(1950)年から昭和30(1955)年までの6年間、財団法人佐々木研究所理事長であり、元杏雲堂病院長の佐々木隆興博士のご厚意により、旧軽井沢別荘の提供を受け、区は区立中学校生徒を対象とした夏季施設を実施しました。この施設は、団体訓練や健康増進の観点から、参加した生徒や教員にとって極めて有意義なものとして高く評価されました。

この成果を受け、軽井沢に区立園舎の設置を求める声が広がり、昭和31(1956)年には当時の全区議会議員から、区政振興および施設充実費として歳費積立金の寄付申し出がありました。区は、この寄付金を財源として、旧軽井沢少年自然の家の前身となる軽井沢高原学校の建設を計画し、同年、軽井沢の地に土地を取得しました。



旧軽井沢少年自然の家 敷地内に設置されている  
記念碑モニュメント「軽井沢高原学校建設の歩み」

## 2 軽井沢町の周辺地域の動向

### (1) 軽井沢町の特徴

軽井沢町は長野県の東端、群馬県との県境に位置し、標高約1,000メートルの高原地帯に広がっています。町域の大部分は浅間山の裾野にあり、豊かな森林や清流に恵まれた自然環境が町の大きな魅力です。人口は約2万人ですが、北陸新幹線の軽井沢駅があり、東京から約1時間でアクセスできる利便性も大きな特徴です。そのため、観光シーズンには首都圏を中心に多くの来訪者や別荘利用者が訪れ、町の人口は一時的に大きく増加します。

豊かな自然環境と快適な気候に恵まれた軽井沢は、明治時代以降、外国人宣教師や著名人が避暑地として滞在するようになり、国際色豊かな文化が根付いてきました。町内には教会や洋館、別荘地が点在し、独自の景観と文化的多様性を形成しています。観光資源も豊富で、旧軽井沢銀座通りや歴史的建造物、アウトレットモール、ゴルフ場、美術館などがあり、年間を通じて多様なアクティビティが楽しめます。

また、観光地としての魅力だけでなく、定住促進や地域活性化にも力を入れており、自然と調和したまちづくりが進められています。特に、軽井沢町では昭和47(1972)年に「軽井沢町の自然保護対策要綱」を制定し、土地の分割や建物の高さ・色、看板などに厳しい規制を設けています。これは、住民自らが自然と共生する姿勢を大切にし、無秩序な開発や景観破壊を未然に防ぐための町独自のルールです。こうした取り組みが、軽井沢の美しい自然と文化的価値を守り続けている理由の一つとなっています。

このように、軽井沢町は豊かな自然環境と歴史・文化、そして住民・事業者・行政が協力して持続可能な地域社会の実現を目指す姿勢が、町の大きな特徴となっています。

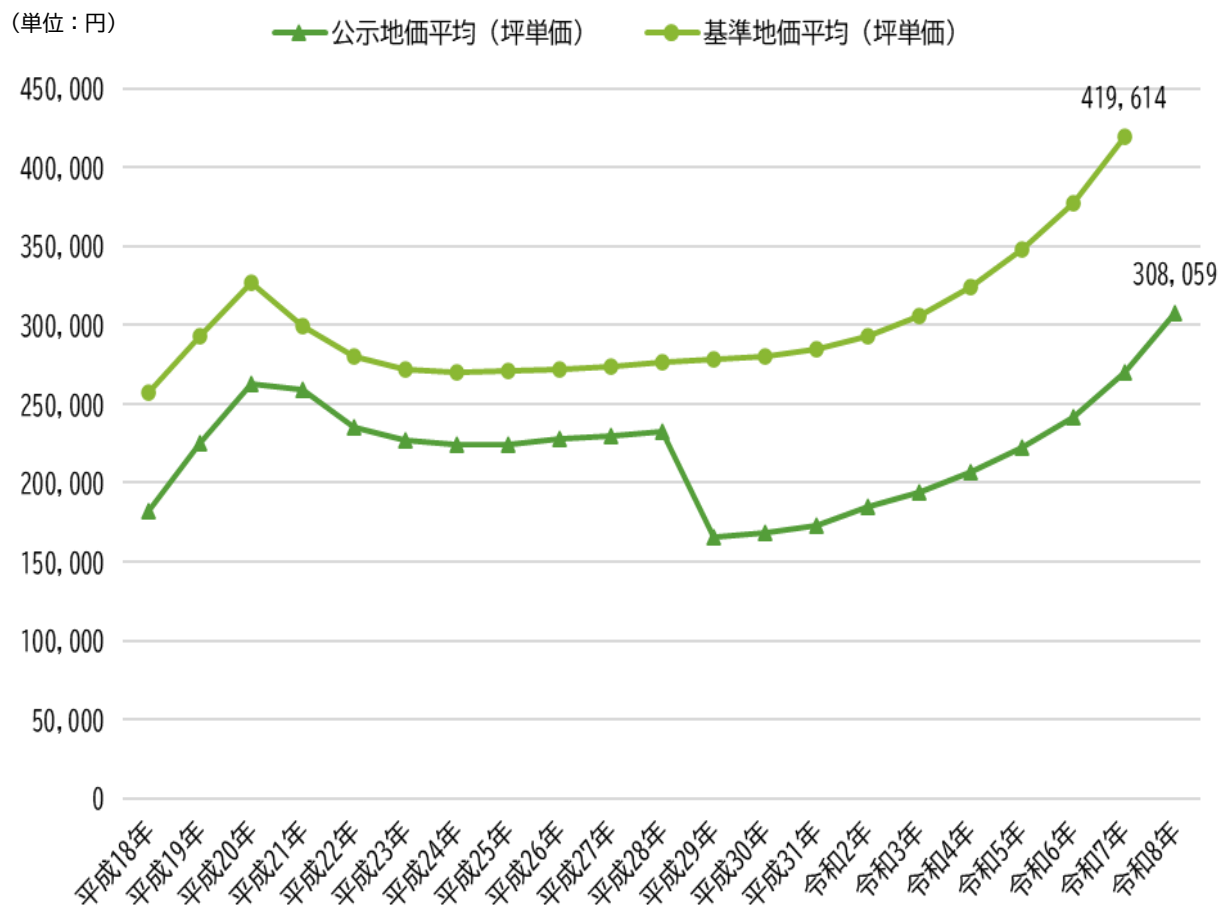
## (2) 土地価格の推移

軽井沢町の土地価格は近年、顕著な上昇傾向を示しています。背景には、コロナ禍以降のリモートワーク普及による二拠点生活や移住ニーズの高まり、観光需要の回復、インバウンド増加などがあります。供給面では厳しい景観規制や開発制限により新規物件が限られ、希少性が価格上昇を加速させています。

今後も利便性向上やリゾート開発計画が進む中、軽井沢町は高級別荘地としてのブランド力を維持し、不動産市場は強含みの状態が続くと予想されます。

### (参考) 公示地価平均及び基準地価平均の推移（長野県北佐久郡軽井沢町）

公示地価平均は各年1月1日現在、基準地価平均は各年7月1日現在の価格を表す。



### (参考) 地元不動産会社への聞き取り結果

令和7（2025）年5月 軽井沢町内不動産会社へ区職員による聞き取りを実施。

#### A社

- 上ノ原は利便性と自然が両立した人気の地域で**売買の需要が高い**。軽井沢町で**定期借地**の事例は**限定的**。
- 当社では月平均30~40件ほどの別荘の成約実績があり、法人よりも個人の需要が高い傾向にある。
- 軽井沢町内での保養所のニーズは減少している。

#### B社

- 上ノ原は別荘の需要が高い地域。
- 千ヶ滝地区の開発が今後予定されているため、開発地から近い上ノ原周辺の**土地価格**は今後も**上昇**が予想される。
- 更地での活用は思い浮かばない。軽井沢町内のテニスコートは廃止傾向にある。

### (3) 周辺施設と開発動向

旧軽井沢少年自然の家周辺では、観光資源や自然環境を活かした施設整備が進み、交通インフラや宿泊施設の充実により、利便性と地域の魅力が向上しています。

旧軽井沢少年自然の家の北に位置する千ヶ滝地区では、西武グループと野村不動産株式会社による約22ヘクタールの大規模複合開発が進められ、自然環境と歴史を踏まえた次世代リゾートの形成を目指しています。隣接地には、株式会社星野リゾートによる従業員専用の駐車場が整備されました。

また、軽井沢町では中軽井沢エリアのまちづくりに関する検討が始まり、交通結節点や生活利便施設の整備、地域資源を活かした持続可能なまちづくりの方向性が議論されています。

このように、旧軽井沢少年自然の家周辺では観光・リゾート・商業・交通インフラなど多様な分野で施設整備や開発、検討の動きが見られ、地域全体の価値向上に向けた取組みが進んでいます。

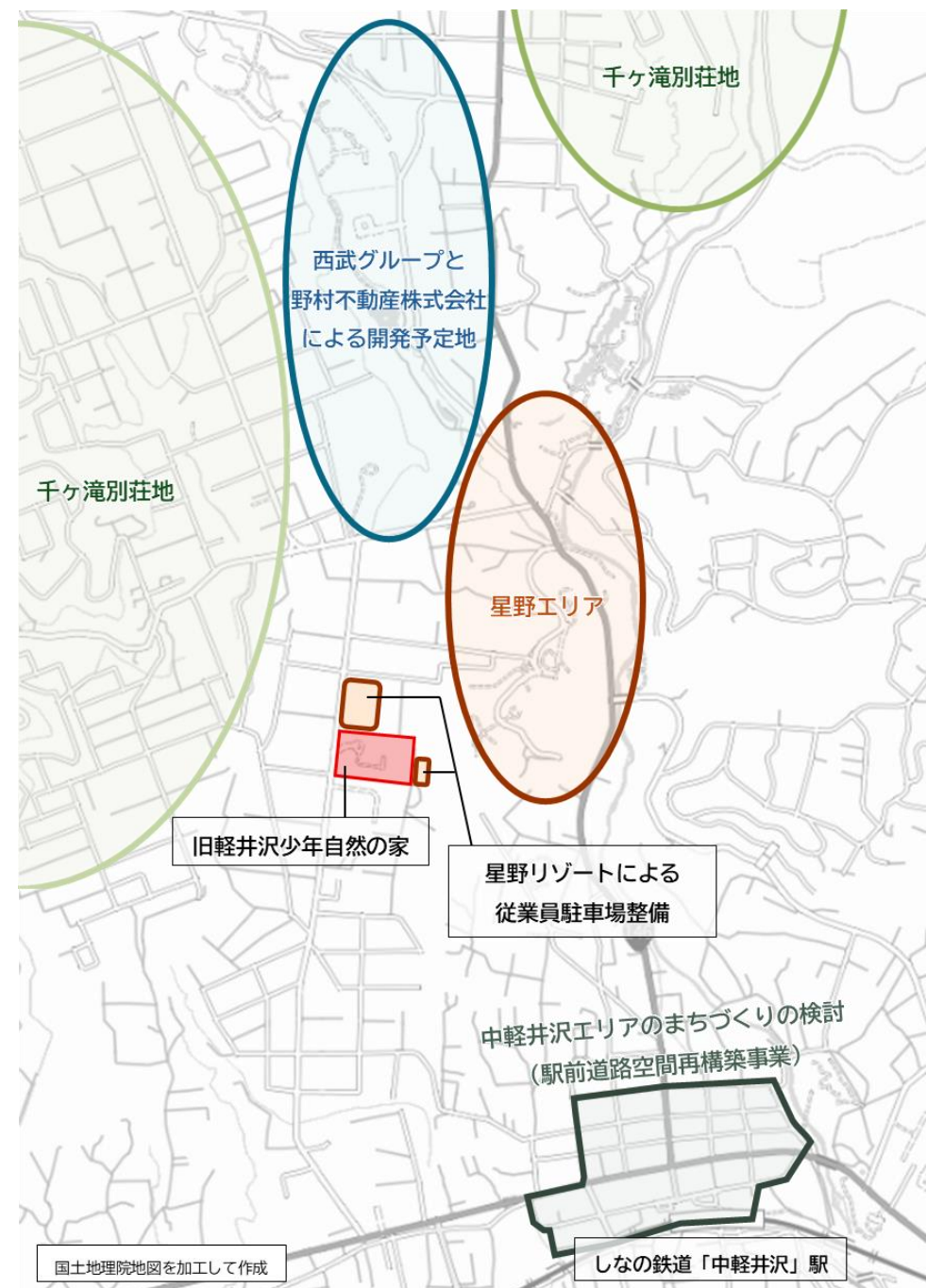


西武グループと野村不動産株式会社による  
開発予定地「軽井沢千ヶ滝温泉」



星野エリア「軽井沢高原教会」

### (参考) 周辺地域の施設と開発動向



(注) 上図の表記のほか、「湯川かわまちづくり事業」など中軽井沢エリアのまちづくりの検討がされています。

### 3 活用に向けた検討

#### (1) 教育委員会における検討

平成28(2016)年度以降、老朽化や施設の設備が現代の生活様式に合っていない等の理由から、学校利用や社会教育による利用は停止されました。

令和2(2020)年の予算・決算特別委員会では、「売却をせず、千代田の子どもたちのためになる良い施設とする」方針を確認しました。これを受け、令和3(2021)年度には外部有識者や学校関係者等で構成する「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会」を設置し、検討協議会における議論の結果を「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会報告書」(利活用方針)として取りまとめました。

さらに、令和4(2022)年度には利活用方針の実現に向けて「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想策定委員会」を設置し、必要な機能や施設整備の方向性を検討し、「基本構想」として取りまとめました。

これまでの検討を踏まえて、基本計画や事業手法の検討に着手しましたが、施設整備や運営維持にかかるコストが過大となるため、令和5(2023)年度に教育施設としての活用検討を終了しました。

#### (2) 政策経営部における検討

令和6(2024)年度には、既存建物について庁内での活用需要が確認されなかったため、既存建物の解体方針を決定しました。

令和7(2025)年度には、建物解体後の土地活用について、民間事業者のアイデアや財産運用の観点を含め、活用可能性を幅広く検討しました。

年度	概要	補足
S61	軽井沢少年自然の家(I期施設)竣工	以降、移動教室、夏季施設、自然体験教室等の宿泊施設として活用。
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用の停止</li> <li>「軽井沢少年自然の家」を引き続き活用していくことを求める決議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化や施設の設備が現代の生活様式に合っていない等の理由から、学校利用や社会教育による利用が停止。</li> <li>「安易に売却することなく存続させ、次世代に引き継ぐべく、将来の使用方法も含め、活用策を早急に示すことを区に対して求める」決議が可決。</li> </ul>
H29	利活用検討開始	活用案の調査・市場調査(運営事業者への参入意思確認を含む)を実施した結果、運営事業者に参入意欲が見られなかったため、引き続き検討が必要との結論に至る。
H30	「郊外区有施設の利活用に向けた検討会」設置	検討会において「幅広く行政需要の確認を行い、暫定的な使用も含めて、活用策を検討し、できるだけ早く財産を活用する。」方向性を確認。
R2	予算・決算特別委員会	「 <u>売却をせず、千代田の子どもたちのためになる良い施設とする</u> 」ことを確認。
R3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会」設置</li> <li>「軽井沢少年自然の家のあり方検討協議会報告書」策定</li> </ul>	外部の有識者や学校関係者等で構成する検討協議会における議論の結果(利活用方針)を報告書に取りまとめる。
R4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想策定委員会」設置</li> <li>「軽井沢少年自然の家のあり方基本構想」策定</li> </ul>	施設に必要な機能や施設整備の方向性等を検討し、基本構想として取りまとめる。
R5	教育施設としての活用検討を終了	基本計画や事業手法の検討を進めてきたが、施設整備や運営維持にかかるコストが過大となるため、 <u>教育施設としての活用検討を終了</u> 。
R6	既存建物を解体する方針を決定	既存建物に対する庁内の活用需要が確認されなかったため、 <u>既存建物の解体方針を決定</u> 。
R7	解体後の跡地活用の検討	民間事業者のアイデアや財産運用の観点を含め、活用可能性を幅広く検討。

## II 土地活用方針の策定にあたって

### 1 長野県及び軽井沢町との協議等

令和7（2025）年度に旧軽井沢少年自然の家が所在する地元行政機関である長野県及び軽井沢町に対して、本区有財産の活用意向を照会したところ、いずれも跡地の活用意向はありませんでした。

なお、本区有財産の活用にあたり、軽井沢町から自然保護対策等に関する要望を受けたため、軽井沢町と継続的に協議を実施しました。

日程	相手先	主な協議内容
5月20日	長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の進め方について</li> <li>県有財産の保有方針等について</li> </ul>
5月21日	軽井沢町	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の進め方について</li> <li>軽井沢町が抱える課題について</li> </ul>
5月23日	長野県・軽井沢町	<ul style="list-style-type: none"> <li>区有財産の活用意向について（照会）</li> </ul>
8月6日	長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>区有財産の活用意向について（回答）</li> </ul>
8月29日	軽井沢町	<ul style="list-style-type: none"> <li>区有財産の活用意向について（回答）</li> </ul>
10月21日	軽井沢町	<ul style="list-style-type: none"> <li>サウンディング型市場調査の進捗について</li> <li>民間事業者等が区有財産を活用する場合の<b>軽井沢町からの要望</b>について</li> </ul>

#### 軽井沢町からの要望

- アスファルト敷の駐車場が整備されることは、環境面で懸念（ヒートアイランド現象による人工排熱の増加など）がある。砂利、土砂熱舗装など対策を講じてほしい。
- 社員寮やマンションなど大規模な住宅系用途の建設は、景観の観点から懸念がある。通り沿いではなく、敷地の奥まった位置に建物を建てるなどの工夫をしてほしい。

### 2 民間サウンディング調査

#### （1）調査概要

本区有財産の市場性や活用可能性を把握するため、民間事業者の自由な発想に基づく意見や提案を対話形式で収集し、より実効性のある活用方針の検討を進めることを目的として、事業に関心を持つ民間事業者との対話（サウンディング調査）を実施しました。

なお、本調査の実施にあたっては、公募により参加事業者を募り、参加事業者の名称を非公表とすることを条件としました。

#### （2）現地見学会

開催日：令和7（2025）年8月21日（木）～8月22日（金）

参加者：10事業者

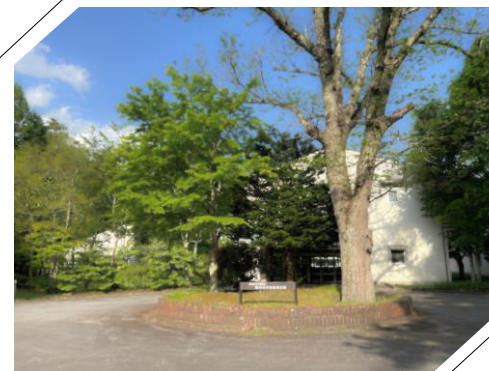
#### （3）対話の実施

開催日：令和7（2025）年10月20日（月）～10月24日（金）

参加者：6事業者

#### （4）主な対話項目

- 立地特性や軽井沢町の魅力を活かした活用策について
- 本区在住者・在勤者・在学者の利用可能性について
- 事業にあたっての課題や条件について
- その他区に期待する公募事項等について



## (5) 調査結果の概要

主な対話項目		意見の概要			
活用策	立地特性や軽井沢町の魅力を生かした活用策	 <p>従業員の寄宿舍等</p>	 <p>文化芸術活動の研鑽の場</p>	 <p>別荘等</p>	 <p>駐車場用地</p>
	区民への還元策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社関連会社によるサービス提供、インセンティブ付与（利用料金の割引・優先予約など）</li> <li>・ 区民等に対する施設利用料金の割引など</li> <li>・ 区民を対象とした優先利用枠の設定、体験プログラムの実施など</li> </ul>			
事業スキーム	定期借地設定契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約満了後の優先交渉条項の設定を希望</li> <li>・ 契約満了後の既存建物の処分方法を要協議事項とすることを希望</li> <li>・ 建物建築による活用は制約があり、質の高い建築物の実現が困難</li> <li>・ 普通借地権や一般定期借地権による契約が望ましい</li> <li>・ 事業の幅が狭まってしまう懸念がある</li> </ul>			
	賃貸借の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50年程度を想定、10年未満は事業不成立</li> <li>・ 30年以上の長期を希望</li> <li>・ 25年以上の長期を希望</li> <li>・ 可能な限り長期を希望</li> <li>・ 宿泊用途なら20年以上、住宅用途なら70年以上を希望</li> </ul>			
その他	事業者の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益施設でないため、賃料競争よりも地域活性化やまちづくりに寄与する事業を重視した選定方法を希望</li> <li>・ 公募型プロポーザル方式を希望</li> <li>・ 経済条件を重視する入札の場合、参加が困難</li> <li>・ 公募型プロポーザル方式を希望</li> </ul>			

## III 土地活用方針

### 1 基本的な考え方

#### (1) 区による継続保有

旧軽井沢少年自然の家の土地は、寄附によって本区の財産として取得された経緯を踏まえ、今後も継続して区が所有します。

#### (2) 区財政負担に依存しない活用と区民への利益還元

区の財政負担を前提としない事業者の借地制度による活用を進めるとともに、貸付けに当たっては区民利用施設の整備やサービス提供、貸付料を財源とした区政施策への充当等を通じて、区民への利益還元の実現を図ります。

#### (3) 軽井沢町のまちづくりへの配慮

軽井沢町のまちづくりに十分配慮し、地域特性や景観、環境保全の方針に沿った活用を行います。

### 2 区有地の活用手法

区と事業者が借地契約等を締結し、区は事業者に本区有財産を貸し付けて活用するものとします。

### 3 事業者の選定手法

公募型プロポーザル方式を採用し、審査の結果、最も優れた提案を行った者を事業予定者として選定します。

### 4 公募条件等

#### (1) 求める提案内容

区民利用施設の整備やサービス提供、貸付料を財源とした区政施策への充当など、区民に対する利益還元を具体的に実現する提案であること。

利益還元の方法としては、教育・文化の振興や地域交流の促進など区民生活の向上に寄与する取り組みを含むことが望ましいですが、これに限らず、区民にとって有益な仕組みやサービスを創出する内容であること。

さらに、軽井沢町のまちづくりに十分配慮し、地域特性や景観、環境保全の方針に沿った活用を行うこと。

#### (2) 公募条件の検討にあたって

サウンディング調査の結果を踏まえ、以下の考え方に基づいて公募条件を設定する予定です。なお、公募条件は公募開始時に公表する募集要項にて確定しますので、以下の記載内容から変更となる場合があります。

契約種別	借地借家法（平成3年法律第90号）に基づく定期借地権設定契約の締結を原則とします。ただし、建物の所有を目的としない場合は、民法（明治29年法律第89号）に基づく賃貸借契約を締結することとします。
貸付期間	事業者からの提案に基づいて決定します。ただし、事業の成立等に配慮した上で、貸付期間の上限を公募開始時に設定する予定です。
返 還	契約期間満了時、民間事業者（借受人）は原状に復して、区有財産を返還するものとします。
費用負担	施設整備及び施設の維持管理に要する費用は、原則として借受人が負担するものとします。また、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条に定める国有資産等所在市町村交付金に相当する費用は、借受人が賃料とは別に負担するものとします。金額の目安は公募時に提示する予定です。
そ の 他	敷地内に設置している記念碑モニュメント「軽井沢高原学校建設の歩み」については、貸付後も同敷地内に設置することを契約の条件とします。

## 5 今後のスケジュール（予定）

今後のスケジュール（予定）は以下のとおりです。解体工事完了後に、本区有財産を貸し付けできるよう準備を進めてまいります。



※ 上記スケジュールは、検討状況等に応じて変更となる可能性があります。

## (参考) 借地権の種類等

		借地借家法上の借地権 (建物の所有を目的とする地上権及び賃借権が対象)					民法上の賃貸借 (建物の所有を目的としない賃借権が対象)
		普通借地権	定期借地権			一時使用目的の借地権	
			一般定期借地権	事業用定期借地権	建物譲渡特約付借地権		
利用目的	制限なし	制限なし	事業用建物所有 (居住用建物は不可)	制限なし	臨時施設の設置その他 一時使用のためのもの	制限なし (建物不可)	
契約期間※	最短	30年	50年	10年	最低限の期間 【1年】	—	
	最長	— 【30年】	— 【原則50年】	50年 【20年】		— 【30年】	50年 【20年】
中途解約の可否	原則	不可					不可
	例外	①：中途解約に関する特約があれば可 注：ただし、貸主からの解約申入れは不可 ②：借主、貸主、双方の合意があれば可 ③：借主の契約違反行為により信頼関係が著しく損なわれた場合は可					中途解約に関する特約があれば可
更新の可否	可 (正当事由がない限り更新)	不可	不可	不可	不可	可	
更新後の存続期間	更新1回目 20年以上 更新2回目 10年以上	—	—	—	—	更新のときから50年	
契約方法	書面に限らない	特約は書面で行う	公正証書に限る	書面に限らない	書面に限らない	書面に限らない	
契約期間終了時	原則更地で返す	原則更地で返す	原則更地で返す	建物付きで返す	原則更地で返す	原則更地で返す	

※ 【】の年数は、千代田区公有財産管理規則上の契約期間の上限を表す。

## IV 参考資料

### パブリックコメントの結果概要

今 後 掲 載 予 定



千代田区

政策経営部 施設経営課

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号

電話 03-5211-4160 (直通)

(仮称) 四番町公共施設新築空調設備工事について

政策経営部 契約課

1 経過

年 月	30年度	31・元年度	令和2年度	令和3・4年度	令和5年度	令和6年度	令和7	令和8年度
	3月	3月	8月 9月	12月	12月	10月 12月 3月	年度	4月 8月 2月
当 初	当初予算	契約議案 着工						
第1回 変更			契約変更 専決報告			10/31		
第2回 変更				議決 契約変更		3/31	8/14	
第3回 変更						議決 契約変更		
第4回 変更							専決報告 (予定)	完了予定 2/26

2 契約日 令和 2 年 3 月 12 日

3 契約の相手方 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号  
一工・丹野建設共同企業体  
代表者 第一工業株式会社  
代表取締役 篠原 直男

4 契約見込金額	当 初	5 1 4 , 8 0 0 , 0 0 0 円	
	第 1 回	5 2 0 , 7 5 1 , 0 0 0 円	(令和 2 年 2 臨専決報告)
	増減額	5 , 9 5 1 , 0 0 0 円	1 . 2 % 増
	第 2 回	5 5 6 , 2 4 8 , 0 0 0 円	(令和 3 年 4 定変更議決)
	増減額	3 5 , 4 9 7 , 0 0 0 円	6 . 8 % 増
	第 3 回	6 8 3 , 9 8 0 , 0 0 0 円	(令和 6 年 4 定変更議決)
	増減額	1 2 7 , 7 3 2 , 0 0 0 円	2 3 . 0 % 増
	第 4 回	7 1 0 , 9 8 5 , 0 0 0 円	(専決報告予定)
	増減額	2 7 , 0 0 5 , 0 0 0 円	3 . 9 % 増

5 変更内容

スライド条項適用による増額

6 契約期間

当 初 契約締結日の翌日～令和 6 年 10 月 31 日  
第 1 回 契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 31 日  
第 2 回 契約締結日の翌日～令和 8 年 8 月 14 日  
第 3 回 契約締結日の翌日～令和 9 年 2 月 26 日  
第 4 回 工期変更なし

7 理由

令和 2 年 3 月 11 日に議決を得た (仮称) 四番町公共施設新築空調設備工事請負契約の一部を変更する。議会の議決を得た契約の変更に関する区長の専決処分事項の指定に基づき専決処分とし本会議で報告する。

東郷元帥記念公園改修工事について

政策経営部 契約課

1. 経過

年月	28年度	29年度	30年度			31・元年度		2年度		3年度	4年度	5年度	6・7年度	8年度
	3月	10月	7月	12月	2月	3月	5月	12月	4月	5月	2月	3月	3月	4月
当初	当初予算	契約議案 着工	委員会報告 工事中止	委員会報告	委員会報告	委員会報告	委員会報告	委員会報告	委員会報告		委員会報告			
第1回変更				契約変更	専決									
第2回変更					契約変更									
第3回変更								工事再開 契約変更 専決						
第4回変更									議決 契約変更					
第5回変更										専決 契約変更				
第6回変更											契約変更			
第7回変更												議決 契約変更		
第8回変更													専決	
第9回変更														専決報告 (予定) 竣工予定

2. 契約日 平成29年10月19日

3. 契約の相手方 東京都千代田区九段南四丁目1番9号  
富士・日産建設共同企業体  
代表者 東京都千代田区九段南四丁目1番9号  
株式会社富士植木  
代表取締役 成家 岳

4. 契約見込金額 当初 667,440,000円(平成29年3定議決)  
第1回 680,800,680円(平成31年第1回臨時会専決報告)  
増減額 13,360,680円 2.0% 増  
第2回 680,800,680円(令和元年12月10日変更)  
増減額 0円 増減なし

第3回	713,259,480円	(令和2年2定専決報告)
増減額	32,458,800円	4.8% 増
第4回	1,074,414,780円	(令和3年1定議決)
増減額	361,155,300円	50.6% 増
第5回	1,103,252,380円	(令和4年2定専決報告)
増減額	28,837,600円	2.7% 増
第6回	1,103,252,380円	(令和5年1月31日変更)
増減額	0円	増減なし
第7回	1,395,266,080円	(令和5年3定議決)
増減額	292,013,700円	26.5% 増
第8回	1,400,495,480円	(令和7年臨時会専決報告)
増減額	5,229,400円	0.4% 増
第9回	1,375,251,580円	(専決報告予定)
増減額	-25,243,900円	-1.8% 減

5. 契約期間	当初	契約締結日の翌日～令和元年12月20日
	第1回	工期変更なし
	第2回	契約締結日の翌日～令和4年3月31日
	第3・4回	工期変更なし
	第5回	契約締結日の翌日～令和5年3月31日
	第6回	契約締結日の翌日～令和6年3月31日
	第7回	契約締結日の翌日～令和8年3月31日
	第8回	工期変更なし
	第9回	工期変更なし

#### 6. 変更内容

- (1) 関連工事の施工工程の変更による減額
- (2) 土留めの追加、仮設通路の設置、歩道工事等の追加による増額

7. 理由 平成29年10月19日に議決を得た東郷元帥記念公園改修工事に関する契約の一部を変更する。議会の議決を得た契約の変更に関する区長の専決処分事項の指定に基づき専決処分とし本会議で報告する。

## 東郷元帥記念公園改修工事（第 501 号）の契約変更について

### 1 工事概要

- 工事件名：東郷元帥記念公園改修工事（第 501 号）
- 契約番号：第 000000622 号
- 工事場所：千代田区三番町 18 番地先
- 工 期：平成 29 年 10 月 20 日～令和 8 年 3 月 31 日
- 請負業者：富士・日産建設共同企業体
- 契 約 金 額：667,440,000 円
- 工 期：令和元年 12 月 20 日

### 2 これまでの変更概要

- 第 1 回変更（金額）： 680,800,680 円（平成 31 年 3 月 19 日）
- 増 加 金 額： 13,360,680 円（+2%増）
- 第 2 回変更（工期）：令和元年 12 月 20 日→令和 4 年 3 月 31 日（令和元年 12 月 10 日）
- 第 3 回変更（金額）： 713,259,480 円（令和 2 年 5 月 26 日）※専決処分
- 増 加 金 額： 32,458,800 円（+4.8%増）
- 第 4 回変更（金額）：1,074,414,780 円（令和 3 年 3 月 26 日）
- 増 加 金 額： 361,155,300 円（+51%増）
- 第 5 回変更（金額・工期）：1,103,252,380 円（令和 4 年 3 月 25 日）※専決処分
- ： 28,837,600 円（2.7%増）
- ：令和 4 年 3 月 31 日→令和 5 年 3 月 31 日
- 第 6 回変更（工期）：令和 5 年 3 月 31 日→令和 6 年 3 月 31 日（令和 5 年 1 月 31 日）
- 第 7 回変更（金額・工期）：1,395,266,080 円（令和 5 年 10 月 28 日）
- 増 加 金 額： 292,013,700 円（+27%増）
- ：令和 6 年 3 月 31 日→令和 8 年 3 月 31 日
- 第 8 回変更（金額）：1,400,495,480 円（令和 7 年 3 月 28 日）※専決処分
- 増 加 金 額： 5,229,400 円（+0.4%増）



### 3 第9回変更について

変更後金額 1,375,251,580 円 (△25,243,900 円 (1.8%の減額)) ※専決処分

### 4 主な変更内容

#### ①交通誘導員の減による減額 (△35,000,000 円)

第7回変更で工期が2年延伸となったことにより、誘導員を5,140人追加計上した。

5,140人はこれまで同様東郷公園前の交差点より工事車両を搬入する際の誘導員に加え、工期延伸に伴う工事現場内の東郷坂側の仮設通路の誘導員を含む。

※工事車両の搬入する際の誘導員については、令和5年10月18日に工事契約を行った隣接する二七通りの歩道拡幅工事と工事範囲が重複することや占有企業者工事(下水道局、東京電力等)、周辺の建築工事も増えることから麹町警察署より東郷公園の誘導員の人数についても見直す必要があると指摘があったことも踏まえ、交通誘導員の人数を追加計上した。

●5,140人の内訳

・工事車両を搬入する際の誘導員

260日(年間作業日数)×2年×7人(1日当たりの誘導員/交代要員含む)=3,640人

・仮設通路の誘導員

400日(R6.4.1~R7.10.30)×3人(1日当たりの誘導員/交代要員含む)=1,200人

・公園工事に伴う周辺道路整備の誘導員

60日×5人=300人

下記2点より交通誘導員が5,140人→3,492人に変更(1,648人減)

・隣接する二七通りの歩道拡幅工事が想定以上に夜間施工で行えたことや周辺工事についても施工日程を調整したことで日当たりの交通誘導員を少なくし施工を行った。

・令和6年4月より設置した東郷坂側仮設通路についても当初は令和7年10月までを想定していたが、公園工事の進捗状況により令和7年7月に早期閉鎖を行った。

#### ②その他中段広場の工事を進めるうえでの増額(1,000,000円程度)

②-1 樹木の根の影響による土留めの追加

②-2 東郷坂側仮設通路の早期閉鎖に伴う別仮設通路の設置(交通誘導員なし)

②-3 中段広場入口前の歩道工事等の追加

### 5 工期について

工期の変更はなし(令和8年3月28日全面開放)